

令和5年6月版  
(令和4年6月版改訂)

# 原子力損害賠償事例集

第1部  
(参考事例一覧)

原子力損害賠償紛争解決センター  
(文部科学省研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室)

1 当センターは、当センターにおける職務上の資料とし、併せて、原子力損害の被害者が当センターを利用する際の判断に資する目的で、これまでの和解成立事例を整理し、公表してきている。

当センターは、令和2年5月、令和2年版原子力損害賠償事例集を公表し、その後、令和3年5月及び令和4年6月に、それぞれ事例集を公表している。

今般、令和4年6月に公表した事例以降の和解成立事例（具体的には令和3年10月から令和4年7月までに成立した和解事例。公表番号1794から1877まで）を収録した令和5年版の事例集を公表することとする。

なお、これらの事例集に収録された和解成立事例は、個別の事案における具体的事情を前提とするものであるから、当該事案の具体的事情を離れて、和解の内容やその考え方を一般化することは適切ではない。

2 本事例集は、これまでの事例集と同様、以下に記載する二部構成とし、目次の構成も同様になっている。なお、第1部における、中間指針等の整理や項目冒頭の補足説明の記載は、令和2年版原子力損害賠償事例集を引用することとし、各見出しにおいて令和2年版原子力損害賠償事例集の該当ページを掲記している。

#### ① 第1部

中間指針の第四次追補まで及び総括基準の損害項目ごとに「関連する事案の損害項目を、公表の際の「事案の概要」を参考に対象となる損害項目、期間等をできるだけ明示して一覧できるようにした。紹介箇所に関しては、必ずしも厳密な分類にこだわらず、また、重複をいとわずに当該項目に関連する事案を参照できるように心掛けている。

ホームページによる和解契約書の公表の際には公表番号とともに事案の概要に関する紹介文を設けているが、本事例集でもこの公表番号を利用し、公表番号に続けて、後述の各事例の個票における各損害項目の解説の番号を「※●」として掲記し、「公表番号●●●●※●」などとして紹介している。

#### ② 第2部

各事例の内容を分析し、個票として取りまとめた。

各個票には、まず、「1 事案の概要」として、公表番号、公表の際の事案の概要、第1部における紹介箇所を明示した。ここでの事案の概要は、原則としてホームページによる和解契約書の公表の際の紹介文によっている。

次に、「2 基本情報」において、当該事例の申立日及び全部和解成立日並びに申立人の事故時住所、人数、弁護士代理の有無及び損害類型を記載した。なお、人数は申立時の人数であり、その後、和解契約の締結等によって終局するまでの間に申立人の追加があった場合には、かかる追加が反映されているものではない。

「3 和解の概要」においては、申立人ごとに、和解により賠償の対象となった各損害項目について、

---

<sup>1</sup> 本事例集は、中間指針の第五次追補の策定前の令和4年7月までに成立した和解事例を収録しているため、第四次追補まで及び総括基準の損害項目ごとにまとめているものである。

和解の種類、細目、和解金額、対象期間等を記載し、集計した。契約書上に表示されている詳細な和解項目等についてはホームページ上で公表されている和解契約書も併せて参照されたい。その上で、特に中心的な論点に係る損害項目については、申立ての内容、東京電力の対応、パネルの判断等を記録上読み取れる範囲ではあるが補足し、併せて対象となる中間指針の適用関係等も指摘している。集団申立事案等については集団全体の概要も理解できるように工夫した。これらの記載のうちパネルの考え方に関する部分は、編集者の判断において記述したものであり、当該案件を担当したパネルの実際の考えを確認して記述したのではないことに留意されたい。

- 3 令和4年12月20日に原子力損害賠償紛争審査会において中間指針第五次追補が策定された。同追補は、7つの集団訴訟における東京電力の損害賠償額に係る部分の高裁判決が、令和4年3月の最高裁判所決定により確定したことを踏まえたものである。中間指針第五次追補の策定により、今後、当センターの和解仲介手続が広く利用されることが想定される。また、いわゆるALPS処理水の放出に関し、風評対策が講じられることが前提であるが、それでもなお風評被害が生じた場合、まずは東京電力により適切に賠償がなされるべきであるものの、個別の損害賠償に不服がある場合には政府が当センターの活用を促すものとされている。このように、原子力損害賠償をめぐる状況は新たな局面に入るものともいえる。原発事故からの時の経過に伴い、被害者が置かれている生活状況や事業環境は多様に変化しており、当センターとしては、中間指針の趣旨を踏まえ、その多様化する個別具体的な事情を正確に把握した上で、被害の実情に合った和解を実現させることで、適切かつ迅速に被害者を救済することに、引き続き全力を尽くしたい。

なお、公表された和解事例は、当センターの仲介委員及び調査官による原子力損害賠償紛争の解決に向けての地道な努力の結果であり、各事例集が、原子力損害の被害者による当センターの利用に資することを期待する次第である。

## 目次

第1	避難指示等に係る損害	令和2年版15頁	9
1	対象区域（中間指針第3・第二次追補第2の1(1)）	令和2年版15頁	9
2	避難等対象者（中間指針第3〔避難等対象者〕）	令和2年版17頁	9
(1)	中間指針等の整理	令和2年版17頁	9
(2)	当該指針に関する和解事例	令和2年版17頁	9
ア	避難及び対象区域外滞在を余儀なくされた者	令和2年版17頁	9
イ	事故時に対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの区域外滞 在を余儀なくされた者	令和2年版19頁	9
3	検査費用（人）（中間指針第3の1）	令和2年版22頁	10
4	避難費用（中間指針第3の2・第二次追補第2の1・第四次追補第2）	令 和2年版23頁	10
(1)	中間指針等の整理	令和2年版23頁	10
(2)	当該指針に関する和解事例	令和2年版27頁	10
ア	避難費用	令和2年版27頁	10
(ア)	交通費、家財道具移動費用	令和2年版27頁	10
(イ)	宿泊費等	令和2年版29頁	11
(ウ)	その他生活費増加費用	令和2年版32頁	12
イ	損害額の算定	令和2年版40頁	15
(ア)	交通費、家財道具移動費用、宿泊費等	令和2年版40頁	15
(イ)	その他生活費増加費用	令和2年版41頁	15
ウ	避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用	令和2年版 43頁	16
5	一時立入費用（中間指針第3の3）	令和2年版48頁	17
(1)	中間指針等の整理	令和2年版48頁	17
(2)	当該指針に関する和解事例	令和2年版48頁	17
6	帰宅費用（中間指針第3の4）	令和2年版51頁	18
7	生命・身体的損害（中間指針第3の5）	令和2年版52頁	18
(1)	中間指針等の整理	令和2年版52頁	18
(2)	当該指針に関する和解事例	令和2年版52頁	18
ア	避難による健康状態悪化、疾病、死亡したことによる損害	令和2年版5 3頁	18
(ア)	逸失利益	令和2年版53頁	18

(イ) 治療費、薬代	令和2年版54頁	19
(ウ) 精神的損害	令和2年版55頁	19
(エ) その他	令和2年版61頁	20
<b>イ 避難による健康状態悪化を防止するため負担した費用</b>	令和2年版64頁	21
<b>ウ その他生命・身体的損害に関する事例</b>	令和2年版64頁	21
<b>8 精神的損害（中間指針第3の6・第二次追補第2の1・第四次追補第2の1）</b>	令和2年版65頁	21
(1) 中間指針等の整理	令和2年版65頁	21
(2) 当該指針に関する和解事例	令和2年版74頁	21
<b>ア 避難等対象者の日常生活阻害慰謝料</b>	令和2年版74頁	21
<b>イ 日常生活阻害慰謝料と生活費増加費用との関係について</b>	令和2年版77頁	22
<b>ウ 日常生活阻害慰謝料の賠償額について</b>	令和2年版78頁	22
(ア) 増額事例	令和2年版78頁	22
a 要介護状態にあること	令和2年版78頁	22
b 身体または精神の障害があること	令和2年版84頁	26
c 重度または中程度の持病があること	令和2年版89頁	30
d 上記(aからcまで)の者の介護を恒常的に行ったこと	令和2年版91頁	33
e 懐妊中であること	令和2年版100頁	41
f 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと	令和2年版100頁	43
g 家族の別離、二重生活等が生じたこと	令和2年版101頁	48
h 避難所の移動回数が多かったこと	令和2年版105頁	57
i 上記aからhまで以外の事由に基づく増額事例	令和2年版106頁	58
(イ) 第四次追補の慰謝料	令和2年版107頁	59
<b>エ 賠償期間について</b>	令和2年版108頁	60
(ア) 「相当期間」や「特段の事情」が問題となった事例	令和2年版108頁	60
(イ) (ア)以外の避難終了が問題となった事例	令和2年版115頁	63
(ウ) その他	令和2年版116頁	63
<b>オ 屋内退避者・滞在者の損害額</b>	令和2年版117頁	63
(ア) 屋内退避者に関するもの	令和2年版117頁	63
(イ) 滞在者に関するもの	令和2年版118頁	63
<b>カ その他の精神的苦痛（日常生活阻害慰謝料以外の、生命・身体的損害</b>		

を伴わない精神的損害（中間指針第3の6備考11）	令和2年版118頁	63
9 営業損害（中間指針第3の7・第二次追補第2の2）	令和2年版121頁	63
(1) 中間指針等の整理	令和2年版121頁	63
(2) 当該指針に関する和解事例	令和2年版124頁	63
ア 避難指示等に伴う逸失利益	令和2年版125頁	63
(ア) 農林水産業	令和2年版125頁	63
(イ) 製造業・加工業	令和2年版127頁	64
(ウ) 販売業	令和2年版128頁	64
(エ) 建設業	令和2年版130頁	64
(オ) 不動産業	令和2年版131頁	65
(カ) 医療業	令和2年版132頁	65
(キ) 観光業	令和2年版132頁	65
(ク) サービス業	令和2年版132頁	65
(ケ) その他	令和2年版134頁	66
イ 避難指示等に伴う追加的費用	令和2年版135頁	66
(ア) 従業員に係る追加的な経費	令和2年版135頁	66
(イ) 商品や営業資産の廃棄費用	令和2年版136頁	66
(ウ) 除染費用等	令和2年版136頁	66
(エ) 事業拠点の移転費用	令和2年版136頁	66
(オ) 営業資産の移動・保管費用	令和2年版138頁	67
(カ) その他追加的費用	令和2年版139頁	67
ウ 避難指示等解除後の逸失利益及び追加的費用	令和2年版142頁	67
(ア) 避難指示区域（旧警戒区域及び旧計画的避難区域）	令和2年版142頁	67
(イ) 旧緊急時避難準備区域	令和2年版143頁	68
(ウ) その他避難区域	令和2年版144頁	68
エ 廃業損害	令和2年版144頁	68
オ その他	令和2年版146頁	69
(ア) 営業損害の終期	令和2年版146頁	69
(イ) 特別の努力・中間収入の非控除	令和2年版147頁	69
(ウ) 「本件事故がなければ得られたであろう収入額」の算定方法	令和2年版149頁	69
a 事故前の収入額について数年度分の平均値をとるなどした事例	令和2	

年版149頁.....	69
b 平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合 令和2年版150頁.....	69
c 営業開始直後・開業準備中であつたなどにより事故前の営業実績等がない場合 令和2年版152頁.....	70
d その他 令和2年版153頁.....	70
(エ) その他(事故前の投下資本の回収不能等) 令和2年版155頁.....	72
<b>10 就労不能等に伴う損害(中間指針第3の8・第二次追補第2の3)</b> 令和2年版157頁.....	72
(1) 中間指針等の整理 令和2年版157頁.....	72
(2) 当該指針等に関する和解事例(事業者の風評被害等による就労不能も含む。) 令和2年版159頁.....	72
<b>ア 減収分</b> 令和2年版159頁.....	72
(ア) 雇用継続 令和2年版160頁.....	72
(イ) 解雇その他の離職(未就労) 令和2年版162頁.....	73
(ウ) 解雇その他の離職(再就職) 令和2年版168頁.....	75
<b>イ 追加的費用</b> 令和2年版175頁.....	76
<b>ウ その他</b> 令和2年版176頁.....	76
(ア) 就労予定者 令和2年版176頁.....	76
(イ) 退職金差額 令和2年版176頁.....	77
(ウ) 帰還に伴う就労不能 令和2年版177頁.....	77
(エ) 特別の努力・中間収入の非控除 令和2年版177頁.....	77
(オ) その他 令和2年版180頁.....	77
<b>11 検査費用(物)(中間指針第3の9)</b> 令和2年版182頁.....	77
(1) 中間指針等の整理 令和2年版182頁.....	77
(2) 当該指針等に関する和解事例 令和2年版182頁.....	77
<b>12 財物価値の喪失又は減少等(中間指針第3の10・第二次追補第2の4・第四次追補第2の2)</b> 令和2年版183頁.....	78
(1) 中間指針等の整理 令和2年版183頁.....	78
(2) 当該指針等に関する和解事例 令和2年版186頁.....	78
<b>ア 管理不能等</b> 令和2年版187頁.....	78
(ア) 価値喪失又は減少分 令和2年版187頁.....	78
(イ) 追加的費用 令和2年版189頁.....	78
<b>イ 放射性物質曝露等</b> 令和2年版190頁.....	78
(ア) 価値喪失又は減少分 令和2年版190頁.....	78

(イ) 追加的費用	令和2年版191頁	79
<b>ウ 価値喪失又は減少の予防費用</b>	令和2年版191頁	79
<b>エ 不動産</b>	令和2年版192頁	79
(ア) 帰還困難区域外の不動産の価値減少率	令和2年版192頁	79
(イ) 事故時価格の算定（購入費用・新築費用、リフォーム代金、造成費用・工事費用、地目等）	令和2年版196頁	79
(ウ) 借地権	令和2年版201頁	80
(エ) その他不動産関連費用（修繕費用、高額設備、立木、墓、その他）	令和2年版202頁	80
(オ) 住居確保損害	令和2年版204頁	81
(カ) 事業用不動産	令和2年版206頁	81
<b>オ 動産</b>	令和2年版208頁	82
(ア) 家財	令和2年版208頁	82
(イ) その他個人用動産	令和2年版211頁	83
(ウ) 事業用動産	令和2年版212頁	83
<b>カ その他（津波被害との関係、所有権留保、窃盗被害等）</b>	令和2年版219頁	84
<b>第2 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害（中間指針第4）</b>	令和2年版220頁	84
<b>第3 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害（中間指針第5）</b>	令和2年版222頁	84
1 中間指針等の整理	令和2年版222頁	84
2 当該指針等に関する和解事例	令和2年版223頁	84
(1) 営業損害	令和2年版223頁	84
ア 同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合の減収分	令和2年版223頁	84
イ 同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合及び支障を避けるための追加的費用	令和2年版228頁	85
ウ 同指示等の対象品目の加工・流通業者についての減収分及び追加的費用	令和2年版229頁	86
エ 同指示等の解除後の減収分及び追加的費用	令和2年版229頁	86
(2) 就労不能損害	令和2年版230頁	86
(3) 検査費用	令和2年版230頁	86
<b>第4 その他の政府指示等に係る損害（中間指針第6）</b>	令和2年版231頁	86
1 中間指針等の整理	令和2年版231頁	86



2	当該指針等に関する和解事例	令和2年版232頁	86
第5	いわゆる風評被害について（中間指針第7）	令和2年版234頁	87
1	一般的基準（中間指針第7の1）	令和2年版234頁	87
2	農林漁業・食品産業の風評被害（中間指針第7の2・第三次追補）	令和2年版236頁	87
	(1) 中間指針等の整理	令和2年版236頁	87
	(2) 当該指針等に関する和解事例	令和2年版239頁	87
	ア 福島県内	令和2年版239頁	87
	イ 福島県外のうち、指針上明記されている都道府県	令和2年版246頁	89
	ウ 福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県	令和2年版252頁	90
3	観光業の風評被害（中間指針第7の3）	令和2年版254頁	91
	(1) 中間指針等の整理	令和2年版254頁	91
	(2) 当該指針等に関する和解事例	令和2年版256頁	91
	ア 福島県内	令和2年版257頁	91
	イ 福島県外のうち、指針上明記されている都道府県	令和2年版257頁	91
	ウ 福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県	令和2年版259頁	91
4	製造業、サービス業等の風評被害（中間指針第7の4）	令和2年版261頁	91
	(1) 中間指針等の整理	令和2年版261頁	92
	(2) 当該指針等に関する和解事例	令和2年版262頁	92
	ア 福島県内	令和2年版262頁	92
	イ 福島県外	令和2年版267頁	93
5	輸出に係る風評被害（中間指針第7の5）	令和2年版270頁	93
6	その他風評被害	令和2年版273頁	93
第6	いわゆる間接被害（中間指針第8）	令和2年版275頁	93
1	中間指針等の整理	令和2年版275頁	94
2	当該指針等に関する和解事例	令和2年版275頁	94
第7	放射線被曝による損害（中間指針第9）	令和2年版286頁	94
第8	被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整（中間指針第10の1）	令和2年版287頁	94
第9	地方公共団体等の財産的損害等（中間指針第10の2）	令和2年版289頁	95
	(1) 中間指針等の整理	令和2年版289頁	95
	(2) 当該指針等に関する和解事例	令和2年版290頁	95
	(1) 財物損害	令和2年版291頁	95

(2) 民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害	令和2年版291頁.....	95
(3) 被害者支援等のために、加害者に代わって負担した費用	令和2年版291 頁.....	95
(4) それ以外の損害	令和2年版292頁.....	95
ア 測定経費	令和2年版292頁.....	95
イ 機器購入費	令和2年版292頁.....	95
ウ 除染費用	令和2年版292頁.....	95
エ 広告費用	令和2年版292頁.....	95
オ 旅費・交通費	令和2年版293頁.....	95
カ 人件費	令和2年版293頁.....	95
キ その他損害	令和2年版293頁.....	95
第10 自主的避難等に係る損害（中間指針第一次追補・第二次追補第3）	令和 2年版294頁.....	95
1 中間指針等の整理	令和2年版294頁.....	96
2 当該指針等に関する和解事例	令和2年版298頁.....	96
(1) 対象区域	令和2年版298頁.....	96
(2) 対象者	令和2年版301頁.....	96
(3) 損害項目	令和2年版303頁.....	96
ア 避難及び帰宅に要した移動費用	令和2年版303頁.....	96
イ 生活費増加費用	令和2年版311頁.....	99
ウ 精神的損害	令和2年版321頁.....	103
エ 生命・身体的損害	令和2年版328頁.....	104
オ 除染費用	令和2年版330頁.....	104
カ 財物損害	令和2年版333頁.....	105
キ 就労不能損害	令和2年版333頁.....	105
ク 避難雑費	令和2年版336頁.....	106
ケ その他損害	令和2年版342頁.....	108
(4) その他論点（避難開始時期が問題となるもの等）	令和2年版342頁.....	109
第11 その他	令和2年版345頁.....	110
1 除染費用（中間指針第二次追補第4）	令和2年版345頁.....	110
(1) 中間指針等の整理	令和2年版345頁.....	110
(2) 当該指針等に関する和解事例	令和2年版347頁.....	110
ア 避難等対象区域に係る事例	令和2年版347頁.....	110
イ 避難等対象区域外（自主的避難等対象区域等）に係る事例	令和2年版3 49頁.....	110

2	弁護士費用	令和2年版355頁	111
3	遅延損害金	令和2年版357頁	111
4	立証方法等（集団案件含む。）	令和2年版359頁	111
(1)	中間指針等の整理	令和2年版359頁	111
(2)	当該指針等に関する和解事例	令和2年版359頁	111

## 第1 避難指示等に係る損害 令和2年版15頁

### 1 対象区域（中間指針第3・第二次追補第2の1(1)） 令和2年版15頁

### 2 避難等対象者（中間指針第3〔避難等対象者〕） 令和2年版17頁

#### (1) 中間指針等の整理 令和2年版17頁

#### (2) 当該指針に関する和解事例 令和2年版17頁

#### ア 避難及び対象区域外滞在を余儀なくされた者 令和2年版17頁

【公表番号1729※1】 緊急時避難準備区域（田村市）内に所在する土地を購入して宅地造成の上、当該土地上に仮住居を建築していたが、住民票上の住所が福島県外にあった申立人について、原発事故前の当該仮住居の電気の使用状況や就労状況、上記仮住居に居住しながら本住居を建築中であったこと等から、生活の本拠が同区域内（田村市）にあったことが認められるとして、平成23年3月分から平成24年8月分までの日常生活阻害慰謝料（月額10万円。ただし、妻子の居住する住民票上の住所に避難していた平成23年3月分から同年8月分までは月額5万円。）が賠償された事例

【公表番号1874※3】 申立人ら（母、成人の長男及び二男）のうちの申立人長男について、原発事故時の住民票上の住所は福島県外であったが生活の本拠が緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）にあったと認定した上で、日常生活阻害慰謝料として、平成23年3月から平成24年8月までの基礎分及び家族別離を理由とする月額3万円の増額分の賠償が認められた事例

#### イ 事故時に対象区域外に居り、同区域内に住居があるものの区域外滞在を余儀なくされた者 令和2年版19頁

【公表番号1574※3】 原発事故当時仙台市内の専門学校の学生であった申立人について、原発事故前に同学校に対して退寮届を提出し、居住制限区域（富岡町）内の自宅を住所と届け出ていた上、平成23年4月には就職見込みであったこと等から、原発事故当時の生活の本拠地を上記自宅と認定して平成23年3月分から平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号1605※1】 帰還困難区域（双葉町）内において出生以降、生活をし、同町内に自宅を有し、原発事故当時は、妻子を自宅に残して北海道に単身赴任をしていた申立人が、生活の本拠は双葉町と判断され、避難等対象者と認められて、中間指針第四次追補に基づく精神的損害等が賠償された事例

【公表番号1637※1】 原発事故前から体調を悪くしていたことから、青森県の勤務先を退職して居住制限区域（浪江町）内に所在する実家で療養したいと考えていた申立人について、避難等対象者に準じて、原発事故に伴う避難指示により浪江町の実家に戻ることができなかったため両親の避難先の近くにアパートを借りることを余儀なくされたことにより生じた平成24年7月から平成25年6月までの家賃、駐車場料金及び光熱費の基本料金等並びに借家人賠償保険料及び仲介料が賠償された事例

【公表番号1664※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内において出生以降、一時期を除いて生活をし、同区内に自宅を有していた申立人について、原発事故当時は妻子を自宅に残して避難指示等対象区域外に単身赴任をしていたものの、毎週末及び長期休暇等には上記自宅で生活していたことを考慮し、平成23年3月分から平成29年6月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号1687※1】 住民票上の住所が福島県外にあった申立人について、原発事故時に

も一時的に住民票上の住所地が所在する都道府県にいたが、個人事業に係るメール等の提出資料から、両親と共に避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）の実家においても一定程度生活していることが認められ、避難により実家に戻れなくなり、区域外滞在を余儀なくされたとして、平成23年4月分から平成24年2月分まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号1715※1】 原発事故時に宮城県内の学生寮に居住し、平成23年4月以降は居住制限区域（浪江町）の実家から宮城県内の就職内定先に通勤する予定であった申立人について、原発事故により実家からの通勤が不可能となり、住居を賃借せざるを得なくなったとして、住居の賃貸借契約を締結した平成23年3月分から同居居を退去した平成24年12月分までの家賃及び賃貸借契約に係る費用等の避難費用が賠償された事例

【公表番号1813※1】 原発事故当時大学生で福島県外に居住していたものの、平成23年4月には地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内にある実家に戻り就職予定であった申立人について、同区域の住民に準ずる者として、平成23年3月から同年9月までの日常生活阻害慰謝料（月額10万円）の5割相当額が賠償された事例

【公表番号1847※1】 住民票が避難指示解除準備区域（双葉町）にあったが単身赴任又は大学進学のため関東地方に居住していた申立人ら（父、二男）について、休日における帰宅状況や原発事故がなかった場合に想定される転勤期間の見込み等を考慮し、申立人父については平成24年3月から平成29年5月まで月額3万円ないし8万円の、申立人二男については平成24年3月から平成26年3月まで月額2万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められた事例

### 3 検査費用（人）（中間指針第3の1） 令和2年版22頁

### 4 避難費用（中間指針第3の2・第二次追補第2の1・第四次追補第2） 令和2年版23頁

#### (1) 中間指針等の整理 令和2年版23頁

#### (2) 当該指針に関する和解事例 令和2年版27頁

##### ア 避難費用 令和2年版27頁

##### (ア) 交通費、家財道具移動費用 令和2年版27頁

【公表番号1791※1】 居住制限区域（飯舘村蕨平行政区）から避難し家族別離が生じた申立人らについて、前回の申立て（集団申立て）において和解の対象期間とならなかった平成25年12月分以降の避難費用（食費、水道光熱費、交通費、賃料、住居関連費用、通信費等の生活費増加費用）の実費分が平成30年3月分（ただし、申立人らの一部については別離が解消した平成28年10月分）まで賠償された事例

【公表番号1793※1】 避難指示解除準備区域（檜葉町）から避難した申立人の、平成30年3月に仮設住宅から復興住宅へ転居した際の家財道具等の移動費用（ただし、既払金を除く。）が賠償された事例

【公表番号1860※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、原発事故直後（平成23年5月）に出生した子の被ばく不安等を理由に県外への避難を継続した申立人らについて、申立人夫の仕事の関係で二重生活が生じたこと等を考慮して、避難費用（平成28年3月までの面会交通費、一時立入費用等）、二重生活による生活費増加費用（平成26年6月までの水道光熱費、新聞購読料、平成26年分の幼稚園入園費等）が、それぞれ賠償された事例

(イ) 宿泊費等 令和2年版29頁

- 【公表番号1583※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子3名）及び避難先で亡くなった申立外亡父について、親戚宅へ避難した際に支払った謝礼が宿泊費として賠償された事例
- 【公表番号1614※1】 緊急時避難準備区域（川内村）から避難したが、避難生活によるストレスにより不眠、抑うつ症状となるなど心因性精神障害となり、また、パーキンソン病に罹患した申立人について、申立人の病状やかかる病状を前提とした医療環境、事故前居住地の環境全般等からすれば避難先における治療の継続が必要であったことを考慮し、平成23年5月分から平成27年11月分までの避難先における賃料が賠償された事例
- 【公表番号1637※1】 原発事故前から体調を悪くしていたことから、青森県の勤務先を退職して居住制限区域（浪江町）内に所在する実家で療養したいと考えていた申立人について、避難等対象者に準じて、原発事故に伴う避難指示により浪江町の実家に戻ることができなかったため両親の避難先の近くにアパートを借りることを余儀なくされたことにより生じた平成24年7月分から平成25年6月分までの家賃、駐車場料金及び光熱費の基本料金等並びに借家人賠償保険料及び仲介料が賠償された事例
- 【公表番号1677※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内の親族所有の建物において使用貸借契約に基づき無償で居住していたところ、原発事故により避難を余儀なくされ、避難先住居の賃料及び共益費を負担した申立人について、住居確保損害として、当該家賃及び共益費の8年分相当額が賠償された事例
- 【公表番号1715※1】 原発事故時に宮城県内の学生寮に居住し、平成23年4月以降は居住制限区域（浪江町）の実家から宮城県内の就職内定先に通勤する予定であった申立人について、原発事故により実家からの通勤が不可能となり、住居を賃借せざるを得なくなったとして、住居の賃貸借契約を締結した平成23年3月分から同居居を退去した平成24年12月分までの家賃及び賃貸借契約に係る費用等の避難費用が賠償された事例
- 【公表番号1720※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子）について、原発事故時に使用貸借していた住居から避難し、新たに避難先で住居を賃借したことによって負担した申立人らの家賃費用等（223万円）について、住居確保損害として賠償が認められた事例
- 【公表番号1756※1】 原発事故当時、帰還困難区域（大熊町）の賃貸住宅に居住していた申立人らについて、避難費用として平成25年4月分から平成30年3月分まで申立人らが避難先において実際に負担した家賃相当額、また、借家に係る住居確保損害として東京電力の直接請求における賠償基準に基づく金額が賠償されたほか、財物損害として自宅から持ち出せなかった仏壇の賠償が認められた事例
- 【公表番号1791※1】 居住制限区域（飯館村蕨平行政区）から避難し家族別離が生じた申立人らについて、前回の申立て（集団申立て）において和解の対象期間とならなかった平成25年12月分以降の避難費用（食費、水道光熱費、交通費、賃料、住居関連費用、通信費等の生活費増加費用）の実費分が平成30年3月分（ただし、申立人らの一部については別離が解消した平成28年10月分）まで賠償された事例
- 【公表番号1805※1】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人の住居確保損害（借家）について、東京電力の直接請求手続においては、東京電力の賠償基準に基づく定額賠償（2人世帯。223万円）がなされていたところ、これを算定し直し、避難後の現住所地の家賃相場と原発事故当時の実際の家賃との差額の8年分に入居時の負担金（ただし、敷金は負担額の3割。）を加算した額（ただし、上記既払金を控除。）が賠償された事例
- 【公表番号1835※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から関東地方に避難し、同地で職を得た申立人ら夫婦について、年齢的に転職が容易でないことから平成24年9月以降も避難を継続する特段の事情があったとして、同月から平成26年3月までの生活

費増加費用（社員寮費）等が賠償された事例

【公表番号1836※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難し、平成25年2月に帰還した申立人ら（夫婦）について、申立人夫が避難先で入院手術をし、退院時期が平成25年1月となったことを考慮し、平成25年1月まで避難継続の合理性を認め、その間の家賃負担額が賠償された事例

【公表番号1869※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難した申立人ら（母及び子3名）の避難費用（宿泊費）として、申立人子らのうちにADHD（注意欠陥多動性障害）の症状のある者がいて生活環境等を変更することが容易でなかったこと等を考慮して、離婚により申立人母が負担することになった平成26年8月分から平成28年3月分までの避難先の賃貸住宅の家賃相当額が賠償された事例

(ウ) その他生活費増加費用 令和2年版32頁

【公表番号1557※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、申立人らが避難中に支出した物品（扇風機2台分）購入費等が賠償された事例

【公表番号1569※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人が原発事故前は自家消費用の米及び野菜を栽培していたこと等を考慮し、避難中の生活費増加費用（食費増加分）として合計84万円（平成23年から平成29年までの7年分について年額12万円）を認め、そこから既に農協を通じて賠償を受けた自家用野菜に係る27万円を控除した57万円が賠償された事例

【公表番号1571※3、※4】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外への避難を継続している申立人ら（父母及び未成年の子3名）について、避難先における父母の再就職や子3名の就学状況等の事情を考慮し、平成24年7月から平成28年3月までの一時帰宅費用及び駐車場代等が賠償された事例

【公表番号1573※2】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内の自宅から帰還困難区域（双葉町）内の実家に里帰り出産のために一時帰省していたところ、原発事故により避難を余儀なくされた申立人らについて、平成24年2月から同年11月までに購入した家財道具購入費用の賠償が認められた事例

【公表番号1583※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子3名）及び避難先で亡くなった申立外亡父について、原発事故前は自家消費用の野菜を栽培していたことを考慮し、直接請求手続において自家用野菜に係る賠償として支払われた9万4000円とは別に、平成23年3月分から平成27年1月分までの食費増加費用として37万6000円が、亡父の火葬費用について避難元の公営斎場における火葬費用に比して高額となった差額分の全額が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1584※1】 特定避難勧奨地点が存在する南相馬市原町区片倉地区に居住していた申立人らについて、原発事故前は自ら田畑で耕作した米及び野菜を自家用消費していたが、原発事故によって購入を余儀なくされたことを考慮し、申立人ごとに田畑の除染時期から1年後（最長で平成29年3月分）まで、食費増加費用（世帯人数に応じ、米について年額4万円又は6万円、野菜について年額8万円又は12万円）が賠償された事例

【公表番号1591※1】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人らについて、1. 原発事故前は、自己所有の田畑で耕作した米及び野菜を自家用消費していたが、原発事故によって購入を余儀なくされたとして、直接請求手続による既払金とは別に平成23年3月から平成28年3月までの49万円が、2. 原発事故前は、井戸水等を利用して生活していたから水道料金の負担をしていなかったが、避難によってその負担を余儀なくされたとして、避難先での平成23年8月から平成28年3月までの水道料金19万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1596※1】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人について、平成30年4月から同年6月までに浪江町内において実施された行政区の会合等に出席するため

に負担した交通費及び宿泊費が賠償された事例

- 【公表番号1619※1、※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人について、生活費増加分として、原発事故前は自家消費用の野菜を栽培していたことを考慮し、直接請求手続において自家用野菜に係る賠償として支払われた8万8750円とは別に平成23年3月分から平成28年11月分までの野菜購入費用25万6250円が賠償されたほか、避難生活のために増加した平成23年4月及び5月の電話料金の増加費用3万0220円が賠償された事例
- 【公表番号1620※3】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、1. 原発事故前は自家消費用の米及び野菜を栽培していたことを考慮し、直接請求手続において自家用野菜に係る賠償として支払われた26万5000円とは別に、平成23年3月分から平成27年7月分までの食費増加費用として26万5000円が、2. 原発事故前は井戸水を利用していたが、これを用いることができなくなり、また、世帯分離が生じたこと等を考慮し、平成23年9月分から平成27年7月分までの水道光熱費増加分として23万5000円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1622※1】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人妹について、同区域（大熊町）所在の病院に入院中であった申立人姉が原発事故に伴い転院した（当初は県外の病院。後には県内の別の病院）ために負担した面会交通費の増加分について、東京電力からの既払金を控除した上で賠償された事例
- 【公表番号1661※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）において原発事故前から飼っていた犬を、避難先では飼うことができなかつたため平成23年8月から平成30年1月まで東京の親族に預けて謝礼を支払っていた申立人について、平成23年8月分から平成26年7月分まで月額3万円、同年8月分から避難指示解除後相当期間の経過時である平成29年7月分まで月額1万5000円の合計162万円が賠償された事例
- 【公表番号1698※3】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人の生活費増加費用について、原発事故前は自家栽培していた米や野菜を原発事故後は購入しなくなつたこと等を考慮して、平成23年3月から平成25年1月まで月額1万円（ただし、既払金月額2500円を除く。）が賠償された事例
- 【公表番号1707※1】 居住制限区域（浪江町）内の両親の自宅から自動車で5分程度の距離の自宅に居住していた申立人について、原発事故に伴い申立人と両親とがそれぞれ別の場所に避難せざるを得ず両者の住居の距離が離れたこと、また、申立人の挙式を県外で行うことを余儀なくされたこと等の事情を考慮し、平成23年3月分から平成24年5月分までの両親との面会交通費、県外での挙式に伴う交通費が賠償された事例
- 【公表番号1710※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、申立人母子のみが平成28年3月まで避難した申立人ら（父母及び子2名（うち1名は原発事故後に出生））について、申立人子の幼稚園での通園状況や通園先の幼稚園と通院先の医療機関との連携の必要性等から、平成23年6月から平成28年3月までの二重生活による生活費増加分及び平成23年3月から平成28年3月までの面会交通費の賠償を認められた事例
- 【公表番号1732※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）の自宅から避難した申立人らについて、原発事故前は、自宅近辺に所有する畑で野菜を栽培し、米は近隣住民からもらい受け、かつ、申立人夫が漁業に従事していたことから、野菜や米に加えて魚介類も購入することなく入手できていた事情を踏まえ、平成24年4月から平成30年3月までの食費増加費用（野菜、米及び魚介類の購入費相当分）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1746※2】 帰還困難区域（浪江町）に居住し、原発事故の直前に父を亡くした申立人について、避難後に居住地外の火葬場で亡父を火葬せざるを得なかつたところ、火葬場のある自治体等の住民票登録の有無で火葬炉使用料が設定されていたことから、住民票登録がないために申立人が支払った火葬炉使用料と住民票登録がある場合の火葬炉使用料との差額分の賠償が認められた事例



- 【公表番号1763※1】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父母及び未成年の子2名）について、申立人子らが原発事故前に通園していた幼稚園の費用と避難先で通園した幼稚園の費用との差額分が生活費増加費用として賠償された事例
- 【公表番号1775※2】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した地域（南相馬市鹿島区）から平成23年3月から同年5月までの間避難した申立人ら（夫婦及び子1名）のうち、申立人妻の持病の入通院に際し自家用車での送迎や見舞いを行っていた申立人夫について、原発事故に伴い当初の通院先では手術体制が整わなかったことから申立人妻が県外の病院に転院し、そのため送迎距離が増加したことに伴う入通院交通費増加分について平成23年6月分から平成26年9月分までの実費相当額が賠償された事例
- 【公表番号1786※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、夫の父母）について、①避難により遠方となった申立人妻の母（申立外）との面会交通費が増額したとして、平成23年7月から平成30年3月まで、その交通費差額分のうち月1回の往復分、②避難中の平成24年3月及び同年5月に支出した自宅の管理費用（除草剤・培養土の購入費、家屋修繕のための材料費）の実費の賠償が認められた事例
- 【公表番号1789※2】 旧緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人ら（母及び原発事故当時小学生の子2名）について、平成24年4月から平成28年3月までに発生した避難費用（①避難により増額した電気・ガス・水道料金及び避難先での自治会共益費相当額、②避難前は自家消費用として栽培していた米や野菜の購入費相当額、③原発事故により別離していた申立外父との面会交通費相当額）が賠償された事例
- 【公表番号1791※1】 居住制限区域（飯舘村蕨平行政区）から避難し家族別離が生じた申立人らについて、前回の申立て（集団申立て）において和解の対象期間とならなかった平成25年12月分以降の避難費用（食費、水道光熱費、交通費、賃料、住居関連費用、通信費等の生活費増加費用）の実費分が平成30年3月分（ただし、申立人らの一部については別離が解消した平成28年10月分）まで賠償された事例
- 【公表番号1793※2～※4】 避難指示解除準備区域（楡葉町）から避難した申立人について、①避難先で購入したファンヒーター及び体組成計の購入費用、②避難先が狭く運び入れることができなかつた家財等を保管するために借りたレンタルルームについて、平成30年3月までに発生した賃料相当額が賠償されたほか、③平成25年8月に楡葉町の自宅において実施した除草工事費用（ただし、原発事故の影響割合を5割として算定。）、④家財の移動費用及び家財の処分費用等が賠償された事例
- 【公表番号1807※2】 居住制限区域（浪江町）に居住し、原発事故前から国の指定難病に罹患し継続的に治療を受けていた申立人について、避難当初の時期に適切な治療が受けられず、その後徐々に症状が悪化したことを考慮して、生活費増加費用（症状の悪化により購入を要した介護関係の物品購入費用）が賠償された事例
- 【公表番号1816※1】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人について、平成28年1月から平成30年12月までの家族間における面会交通費等が賠償された事例
- 【公表番号1817※3】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らうち、勤務先の移転に伴い平成25年3月から他県へ単身赴任し、他の家族と別々に避難していた父について、平成25年3月から平成31年2月までの生活費増加費用、家族間面会交通費等が賠償された事例
- 【公表番号1818※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子）について、父と母子が別離後いったん合流したものの、申立人子が転入先の中学校になじめず不登校となったため再び母子のみ転居し再度別離が発生したという事情を踏まえ、避難指示解除後相当期間を超えて、別離が再度解消した平成31年3月までの避難先での駐車場使用料等及び家族間面会交通費（ただし、再別離時以降は原発事故の影響割合を8割として算定。）が賠償された事例
- 【公表番号1824※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）において父母、子、祖父母とで居住していた申立人らうち母について、原発事故により勤務先が他県に移転して単身赴

任となったことに伴う月4回分の家族間面会交通費につき平成23年7月から平成30年3月までの実費相当額が賠償された事例

- 【公表番号1825※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から申立人子のみが申立外の祖母と共に避難した申立人ら（父、母及び未成年の子）について、申立人子の通学継続（事故時中学生）の必要性等の事情を考慮し、平成25年3月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、平成24年1月から平成25年3月までの避難費用（面会交通費）及び生活費増加費用（二重生活に伴う水道光熱費増加分）が賠償された事例
- 【公表番号1842※2】 緊急時避難準備区域（広野町）から避難した申立人ら（夫婦）について、事故後に亡くなった夫の父の火葬に際し住民登録地である双葉郡の斎場を使用できた場合の費用とそれ以外の斎場を使用したことによる実費との差額分が火葬場使用料増額分として賠償された事例
- 【公表番号1860※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、原発事故直後（平成23年5月）に出生した子の被ばく不安等を理由に県外への避難を継続した申立人らについて、申立人夫の仕事の関係で二重生活が生じたこと等を考慮して、避難費用（平成28年3月までの面会交通費、一時立入費用等）、二重生活による生活費増加費用（平成26年6月までの水道光熱費、新聞購読料、平成26年分の幼稚園入園費等）が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1861※2】 緊急時避難準備区域（川内村）から避難した申立人ら（母、子（13歳）、子（10歳））について、平成23年9月から平成25年3月までの避難期間中に増加した水道代について生活費増加費用が損害として認められた事例
- 【公表番号1865※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫、妻、子、夫の母）について、平成23年3月から平成30年2月まで、自家消費野菜が収穫できなくなったことによる生活費増加費用が損害として認められた事例
- 【公表番号1870※3、※4】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人ら（夫、妻、成人の長男及び未成年の長女）について、就労、就学等の関係で3か所に分かれて生活せざるを得なかったことを考慮して、生活費増加費用としての平成23年3月から平成24年5月までの家財道具購入費用（東京電力が認めなかったベッド3台の購入費用を含む。）、申立人長男が家族と別離して勤務先近くに住むために要した転居先の家賃等の実費（平成27年1月から平成30年3月まで）が賠償された事例
- 【公表番号1876※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、自身が役員を務める宗教団体の支部（いわき市所在）の活動に関連して定期的に同支部へ通う生活を送っていた申立人について、原発事故により国道6号が通行止めになったことに伴い交通路変更を余儀なくされたことにより生じた交通費の増加費用（期間は平成23年4月から国道6号が通行可能になった平成26年9月まで）が賠償された事例

## イ 損害額の算定 令和2年版40頁

(ア) 交通費、家財道具移動費用、宿泊費等 令和2年版40頁

(イ) その他生活費増加費用 令和2年版41頁

【公表番号1584※1】 特定避難勧奨地点が存在する南相馬市原町区片倉地区に居住していた申立人らについて、原発事故前は自ら田畑で耕作した米及び野菜を自家用消費していたが、原発事故によって購入を余儀なくされたことを考慮し、申立人ごとに田畑の除染時期から1年後（最長で平成29年3月分）まで、食費増加費用（世帯人数に応じ、米について年額4万円又は6万円、野菜について年額8万円又は12万円）が賠償された事例

【公表番号1622※1】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人妹について、同区域（大熊町）所在の病院に入院中であった申立人姉が原発事故に伴い転院した（当初は県外の病院。後には県内の別の病院）ために負担した面会交通費の増加分について、申立人妹の陳述等により認定した面会回数（県外の病院については年3回、県内の病院についてはは

月3. 5回)に基づいて算定し、既払金を控除した上で賠償された事例

【公表番号1732※1】 避難指示解除準備区域(浪江町)の自宅から避難した申立人らについて、原発事故前は、自宅近辺に所有する畑で野菜を栽培し、米は近隣住民からもらい受け、かつ、申立人夫が漁業に従事していたことから、野菜や米に加えて魚介類も購入することなく入手できていた事情を踏まえ、平成24年4月から平成30年3月までの野菜・米の購入費相当分として36万8000円(野菜につき年額5万2000円、米につき年額4万円に、原発事故前の同居人数に対する申立人数の割合として、それぞれ3分の2を乗じて算出した。)、魚介類の購入費相当分として27万2100円(総務省統計データに基づき、年額4万5350円として算出した。)の各賠償が認められた事例

【公表番号1871※1】 帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人について、原発事故及びその後の避難により、従前使用していた井戸水や自家栽培の米及び野菜を使用することができなくなったため余計に支出した生活費増加費用が損害として認められた事例

## ウ 避難指示等の解除等から相当期間経過後に生じた避難費用 令和2年版43頁

【公表番号1573※2】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)内の自宅から帰還困難区域(双葉町)内の実家に里帰り出産のために一時帰省していたところ、原発事故により避難を余儀なくされた申立人らについて、当該区域の賠償終期を超えている上、直接請求において支払済みであるとの東京電力の主張を排斥し、平成24年2月から同年11月までに購入した家財道具購入費用の賠償が認められた事例

【公表番号1584※1】 特定避難勧奨地点が存在する南相馬市原町区片倉地区に居住していた申立人らについて、原発事故前は自ら田畑で耕作した米及び野菜を自家用消費していたが、原発事故によって購入を余儀なくされたことを考慮し、申立人ごとに田畑の除染時期から1年後(最長で平成29年3月分)まで、食費増加費用(世帯人数に応じ、米について年額4万円又は6万円、野菜について年額8万円又は12万円)が賠償された事例

【公表番号1614※1】 緊急時避難準備区域(川内村)から避難したが、避難生活によるストレスにより不眠、抑うつ症状となるなど心因性精神障害となり、また、パーキンソン病に罹患した申立人について、申立人の病状やかかる病状を前提とした医療環境、事故前居住地の環境全般等からすれば避難先における治療の継続が必要であったことを考慮し、平成23年5月分から平成27年11月分までの避難先における賃料が賠償された事例

【公表番号1632※2】 緊急時避難準備区域(川内村)から身体障害等級1級(移動機能障害)の子を連れて避難した申立人について、避難前に通所利用していた障害者施設が原発事故の影響により利用することができなくなったこと等を考慮し、避難を継続せざるを得ない特段の事情があると認め、平成23年4月から平成27年12月までにかかった通院交通費の増加分及び避難先の生活介護施設へ通所するためのガソリン代相当額等が賠償された事例

【公表番号1659※1】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し自家消費用の野菜を栽培していた申立人が、避難したことにより栽培することができなくなって増加した食費について、仮に帰還したとしても放射線による汚染を懸念して野菜の栽培は断念せざるを得なかったであろうことを考慮して、平成23年3月分から平成27年3月分まで月額6500円の賠償が認められた事例

【公表番号1710※3】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住し、申立人母子のみが平成28年3月まで避難した申立人ら(父母及び子2名(うち1名は原発事故後に出生))について、申立人子の幼稚園での通園状況や通園先の幼稚園と通院先の医療機関との連携の必要性等から、平成23年6月から平成28年3月までの二重生活による生活費増加分及び平成23年3月から平成28年3月までの面会交通費の賠償を認められた事例

【公表番号1753※4】 特定避難勧奨地点(南相馬市原町区)に設定された自宅から避難した申立人らについて、原発事故以前は、申立外の家族が栽培した自家野菜を消費していたものの原発事故により野菜を購入することを余儀なくされたこと、他方、平成28年3月に申

立人らの居住地区の農地除染が完了したことを考慮し、生活費増加費用（自家消費野菜）として、平成23年3月分から平成27年3月分まで月額1万円、同年4月分から平成28年3月分まで月額5000円が賠償された事例

【公表番号1775※2】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した地域（南相馬市鹿島区）から平成23年3月から同年5月までの間避難した申立人ら（夫婦及び子1名）のうち、申立人妻の持病の入通院に際し自家用車での送迎や見舞いを行っていた申立人夫について、原発事故に伴い当初の通院先では手術体制が整わなかったことから申立人妻が県外の病院に転院し、そのため送迎距離が増加したことに伴う入通院交通費増加分について平成23年6月分から平成26年9月分までの実費相当額が賠償された事例

【公表番号1789※2】 旧緊急時避難準備区域（田村市）から避難した申立人ら（母及び原発事故当時小学生の子2名）について、平成24年4月から平成28年3月までに発生した避難費用（①避難により増額した電気・ガス・水道料金及び避難先での自治会共益費相当額、②避難前は自家消費用として栽培していた米や野菜の購入費相当額、③原発事故により別離していた申立外父との面会交通費相当額）が賠償された事例

【公表番号1818※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子）について、父と母子が別離後いったん合流したものの、申立人子が転入先の中学校になじめず不登校となったため再び母子のみ転居し再度別離が発生したという事情を踏まえ、避難指示解除後相当期間を超えて、別離が再度解消した平成31年3月までの避難先での駐車場使用料等及び家族間面会交通費（ただし、再別離時以降は原発事故の影響割合を8割として算定。）が賠償された事例

【公表番号1825※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から申立人子のみが申立外の祖母と共に避難した申立人ら（父、母及び未成年の子）について、申立人子の通学継続（事故時中学生）の必要性等の事情を考慮し、平成25年3月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、平成24年1月から平成25年3月までの避難費用（面会交通費）及び生活費増加費用（二重生活に伴う水道光熱費増加分）が賠償された事例

【公表番号1835※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から関東地方に避難し、同地で職を得た申立人ら夫婦について、年齢的に転職が容易でないことから平成24年9月以降も避難を継続する特段の事情があったとして、同月から平成26年3月までの生活費増加費用（社員寮費）等が賠償された事例

【公表番号1836※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難し、平成25年2月に帰還した申立人ら（夫婦）について、申立人夫が避難先で入院手術をし、退院時期が平成25年1月となったことを考慮し、平成25年1月まで避難継続の合理性を認め、その間の家賃負担額が賠償された事例

## 5 一時立入費用（中間指針第3の3） 令和2年版48頁

### (1) 中間指針等の整理 令和2年版48頁

### (2) 当該指針に関する和解事例 令和2年版48頁

【公表番号1571※3、※4】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外への避難を継続している申立人ら（父母及び未成年の子3名）について、避難先における父母の再就職や子3名の就学状況等の事情を考慮し、平成24年7月から平成28年3月までの一時帰宅費用及び駐車場代等が賠償された事例

【公表番号1591※3】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人らについて、包括請求方式の対象期間より前の一時立入りのうち賠償されていない一時立入費用が賠償された事例

【公表番号1629※1】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難し、平成23年5月までの避難中に6回にわたって一時立入りをした申立人の一時立入費用が賠償された事例

【公表番号1722※1】 居住制限区域にある自宅から要介護状態である高齢の母と共に避難した申立人について、平成23年11月から平成27年10月までの間に計3回、避難先から母を連れて自宅へ一時立入りした際に負担した、母を介助するために同行した妹夫婦の宿泊費等が賠償された事例

【公表番号1733※1】 帰還困難区域（浪江町）から避難した後、平成28年10月に避難先で戸建て住宅を購入した申立人ら（祖母、父、母及び未成年の子供2名）について、令和2年3月分までの一時立入費用が賠償された事例

【公表番号1764※2】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫婦及び夫の母）について、自宅の解体の打合せ・立会いのための一時立入費用が賠償された事例

【公表番号1800※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、包括請求方式の対象期間（平成30年3月まで）より後の一時立入費用（交通費）が賠償された事例

【公表番号1816※1】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人について、平成28年1月から平成30年12月までの一時立入費用等が賠償された事例

【公表番号1860※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、原発事故直後（平成23年5月）に出生した子の被ばく不安等を理由に県外への避難を継続した申立人らについて、申立人夫の仕事の関係で二重生活が生じたこと等を考慮して、避難費用（平成28年3月までの面会交通費、一時立入費用等）、二重生活による生活費増加費用（平成26年6月までの水道光熱費、新聞購読料、平成26年分の幼稚園入園費等）が、それぞれ賠償された事例

## 6 帰宅費用（中間指針第3の4） 令和2年版51頁

### (1) 中間指針等の整理 令和2年版51頁

### (2) 当該指針に関する和解事例 令和2年版51頁

【公表番号1812※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人について、平成30年12月に自宅に帰還した際の引越費用が賠償された事例

## 7 生命・身体的損害（中間指針第3の5） 令和2年版52頁

### (1) 中間指針等の整理 令和2年版52頁

### (2) 当該指針に関する和解事例 令和2年版52頁

#### ア 避難による健康状態悪化、疾病、死亡したことによる損害 令和2年版53頁

##### (ア) 逸失利益 令和2年版53頁

【公表番号1695※4】 居住制限区域（飯舘村）に居住し、自主的避難等対象区域の勤務先で就労していたが、原発事故後に、勤務先の従業員らから、申立人が原発事故の被害者であることを理由とするいじめを受けたことにより抑うつ状態となり就労が困難となった申立人の平成27年3月分から平成30年3月分までの就労不能損害について、原発事故の影響割合を7割から3割へ順次漸減の上、賠償された事例

【公表番号1702※2】 帰還困難区域（大熊町）から避難したが、頭痛や不眠等の体調不良を理由に平成29年9月末に勤務先を退職した申立人の平成29年10月から平成31年1月までの就労不能損害について、退職後も避難生活によるストレスが原因の一つとなり平成29年10月に脳出血を、平成31年2月に統合失調症を発症した事情等を考慮し、平成29年10月から平成30年8月までの間及び平成31年2月から令和元年6月までの間についてはいずれも原発事故の影響割合を5割とし、平成30年9月から平成31年1月までの間については同割合を2割5分として算定した金額が賠償された事例

(イ) 治療費、薬代 令和2年版54頁

【公表番号1592※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人が成長障害と診断され、特殊な治療を受けたことについて、診断書や口頭審理の結果等を踏まえて原発事故の影響割合を3割として、平成29年5月から平成30年9月までの治療費・薬代、通院慰謝料及び通院交通費が賠償された事例

【公表番号1695※3】 居住制限区域（飯舘村）に居住し、自主的避難等対象区域内の勤務先で就労していた申立人について、原発事故後に、勤務先の従業員らから、申立人が原発事故の被害者であることを理由とするいじめを受けたことにより抑うつ状態になったとして、診断書取得費用のほか、平成25年1月分から令和元年9月分までの通院慰謝料（平成28年5月以降は原発事故の影響割合を5割とした。）及び通院交通費が賠償された事例

(ウ) 精神的損害 令和2年版55頁

【公表番号1592※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人が成長障害と診断され、特殊な治療を受けたことについて、診断書や口頭審理の結果等を踏まえて原発事故の影響割合を3割として、平成29年5月から平成30年9月までの治療費・薬代、通院慰謝料及び通院交通費が賠償された事例

【公表番号1606※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人について、避難生活中に持病である潰瘍性大腸炎の通院治療を行ったことを考慮し、令和元年6月の通院まで通院1回当たり1万円の入通院慰謝料及び診断書取得費用が認められた事例

【公表番号1650※1、※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人夫婦について、1. 避難生活により腰痛、めまい症等が生じた申立人夫の平成23年3月から平成26年5月までの通院慰謝料として、直接請求手続における既払金33万1800円とは別に79万5200円が追加して、2. 避難生活により過活動膀胱に罹患するなどした申立人妻の平成23年3月から平成24年8月までの通院慰謝料として、直接請求手続における既払金24万7800円とは別に56万7200円が追加して、それぞれ賠償された事例

【公表番号1691※1、※3】 居住制限区域（富岡町）に居住していた申立外の亡父について、避難後に認知症等となり通院を余儀なくされたとして、相続人である申立人子に対し、平成24年9月から平成28年5月までの通院慰謝料及び付添費用の賠償が認められたほか、同居所に居住していた申立人母について、原発事故による避難に伴い悪化した股関節症、高血圧症等の持病により通院を余儀なくされたとして、平成27年12月から平成28年5月までの通院慰謝料及び付添費用が賠償された事例

【公表番号1695※3】 居住制限区域（飯舘村）に居住し、自主的避難等対象区域内の勤務先で就労していた申立人について、原発事故後に、勤務先の従業員らから、申立人が原発事故の被害者であることを理由とするいじめを受けたことにより抑うつ状態になったとして、診断書取得費用のほか、平成25年1月分から令和元年9月分までの通院慰謝料（平成28年5月以降は原発事故の影響割合を5割とした。）及び通院交通費が賠償された事例

【公表番号1702※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、平成29年11月に脳出血を、平成31年2月頃に統合失調症をそれぞれ発症したことから、生命・身体的損害（通院慰謝料）として、平成29年11月から令和元年8月までの通院1回当たり2500円から5000円までの範囲で算定した金額が賠償された事例

【公表番号1720※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子）について、申立人子が避難生活によってうつ等の症状が生じて通院したことを考慮し、申立人子の平成24年6月分から平成26年2月分までの通院慰謝料及び通院交通費の賠償が認められた事例

【公表番号1762※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人の

生命・身体的損害（通院慰謝料）について、既に東京電力に対する直接請求手続で令和2年5月分まで一定額の支払がされていたものの、赤い本（交通事故の損害賠償額算定基準）を参考に、実通院日数の3.5倍を通院期間とした損害額（原発事故の影響割合を4割とする。）から上記支払済みの金額を控除した額が賠償された事例

【公表番号1794※3】 母ら家族と共に居住制限区域（浪江町）に居住し精神疾患等の複数の持病を有していた申立人について、避難に伴い家族と離れた上に持病が悪化して入退院を繰り返したことを考慮し、日常生活阻害慰謝料が平成23年3月分から平成30年3月分まで病状の重症度に応じて月額3万円から8万円増額されたほか、障害者用ベッド等の購入費用の一部や平成27年の入院に係る入院慰謝料等の賠償が認められた事例

【公表番号1850※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人について、東京電力から申立人の通院先への医療照会に対する回答も踏まえ、申立人が原発事故により避難を強いられたことを原因として両変形性膝関節症やうつ病等を発症して通院を余儀なくされたとして、平成23年12月から平成29年1月までの通院慰謝料が認められた事例

【公表番号1852※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の病院に入院していたが、原発事故により転院を余儀なくされ、その後平成23年7月に死亡した被相続人（同人を申立人のうち1名が相続。）について、転院の経緯及び病状の変化等を踏まえ、原発事故の影響割合を2割として死亡慰謝料及び葬儀費用が賠償された事例

(エ) その他 令和2年版61頁

【公表番号1592※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人子が成長障害と診断され、特殊な治療を受けたことについて、診断書や口頭審理の結果等を踏まえて原発事故の影響割合を3割として、平成29年5月から平成30年9月までの治療費・薬代、通院慰謝料及び通院交通費が賠償された事例

【公表番号1606※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人について、避難生活中に持病である潰瘍性大腸炎の通院治療を行ったことを考慮し、令和元年6月の通院まで通院1回当たり1万円の入院慰謝料及び診断書取得費用が認められた事例

【公表番号1614※2】 緊急時避難準備区域（川内村）から避難したが、避難生活によるストレスにより不眠、抑うつ症状状態となるなど心因性精神障害となり、また、パーキンソン病に罹患した申立人について、申立人の病状等から避難先における治療の継続が必要であったこと及び付添いの必要性を認め、平成23年5月分から平成27年11月分までの通院の際の付添看護費用が賠償された事例

【公表番号1691※1、※3】 居住制限区域（富岡町）に居住していた申立外の亡父について、避難後に認知症等となり通院を余儀なくされたとして、相続人である申立人子に対し、平成24年9月から平成28年5月までの通院慰謝料及び付添費用の賠償が認められたほか、同居所に居住していた申立人母について、原発事故による避難に伴い悪化した股関節症、高血圧症等の持病により通院を余儀なくされたとして、平成27年12月から平成28年5月までの通院慰謝料及び付添費用が賠償された事例

【公表番号1702※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、平成29年11月に脳出血を、平成31年2月頃に統合失調症をそれぞれ発症したことから、生命・身体的損害として、通院交通費及び通院証明書等の取得費用が賠償された事例

【公表番号1720※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子）について、申立人子が避難生活によってうつ等の症状が生じて通院したことを考慮し、申立人子の平成24年6月分から平成26年2月分までの通院慰謝料及び通院交通費の賠償が認められた事例

【公表番号1790※1】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人ら（母及び子）について、避難生活により精神疾患を発症した申立人子の生命・身体的損害として、申立人子

が成人した後の期間も含む令和元年12月から令和2年12月までの通院付添費が、赤い本（交通事故の損害賠償額算定基準）を参考に、通院1日当たり3300円として算定され賠償された事例

【公表番号1807※2】 居住制限区域（浪江町）に居住し、原発事故前から国の指定難病に罹患し継続的に治療を受けていた申立人について、避難当初の時期に適切な治療が受けられず、その後徐々に症状が悪化したことを考慮して、生活費増加費用（症状の悪化により購入を要した介護関係の物品購入費用）が賠償された事例

【公表番号1850※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人について、東京電力から申立人の通院先への医療照会に対する回答も踏まえ、申立人が原発事故により避難を強いられたことを原因として両変形性膝関節症やうつ病等を発症して通院を余儀なくされたとして、平成23年12月から平成29年1月までの通院交通費が認められた事例

【公表番号1852※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の病院に入院していたが、原発事故により転院を余儀なくされ、その後平成23年7月に死亡した被相続人（同人を申立人のうち1名が相続。）について、転院の経緯及び病状の変化等を踏まえ、原発事故の影響割合を2割として死亡慰謝料及び葬儀費用が賠償された事例

## イ 避難による健康状態悪化を防止するため負担した費用 令和2年版64頁

## ウ その他生命・身体的損害に関する事例 令和2年版64頁

【公表番号1762※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、原発事故後に避難しなかった申立人の生命・身体的損害（通院慰謝料）について、既に東京電力に対する直接請求手続で令和2年5月分まで一定額の支払がされていたものの、赤い本（交通事故の損害賠償額算定基準）を参考に、実通院日数の3.5倍を通院期間とした損害額（原発事故の影響割合を4割とする。）から上記支払済みの金額を控除した額が賠償された事例

## 8 精神的損害（中間指針第3の6・第二次追補第2の1・第四次追補第2の1） 令和2年版65頁

### (1) 中間指針等の整理 令和2年版65頁

### (2) 当該指針に関する和解事例 令和2年版74頁

## ア 避難等対象者の日常生活阻害慰謝料 令和2年版74頁

【公表番号1664※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内において出生以降、一時を除いて生活をし、同区内に自宅を有していた申立人に対し、原発事故当時は妻子を自宅に残して避難指示等対象区域外に単身赴任をしていたものの、毎週末及び長期休暇等には上記自宅で生活をしてきたことを考慮し、平成23年3月分から平成29年6月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料が認められた事例

【公表番号1687※1】 住民票上の住所が福島県外にあった申立人について、原発事故時にも一時的に住民票上の住所地が所在する都道府県にいたが、個人事業に係るメール等の提出資料から、両親と共に避難指示解除準備区域（南相馬市原町区）の実家においても一定程度生活していることが認められ、避難により実家に戻れなくなり、区域外滞在を余儀なくされたとして、平成23年4月分から平成24年2月分まで、日常生活阻害慰謝料の目安の5割に相当する月額5万円が賠償された事例



- 【公表番号1729※1】 緊急時避難準備区域（田村市）内に所在する土地を購入して宅地造成の上、当該土地上に仮住居を建築していたが、住民票上の住所が福島県外にあった申立人について、原発事故前の当該仮住居の電気の使用状況や就労状況、上記仮住居に居住しながら本住居を建築中であったこと等から、生活の本拠が同区域内（田村市）にあったことが認められるとして、平成23年3月分から平成24年8月分までの日常生活阻害慰謝料（月額10万円。ただし、妻子の居住する住民票上の住所に避難していた平成23年3月分から同年8月分までは月額5万円。）が賠償された事例
- 【公表番号1813※1】 原発事故当時大学生で福島県外に居住していたものの、平成23年4月には地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内にある実家に戻り就職予定であった申立人について、同区域の住民に準ずる者として、平成23年3月から同年9月までの日常生活阻害慰謝料（月額10万円）の5割相当額が賠償された事例
- 【公表番号1847※1】 住民票が避難指示解除準備区域（双葉町）にあったが単身赴任又は大学進学のため関東地方に居住していた申立人ら（父、二男）について、休日における帰宅状況や原発事故がなかった場合に想定される転勤期間の見込み等を考慮し、申立人父については平成24年3月から平成29年5月まで月額3万円ないし8万円の、申立人二男については平成24年3月から平成26年3月まで月額2万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が認められた事例
- 【公表番号1861※1】 緊急時避難準備区域（川内村）から避難した申立人ら（母、子（13歳）、子（10歳））について、二男の小学校卒業まで避難継続の必要性及び合理性を認め、平成24年9月から平成25年3月までの日常生活阻害慰謝料（申立人母について月額10万円、申立人子らについてそれぞれ月額5万円（月額10万円を認めた上、直接請求で既払いの月額5万円を控除））が損害として認められた事例

## イ 日常生活阻害慰謝料と生活費増加費用との関係について 令和2年版77頁

## ウ 日常生活阻害慰謝料の賠償額について 令和2年版78頁

### (ア) 増額事例 令和2年版78頁

#### a 要介護状態にあること 令和2年版78頁

【公表番号1698※1、※2】 居住制限区域（浪江町）において亡父母と同居していた申立人について、原発事故により亡父母と別々に避難したことを考慮して平成23年3月分から平成25年1月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められたほか、亡母が要介護状態で避難したことを考慮して、その相続人である申立人に対し、亡母が要介護認定を受けた平成26年7月から亡母が亡くなった同年10月まで月額1万5000円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められた事例

【公表番号1706※3】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫、妻、夫の祖母、夫の母及びいずれも原発事故後に出生した子4名）のうち、身体障害等級3級及び要支援2の各認定を受けていた申立人祖母に対し、避難先での日常生活の支障等を考慮し、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円（ただし、既払金127万5000円を除く。）が賠償された事例

【公表番号1730※1、※2】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人夫については、原発事故時に同居していた家族と別離したことや、避難場所を転々としたこと等を理由に平成23年3月分及び同年4月分の慰謝料（月額12万円）の3割の増額が認められるとともに、認知症を患い要介護状態（平成29年1月以降要介護2）での避難生活であったことを理由に平成28年3月分から平成29年5月分までの慰謝料（月額10万円）の3割の増額（ただし、既払金は控除。）が認められ、②申立人妻については、原発事故時に同居してい

た家族と別離したことや、避難場所を転々としたこと及び原発事故直後に出産間際の娘を手助けするなどの労苦があったこと等を理由に平成23年3月分(月額12万円)及び同年4月分(月額10万円)の慰謝料の5割の増額が認められるとともに、認知症を患い要介護状態であった申立外の義母(平成29年2月までは要介護2、同年3月以降は要介護5)及び申立人夫をそれぞれ介護しながらの避難生活であったこと等を理由に平成25年10月分から平成29年5月分までの慰謝料(月額10万円)の3割の増額(ただし、既払金は控除。)が認められた事例

【公表番号1776※1】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の介護施設に入所していた申立人らの母である被相続人について、原発事故により新潟県の施設に転所せざるを得なくなり、また元の介護施設に戻って以降も、原発事故以前よりも介護環境が悪化した中で生活を余儀なくされたこと等を考慮し、日常生活阻害慰謝料(増額分)として、①新潟県の施設に避難していた平成23年3月から同年12月までは一時金として50万円、②元の介護施設に戻って以降の平成24年1月から同年8月までは月額3万円の増額が認められ、相続人である申立人らに対して上記増額分(ただし、①の期間について20万円、②の期間について16万円の既払金を除く。)が賠償された事例

【公表番号1786※1】 居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫婦、夫の父母)について、日常生活阻害慰謝料(増額分)として、申立人夫については、抑うつ状態に悩まされたことを考慮して一時金10万円及び親子の別離が生じたことを考慮して世帯代表者として平成23年3月から平成30年3月まで3割の増額分が、申立人妻については、夫婦の別離が生じたことに加えて、避難中にがんを発症して手術をし、その後投薬治療を継続したことを考慮して平成23年3月から同年7月まで及び平成26年9月から平成27年9月(手術前)までは3割、同年10月から平成30年3月まで3割ないし5割の増額分が、申立人父については、避難生活中に失明し、付添い等を要する状態になったことを考慮して平成23年7月から平成30年3月まで3割の増額分が、申立人母については、持病の薬が入手できなかったことや、失明した申立人父を介護したことを考慮して平成23年3月及び同年4月は3割、同年7月から平成30年3月までは2割の増額分が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1801※1～※3】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した被相続人ら(亡祖父、亡祖母)、父母及び子の日常生活阻害慰謝料として、亡祖父母については、いずれも要介護状態で避難先の施設に入居し、容易に移動できなかったことを考慮して平成24年9月以降の避難継続の合理性を認め、①平成23年3月から平成24年8月までは、要介護状態であったことを理由としてそれぞれ月額3万円の増額が認められ、②平成24年9月以降は、亡祖父については同人が死亡した平成24年10月まで、亡祖母については平成26年3月まで、それぞれに中間指針等で定められた日常生活阻害慰謝料の目安である月額10万円及び要介護状態であったことを理由とする増額分月額3万円の合計月額13万円が賠償されたほか、③世帯全体に対して、平成23年3月から平成26年3月まで家族の別離を理由として月額3万円の増額賠償がされた事例

【公表番号1824※1、※3、※4】 避難指示解除準備区域(浪江町)において父母、子、祖父母(祖父は平成30年に死亡。)とで居住していた申立人らのうち、父については、当時要介護状態であった申立外祖父を介護しながらの避難となったこと及び妻子との別離が生じたことを考慮して平成23年3月から平成30年3月まで月額4万円(別離前の平成23年6月までは2万円。)の日常生活阻害慰謝料(増額分)が、子については、原発事故の影響で他県における再就職を余儀なくされ家族別離が生じたことを考慮して平成23年9月から平成24年12月までの日常生活阻害慰謝料(増額分。平成23年12月までは月額3万円。残りの期間は月額2万円。)が賠償されたほか、申立外祖父が要介護状態での避難を余儀なくされたことについて平成23年3

月から平成30年3月まで月額3万円(増額分)が、相続人らに対し既払金を控除した上で賠償された事例

【公表番号1831※1、※2】 帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫婦)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、夫については要介護状態での避難生活となったことを考慮して要介護1であった平成26年3月から平成29年5月まで月額3万円が、妻については夫や子との別離を余儀なくされたことを考慮して家族別離が生じた平成23年4月から平成25年10月まで、また、要介護状態での避難生活となったことを考慮して要介護1であった平成27年5月から同年10月まで、それぞれ月額3万円が、既払金を控除した上で増額賠償された事例

【公表番号1838※1】 居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫婦、子3名、夫の父)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、いずれも平成23年3月から平成30年3月まで、申立人父が身体障害等級1級を有し、困難な避難生活を送ったことを考慮して月額3万円が、申立人妻が申立人父の介護をしながら避難生活を送ったことを考慮して月額3万円が、申立人らに家族別離(3世代の同居家族が3か所以上に別離。)が生じたこと等を考慮して世帯全体として月額5万円が、それぞれ既払金を控除して賠償された事例

【公表番号1840※1、※2】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人ら(夫婦及び妻の母)について、家族別離を余儀なくされたことに鑑み平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償が認められ、そのうち母については、身体的に長距離移動が困難であったことに鑑みると平成24年9月以降も避難継続の合理性があったとして同月から平成26年3月までは月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が、また、要介護状態にあったことに鑑み平成23年3月から平成26年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償が既払金を控除した上で、それぞれ認められた事例

【公表番号1857※1】 帰還困難区域(大熊町)からの避難者(申立て後死亡)である被相続人の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、原発事故前から統合失調症を患っていたことを考慮して、平成23年3月分から平成29年5月分まで、月額3万円で算定した金額(東京電力の直接請求手続における月額2万円で算定された既払金150万円とは別に75万円。)の賠償が、相続人である申立人らに認められた事例

【公表番号1860※3】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人ら(夫妻と、妻の母。妻の父は平成25年7月死亡)の日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫については、仕事の関係で家族の別離が生じたことを考慮して別離期間(平成23年3月、同年8月から平成24年8月まで)について月額3万円が、申立人妻については、平成23年3月は避難所生活を送り、避難当初は妊婦(平成23年5月出産)として、出産後は乳幼児を世話しながら生活し、夫とは別離し、また、自己の両親の看病、介護をしたことを考慮し、懐妊中の避難所生活期間(平成23年3月)については月額8万円、その後(平成23年4月から平成24年8月まで)について月額4万円が、申立人母については、うつ病に罹患し、亡夫の介護をしながら生活したことを考慮して、当該期間(平成23年3月から同年5月まで)について月額3万円、亡夫が介護施設に入所した以降の期間(平成23年6月から平成24年8月まで)について月額1万5000円が、申立人らについては、被相続人(妻の父)が生前、要介護状態で避難生活を送ったことを考慮し、相続分として、平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円(ただし、同期間について既払金の月額1万5000円分を控除。)が、それぞれ賠償された事例

【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号1613※1】 避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人ら(子夫

婦及び夫の父母)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、原発事故後の生活環境の変化と仮設住宅の過酷な環境によって要介護状態となった父母については要介護の状態や生活状況等に応じて、平成23年3月分から平成30年3月分まで、1名当たり月額3万円から5万円までの範囲の賠償が、平成23年3月に自宅に取り残され自衛隊により発見・搬送され無事に家族と合流できた申立人父についてはこの間の同人の苦勞・苦痛を考慮して一時金10万円が、避難先で申立人父母の介護を余儀なくされた申立人子夫婦について介護負担の状況や生活状況等に応じ、平成23年3月分から平成30年3月分まで、両名合計で月額3万円又は5万円が賠償された事例

【公表番号1656※2】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)に居住していた被相続人(祖父)及び申立人ら(祖母、父、母及び子)について、被相続人及び申立人祖母は申立人祖母の足が不自由(身体障害等級3級、要介護2)であったこと等から避難をすることができず、避難した申立人父、母及び子と家族別離が生じた上、自らも身体障害等級3級であった被相続人が介護施設のサービスも利用することができない中、単身で申立人祖母の介護を担ったことや被相続人の障害等を考慮して、被相続人及び申立人祖母のそれぞれについて平成23年3月分は6割、同年4月分から同年9月分までは3割の増額が認められた事例

【公表番号1731※2】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の自宅から避難した被相続人である亡父及び亡母について、それぞれ避難先で要介護状態(亡父は平成23年5月に要介護3、同年10月に要介護4、平成24年10月以降は要介護5に進行し、亡母は平成23年8月に要支援1、平成24年4月以降に要介護2に進行した。)にあったことを考慮し、平成23年3月から平成26年3月までの日常生活阻害慰謝料(増額分)として、亡父については月額6万円、亡母については月額3万円の増額がそれぞれ認められ、相続人である申立人らに対して上記増額分(いずれも既払分を除く。)が賠償された事例

【公表番号1764※5】 居住制限区域(浪江町)に居住していた申立人ら(夫婦及び夫の母)について、日常生活阻害慰謝料(増額分)として、申立人夫婦がそれぞれ持病を抱えていることに加え、申立人夫の母の介護をしながら避難したこと等を考慮して、平成23年3月から申立人夫の母が特別養護老人施設に入所した平成28年6月まで、申立人夫婦と申立人夫の母のそれぞれについて、申立人夫の母の要支援・要介護度の変化に応じて月額3万円から8万円が賠償された事例

【公表番号1765※1】 居住制限区域(浪江町)から避難し、避難先で死亡した被相続人の子である申立人ら2名について、被相続人の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、要介護状態であったこと及び原発事故前はバリアフリー設備等の整った住居で生活していたにもかかわらず避難先ではバリアフリー設備等が整っていない居住環境にあったこと等を考慮し、避難所に避難した平成23年3月は月額6万円、同年4月から原発事故前と同等の設備等が整う住居に移転する前月の平成26年4月までは月額5万円(ただし、既払金57万円を除く。)が賠償された事例

【公表番号1827※1】 避難指示解除準備区域(富岡町)からの避難生活中にリウマチ等の影響で手足が不自由になり要介護状態となり平成29年3月に避難先で死亡した被相続人(申立人の母親)及び同人を介護した申立人のそれぞれについて、日常生活阻害慰謝料(増額分)として、被相続人の要介護状態に応じて、被相続人(相続分として)については平成23年3月から平成29年3月まで2割ないし8割の増額分、申立人については平成23年10月から平成29年3月まで3割ないし8割の増額分(いずれも既払分を除く。)の賠償が認められた事例

【公表番号1841※1】 避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した被相続人(申立時は申立人であったが申立後に死亡。)の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、要介護状態にあったことを考慮して平成23年10月から平成25年12月まで5割の増額分が賠償された事例

【公表番号1871※3】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（長男、長女の妻）及び被相続人（母）について、被相続人が認知症になって要介護認定を受けたことを踏まえ、被相続人の損害として月額5万円、主たる介護者である申立人長女の妻の損害として月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額が既払金を控除してそれぞれ認められ、被相続人の損害については相続人である申立人ら（長男、二男、三男）に支払われた事例

【増額幅が10割以上の事例】

【公表番号1597※2】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人らの平成29年5月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、要介護状態にある申立人母及びその介護を行う申立人子について、申立人母の要介護度の変化に応じ、申立人母が要介護度1又は2であった平成28年6月分まではそれぞれに月額3万円が、要介護度4となった平成28年7月分以降はそれぞれに月額10万円が賠償された事例

【公表番号1723※3】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（祖母、父、母及び子2名の5名）について、避難後に認知症を発症した申立人祖母（申立人父の母）及び申立外祖母（申立人母の母）をそれぞれ介護しながらの避難であったこと、申立人子2名が避難中に体調不良等となり不登校となったこと、原発事故当初の平成23年4月半ば頃まで、入院先の病院から申立外亡祖父の避難先が不明となって探さなければならなかったこと等を考慮して日常生活阻害慰謝料の増額（平成23年3月から同年4月までは月額10万円、同年5月から同年8月までは8万円、同年9月から平成26年8月までは月額6万円、平成26年9月から平成27年8月までは月額3万円、同年9月から平成28年12月までは月額2万円、平成29年1月から同年5月までは月額1万円。ただし、いずれも各人の増額金額ではなく、申立人ら全員分の増額金額である。）の賠償が認められた事例

【公表番号1752※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した被相続人とその介護にあたった同人の次女である申立人について、被相続人が要介護4の認定を受けた平成29年6月から同人が亡くなった同年7月までの2か月について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、それぞれ月額10万円の増額（合計40万円）が認められた事例

b 身体または精神の障害があること 令和2年版84頁

【公表番号1559※1】 帰還困難区域（浪江町）から避難した股関節機能障害（身体障害等級4級）を有する申立人について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成23年3月分から平成29年5月分までの間について月額3万円（ただし、既払金133万5000円を除く。）が賠償された事例

【公表番号1569※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）の自宅で一人暮らしをしていた高齢の申立人について、自宅に一時立入りをした際に転倒して負傷したため通院を余儀なくされ、仮設住宅での日常生活において不便な生活を強いられたこと等を考慮して、通院期間中である平成23年12月から平成24年2月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額3万円が賠償された事例

【公表番号1580※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、申立人らのうち1名が原発事故以前から半身麻痺により身体障害等級3級の認定を受けていながら避難を余儀なくされ、過酷な避難生活を送ったこと等の事情が考慮され、平成23年3月分から平成27年11月分までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、当該申立人には東京電力に対する直接請求手続において支払われた月額1万5000円とは別に月額1万5000円が、その主たる介護者には月額3万円が、それぞれ賠償された事例

- 【公表番号1597※1】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人の平成29年5月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、人工肛門を造設し、身体障害等級4級の認定を受けていること、また、避難中に2級に変更となったこと等を考慮し、月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1628※1】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の平成23年3月分から平成29年5月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人妻は原発事故前から身体障害等級3級であり、原発事故後も様々な疾病に罹患し複数回入院をしたこと、申立人夫も申立人妻の介護をしつつ、自らも重篤な疾病に罹患し手術、入院を余儀なくされたこと等を考慮して、申立人妻については平成23年3月分から平成29年5月分まで月額3万円が、申立人夫については申立人妻が入院した前月である平成25年9月分までは月額1万円、申立人妻が入院した平成25年10月分から平成29年5月分までは月額1万5000円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1645※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から関東地方に避難を余儀なくされた申立人ら（父母、子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人父について、上肢の著しい障害等の事由により身体障害等級3級（後に2級）であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円（ただし、既払金137万円を除く。）が、②申立人母について、申立人父を介護しながらの避難であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円（ただし、既払金19万円を除く。）が、③申立人父の上記障害等のために、高校入学等を機に福島県に帰還した申立人子らと共に申立人父母は帰還することができず、家族別離状態となったことを考慮し、別離状態が生じた平成23年4月分から平成25年3月分まで及び平成26年4月分から平成29年3月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1646※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫が平成23年4月にアルツハイマー型認知症を発症し、その後要介護1の認定を受けたこと、申立人妻が申立人夫の介護を恒常的に行ったことを考慮して、平成23年4月分から平成30年3月分まで、申立人ら夫婦それぞれに対して月額3万円（ただし、申立人夫については、既払金84万円を除く。）が賠償された事例
- 【公表番号1650※4】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫は身体障害等級4級の認定を受けていること、申立人妻はそのような申立人夫の介護をしながらの避難を余儀なくされたことを考慮して、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円から直接請求手続における既払金127万5000円を控除した127万5000円が、さらに、子との間に家族別離が生じたことを考慮して、平成23年3月分から平成27年7月分まで月額2万円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1753※2】 特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）に設定された自宅から避難した申立人らについて、避難後に家族の別離が生じたことにつき世帯全体で月額3万円、聴覚障害を有する申立人子につき月額3万円、同人を介護した申立人母につき月額1万円が、平成27年4月分から平成28年3月分までそれぞれ賠償された事例
- 【公表番号1782※1、※3】 申立人ら（夫婦、子及び夫の母）のうち申立人妻は、申立人夫と避難指示解除準備区域（浪江町）内の自宅に居住し、自宅から近い介護施設に入居中の申立人母（身体障害等級2級）を毎日のように見舞っていたが、原発事故により申立人夫と共に郡山市に避難し、その後も他県の介護施設へ移動を余儀なくされた申立人母に食品や衣類を届けるなどの世話を月に数回ほど行い続けたことについて、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が既払金85万円を控除のうえ賠償され、また、申立人母は、要介護状態での避難生活にかかる日常生活阻害慰謝料（増額分）として平成23年3月分から平成30年3

月分まで月額3万円が既払金170万円を控除のうえ賠償されたほか、家族別離にかかる一時金として20万円が賠償された事例

【公表番号1838※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、子3名、夫の父）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、いずれも平成23年3月から平成30年3月まで、申立人父が身体障害等級1級を有し、困難な避難生活を送ったことを考慮して月額3万円が、申立人妻が申立人父の介護をしながら避難生活を送ったことを考慮して月額3万円が、申立人らに家族別離（3世代の同居家族が3か所以上に別離）が生じたこと等を考慮して世帯全体として月額5万円が、それぞれ既払金を控除して賠償された事例

【公表番号1840※1、※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（夫婦及び妻の母）について、家族別離を余儀なくされたことに鑑み平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められ、そのうち母については、身体的に長距離移動が困難であったことに鑑みると平成24年9月以降も避難継続の合理性があったとして同月から平成26年3月までは月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が、また、要介護状態にあったことに鑑み平成23年3月から平成26年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が既払金を控除した上で、それぞれ認められた事例

【公表番号1857※1】 帰還困難区域（大熊町）からの避難者（申立て後死亡）である被相続人の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、原発事故前から統合失調症を患っていたことを考慮して、平成23年3月分から平成29年5月分まで、月額3万円で算定した金額（東京電力の直接請求手続における月額2万円で算定された既払金150万円とは別に75万円。）の賠償が、相続人である申立人らに認められた事例

【公表番号1869※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難した申立人ら（母及び乳幼児を含む未成年の子3名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人母に対し、乳幼児及び障害児の世話をしながらの避難であったことや申立人子らのうち子1名との別離期間があったこと等を考慮し、平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円ないし6万円が、②申立人子らのうち1名に対し、ADHD（注意欠陥多動性障害）により新たな生活環境に順応するのが困難な状況で何度も住居の変更や転校をせざるを得なかったこと等を考慮し、平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1874※4】 申立人ら（母、成人の長男及び二男）のうちの申立人二男について、原発事故時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に入院中であったところ、原発事故の影響で福島県外の病院に転院し、福島県外の病院での入院生活を続けざるを得なくなったことを考慮して、平成27年3月までの避難継続の合理性を認めた上で、日常生活阻害慰謝料として、平成24年9月から平成27年3月までの基礎分及び平成23年3月から平成27年3月まで障害及び疾病を理由とする月額3万円の増額分（ただし、既払金を控除した額。）の賠償が認められた事例

#### 【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号1583※3】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子3名）及び避難先で亡くなった申立外亡父の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立外亡父及び申立人母が平成23年10月まで他の家族との別離を余儀なくされたこと、亡父がパーキンソン病等により要介護状態にあったこと、申立人母が亡父の介護をしながらの避難を余儀なくされたこと等を考慮し、亡父については月額3万円から5万円までの範囲内で算定した合計292万円から直接請求手続による既払金114万5000円を控除した177万5000円が、申立人母については月額1万円から3万円までの範囲内で算定した合計114万5000円から既払金7万円を控除した107万5000円が、それぞれ賠償された事例

- 【公表番号1610※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、聴覚障害（原発事故当時の障害等級4級、後の避難生活中に障害等級3級に変更。）及び視覚障害を有しながらの避難生活を余儀なくされた事情を考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額6万円（避難所での生活期間中である平成23年3月分及び同年4月分についてはさらに月額1万2000円の増額。）が賠償された事例
- 【公表番号1773※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（母子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人子が発達障害を有すること、申立人母がかかる申立人子の介護を恒常的に行ったこと、申立外父と別離が生じたこと等を考慮して、避難所等に避難し生活環境の変化が著しく精神的負担が特に大きかった平成23年3月及び同年4月は月額5万円、同年5月から平成28年3月まで月額3万円が申立人母子それぞれに賠償され、その後も申立外父との別離が継続したことを考慮して、同年4月から平成30年3月まで月額2万円が申立人母に賠償された事例
- 【公表番号1755※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子2名）のうち申立人母及び子2名の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人子1名が発達障害等を有すること、原発事故後に申立人母及びもう1名の子が精神疾患にり患したこと、かかる状況において申立人母が申立人子2名の面倒を見たことや申立外の実両親及び義両親の介護を行ったこと等を考慮して、時期に応じて症状及び介護負担の程度に鑑み、平成23年3月から平成24年8月までは月額9万円、同年9月から平成25年11月までは月額6万円、同年12月から新居購入後1年が経過した平成27年7月までは月額3万円（合計312万円）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1775※1、※3、※4】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した地域（南相馬市鹿島区）から平成23年3月から同年5月までの間避難した申立人ら（夫婦及び子1名）のうち、申立人夫婦及び申立外の亡祖母（申立人夫の母、平成25年11月に死去。）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、身体障害を有しつつ避難した亡祖母及び持病を抱えつつ同人を避難先で介護した申立人妻については、それぞれ平成23年3月から同年5月まで6割の増額分（ただし、亡祖母分については既払金9万円を控除した残額を相続人である申立人夫が承継。）が、申立人妻の前記持病の入通院に際し自家用車で送迎や見舞いを行っていた申立人夫については、原発事故に伴い当初の通院先では手術体制が整わなかったことから県外の病院に転院し、そのため送迎の負担が増加したことを考慮して、一時金5万円がそれぞれ賠償された事例
- 【公表番号1800※2】 原発事故以前から身体障害等級2級の申立人の日常生活阻害慰謝料について、帰還困難区域（大熊町）から避難を余儀なくされ、共に避難した配偶者も避難中に身体障害等級4級の認定を受け、自ら介護を受けつつ配偶者を介護しながら避難生活を送らざるを得なくなった事情が考慮され、申立人による配偶者の介護状況及び申立人自身の要介護状況に応じて、平成23年3月から平成24年2月まで3割、平成24年3月から平成29年3月（配偶者死亡）まで5割、平成29年4月から同年5月まで3割の増額賠償が認められた事例
- 【公表番号1828※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、上下肢の身体障害（身体障害等級1級）及び持病を抱えて避難したことを考慮して、平成23年3月から平成29年5月まで、避難先の環境等に応じて月額3万円から8万円（合計366万円。ただし、既払金152万円を控除。）が賠償された事例
- 【公表番号1841※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、不安障害等を抱えての避難であったこと及び家族の別離が生じたことを考慮して平成24年6月から平成29年12月まで5割の増額分が賠償された事例
- 【公表番号1871※3】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（長男、長男の



妻)及び被相続人(母)について、被相続人が認知症になって要介護認定を受けたことを踏まえ、被相続人の損害として月額5万円、主たる介護者である申立人長男の妻の損害として月額5万円の日常生活阻害慰謝料の増額が既払金を控除してそれぞれ認められ、被相続人の損害については相続人である申立人ら(長男、二男、三男)に支払われた事例

**【増額幅が10割以上の事例】**

**【公表番号1772※1】** 避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料(増額分)として、申立人らの中に身体障害があったり知的障害があったりする者がおり、そのため同居家族間でサポートを要したこと等を考慮し、世帯分として、避難先を転々とした平成23年3月から同年6月までは月額12万円、避難先が落ち着いた後の同年7月から平成25年6月までは月額9万円、同年7月から平成30年3月までは月額7万円(ただし、既払金170万円を除く。)が賠償された事例

**【公表番号1785※1】** 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人ら(母及び未成年の子2名)の日常生活阻害慰謝料について、申立人らのうち子の1名が重度の身体障害及び知的障害を有しており、環境の変化による悪影響を避けるために避難生活を続けていたことを理由に避難継続の合理性を認め、東京電力の直接請求手続による賠償期間の後である平成24年9月から南相馬市に帰還した平成26年6月まで月額10万円がそれぞれ追加的に賠償されたほか、上記障害を有する申立人子1名及び同人を恒常的に介護した申立人母については、さらに増額分として、避難所に避難していた平成23年3月及び4月は月額10万円、同年5月から同年12月までは月額8万円、デイサービスを利用できるようになった平成24年1月から平成26年6月までは月額6万円が、それぞれ賠償(ただし、既払金を除く。)されるなどした事例

**【公表番号1807※1】** 居住制限区域(浪江町)に居住し、原発事故前から国の指定難病に罹患し継続的に治療を受けていた申立人について、避難当初の時期に適切な治療が受けられず、その後徐々に症状が悪化したことを考慮して、症状の悪化の程度等に応じて日常生活阻害慰謝料の増額分として月額10万円(平成23年3月分から同年5月分まで)、月額4万円(平成23年6月分から平成24年6月分まで)、月額6万円(平成24年7月分から平成27年2月分まで)、月額8万円(平成27年3月分から平成30年3月分まで)が賠償された(ただし、既払金を除く。)事例

c 重度または中程度の持病があること 令和2年版89頁

**【公表番号1574※1、※2】** 居住制限区域(富岡町)から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料について、避難生活のストレスから突発性難聴を発症したことに鑑み一時金20万円が賠償された事例

**【公表番号1736※1】** 南相馬市避難要請区域から避難をした申立人について、申立人が糖尿病に罹患していたところ、避難先の体育館において十分な食事管理ができなかったこと及びインシュリン注射を入手できなかったこと等の事情を踏まえ、体育館に避難していた平成23年3月及び同年4月について月額3万円(合計6万円)の日常生活阻害慰謝料(増額分)が賠償された事例

**【公表番号1769※1】** 居住制限区域(浪江町)から避難した申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立人夫が避難中に不眠症及びうつ状態と診断され、自殺未遂を起こしたこと等の事情を考慮し、平成23年10月から平成30年3月まで、夫婦合わせて月額3万円の増額が認められた事例

**【公表番号1775※1、※3、※4】** 地方公共団体が住民に一時避難を要請した地域(南相馬市鹿島区)から平成23年3月から同年5月までの間避難した申立人ら(夫婦

及び子1名)のうち、申立人夫婦及び申立外の亡祖母(申立人夫の母、平成25年11月に死去。)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、身体障害を有しつつ避難した亡祖母及び持病を抱えつつ同人を避難先で介護した申立人妻については、それぞれ平成23年3月から同年5月まで6割の増額分(ただし、亡祖母分については既払金9万円を控除した残額を相続人である申立人夫が承継。)が、申立人妻の前記持病の入通院に際し自家用車での送迎や見舞いを行っていた申立人夫については、原発事故に伴い当初の通院先では手術体制が整わなかったことから県外の病院に転院し、そのため送迎の負担が増加したことを考慮して、一時金5万円がそれぞれ賠償された事例

【公表番号1786※1】 居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫婦、夫の父母)について、日常生活阻害慰謝料(増額分)として、申立人夫については、抑うつ状態に悩まされたことを考慮して一時金10万円及び親子の別離が生じたことを考慮して世帯代表者として平成23年3月から平成30年3月まで3割の増額分が、申立人妻については、夫婦の別離が生じたことに加えて、避難中にがんを発症して手術をし、その後投薬治療を継続したことを考慮して平成23年3月から同年7月まで及び平成26年9月から平成27年9月(手術前)までは3割、同年10月から平成30年3月まで3割ないし5割の増額分が、申立人父については、避難生活中に失明し、付添い等を要する状態になったことを考慮して平成23年7月から平成30年3月まで3割の増額分が、申立人母については、持病の薬が入手できなかったことや、失明した申立人父を介護したことを考慮して平成23年3月及び同年4月は3割、同年7月から平成30年3月までは2割の増額分が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1823※2】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から亡父と共に避難した申立人母及び子3名(うち1名は原発事故後出生)について、亡父も含めた世帯全員について平成24年9月以降平成25年12月まで(亡父は死亡時まで。)の避難継続の合理性を認めた上で、亡父について持病が悪化したことを考慮し平成23年11月から平成25年10月まで3割、申立人母について避難中に妊娠・出産したこと及び夫や乳幼児である子らを世話したこと等を考慮し平成23年3月及び4月は6割、同年5月から平成25年12月までは3割の日常生活阻害慰謝料(増額分)が賠償された事例

【公表番号1829※1】 避難指示解除準備区域(楡葉町)から避難した申立人夫婦について、1. 申立人夫の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、精神疾患の持病を抱えて通院を継続していたことを考慮して平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円が、2. 申立人妻の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、夫と別離期間中も夫の通院時や外出時の付添い等の介護をしていたことを考慮して平成23年11月(別離時)から平成30年3月まで月額1万円及び申立人妻自身が精神疾患を発症したことを考慮して平成25年9月から平成30年3月まで月額1万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1837※2】 帰還困難区域(富岡町)から避難した申立人ら(父母及び未成年の子2名)の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、申立人母について、自身の適応障害、乳幼児(申立外)を連れての避難であったこと及び適応障害である子2名(申立人)の育児を行いながらの避難であったことを考慮して前回の和解仲介手続における賠償対象期間後の平成27年6月から平成28年6月まで3割の増額分が賠償された事例

【公表番号1850※2】 緊急時避難準備区域(南相馬市鹿島区)から避難した申立人について、申立人の両変形性膝関節症やうつ病等の疾病のため平成24年9月から平成26年3月まで日常生活阻害慰謝料の3割増額が認められた事例

【公表番号1858※3】 居住制限区域(浪江町)に居住していた申立人が自律神経失調症を発症したことにつき平成23年6月分から平成30年3月分まで月額1万円の日常生活阻害慰謝料の増額分が賠償された事例

【公表番号1860※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（夫妻と、妻の母。妻の父は平成25年7月死亡）の日常生活障害慰謝料の増額分として、申立人夫については、仕事の関係で家族の別離が生じたことを考慮して別離期間（平成23年3月、同年8月から平成24年8月まで）について月額3万円が、申立人妻については、平成23年3月は避難所生活を送り、避難当初は妊婦（平成23年5月出産）として、出産後は乳幼児を世話しながら生活し、夫とは別離し、また、自己の両親の看病、介護をしたことを考慮し、懐妊中の避難所生活期間（平成23年3月）については月額8万円、その後（平成23年4月から平成24年8月まで）について月額4万円が、申立人母については、うつ病に罹患し、亡夫の介護をしながら生活したことを考慮して、当該期間（平成23年3月から同年5月まで）について月額3万円、亡夫が介護施設に入所した以降の期間（平成23年6月から平成24年8月まで）について月額1万5000円が、申立人らについては、被相続人（妻の父）が生前、要介護状態で避難生活を送ったことを考慮し、相続分として、平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円（ただし、同期間について既払金の月額1万5000円分を控除。）が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1865※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人について、平成23年3月から平成30年3月まで、避難中に転倒して膝を痛めて治療中であるほか複数の持病を抱えながらの避難であったことを考慮して月額3万円の日常生活障害慰謝料の増額が認められた事例

【公表番号1872※2】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人について、複数の持病を有しており避難生活中に複数の病院に通院していたことを考慮して、平成23年3月から同年9月まで月額3万円の日常生活障害慰謝料（増額分）が賠償された事例

【公表番号1877※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、東京電力に対する直接請求手続で生命・身体的損害として通院慰謝料等が認められていたが、加えて、いわゆる母子家庭で小学生の子4名（12歳、11歳、9歳、7歳）を連れての避難生活であったこと、避難生活中にうつ状態になったことを踏まえ、日常生活障害慰謝料の増額として一時金80万円が認められた事例

#### 【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号1615※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活障害慰謝料（増額分）について、避難生活により広汎性発達障害（自閉症）の症状が悪化したこと等を考慮して、平成23年3月分から移住を前提とする転居をした半年後である平成26年9月分まで月額6万円が賠償された事例

【公表番号1654※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活障害慰謝料（増額分）について、避難所を多数回移動したこと、申立人夫が心臓疾患に罹患して手術や入院をし、その後眼疾患にも罹患したこと、その間申立人妻が申立人夫の介護を行ったこと等を考慮して、平成23年3月分及び同年4月分は、夫婦それぞれについて、避難所生活を理由とした既払金（月額2万円）とは別に追加して月額3万円が、同年5月分から同年7月分までは、申立人夫について月額8万円、申立人妻について月額6万円が、同年8月分から平成27年3月分までは、申立人夫について月額3万円、申立人妻について月額1万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1755※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子2名）のうち申立人母及び子2名の日常生活障害慰謝料（増額分）について、申立人子1名が発達障害等を有すること、原発事故後に申立人母及びもう1名の子が精神疾患に罹患したこと、かかる状況において申立人母が申立人子2名の面倒を見たことや申立人外の実両親及び義両親の介護を行ったこと等を考慮して、時期に応じて症状及び介護負担の程度に鑑み、平成23年3月から平成24年8月までは月額9万円、同年9月か

ら平成25年11月までは月額6万円、同年12月から新居購入後1年が経過した平成27年7月までは月額3万円（合計312万円）の賠償が認められた事例

【公表番号1764※5】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫婦及び夫の母）について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫婦がそれぞれ持病を抱えていることに加え、申立人夫の母の介護をしながら避難したこと等を考慮して、平成23年3月から申立人夫の母が特別養護老人施設に入所した平成28年6月まで、申立人夫婦と申立人夫の母のそれぞれについて、申立人夫の母の要支援・要介護度の変化に応じて月額3万円から8万円が賠償された事例

【公表番号1794※2】 母ら家族と共に居住制限区域（浪江町）に居住し精神疾患等の複数の持病を有していた申立人について、避難に伴い家族と離れた上に持病が悪化して入退院を繰り返したことを考慮し、日常生活阻害慰謝料が平成23年3月分から平成30年3月分まで病状の重症度に応じて月額3万円から8万円増額されたほか、平成27年の入院に係る入院慰謝料等の賠償が認められた事例

【公表番号1827※1】 避難指示解除準備区域（富岡町）からの避難生活中にリウマチ等の影響で手足が不自由になり要介護状態となり平成29年3月に避難先で死亡した被相続人（申立人の母親）及び同人を介護した申立人のそれぞれについて、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、被相続人の要介護状態に応じて、被相続人（相続分として）については平成23年3月から平成29年3月まで2割ないし8割の増額分、申立人については平成23年10月から平成29年3月まで3割ないし8割の増額分（いずれも既払分を除く。）の賠償が認められた事例

【公表番号1828※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、上下肢の身体障害（身体障害等級1級）及び持病を抱えて避難したことを考慮して、平成23年3月から平成29年5月まで、避難先の環境等に応じて月額3万円から8万円（合計366万円。ただし、既払金152万円を控除。）が賠償された事例

#### 【増額幅が10割以上の事例】

【公表番号1807※1】 居住制限区域（浪江町）に居住し、原発事故前から国の指定難病に罹患し継続的に治療を受けていた申立人について、避難当初の時期に適切な治療が受けられず、その後徐々に症状が悪化したことを考慮して、症状の悪化の程度等に応じて日常生活阻害慰謝料の増額分として月額10万円（平成23年3月分から同年5月分まで）、月額4万円（平成23年6月分から平成24年6月分まで）、月額6万円（平成24年7月分から平成27年2月分まで）、月額8万円（平成27年3月分から平成30年3月分まで）が賠償された（ただし、既払金を除く。）事例

#### d 上記（aからcまで）の者の介護を恒常的に行ったこと 令和2年版91頁

【公表番号1580※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、申立人らのうち1名が原発事故以前から半身麻痺により身体障害等級3級の認定を受けていながら避難を余儀なくされ、過酷な避難生活を送ったこと等の事情が考慮され、平成23年3月分から平成27年11月分までの日常生活阻害慰謝料の増額分として、当該申立人には東京電力に対する直接請求手続において支払われた月額1万5000円とは別に月額1万5000円が、その主たる介護者には月額3万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1583※3】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子3名）及び避難先で亡くなった申立外亡父の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立外亡父及び申立人母が平成23年10月まで他の家族との別離を余儀なくされたこと、亡父がパーキンソン病等により要介護状態にあったこと、申立人母が亡父の

介護をしながらの避難を余儀なくされたこと等を考慮し、亡父については月額3万円から5万円までの範囲内で算定した合計292万円から直接請求手続による既払金114万5000円を控除した177万5000円が、申立人母については月額1万円から3万円までの範囲内で算定した合計114万5000円から既払金7万円を控除した107万5000円が、それぞれ賠償された事例

- 【公表番号1595※1、※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、原発事故当時、80歳を超え難聴及び歩行困難等により、要介護1かつ身体障害等級3級の親族を介護していた申立人及び平成25年3月に出産して以降は乳幼児を連れての避難生活であった申立人に対し、それぞれの事情のほか、平成23年3月から平成30年2月まで家族別離が生じたことを考慮し、平成23年3月分から平成30年2月分まで、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、月額3万円（合計252万円）ずつ賠償された事例
- 【公表番号1621※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らの平成23年3月分から平成27年12月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額3万円が、また、身体に障害のある親族を介護していた申立人についてさらに月額3万円（ただし、直接請求における既払金合計18万円を除く。）が賠償された事例
- 【公表番号1628※1】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の平成23年3月分から平成29年5月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人妻は原発事故前から身体障害等級3級であり、原発事故後も様々な疾病に罹患し複数回入院をしたこと、申立人夫も申立人妻の介護をしつつ、自らも重篤な疾病に罹患し手術、入院を余儀なくされたこと等を考慮して、申立人妻については平成23年3月分から平成29年5月分まで月額3万円が、申立人夫については申立人妻が入院した前月である平成25年9月分までは月額1万円、申立人妻が入院した平成25年10月分から平成29年5月分までは月額1万5000円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1632※1】 緊急時避難準備区域（川内村）から身体障害等級1級（移動機能障害）の子を連れて避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、障害者の介助を理由として、平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1644※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、妻との別離を余儀なくされたこと、同居していた母（要支援1から要介護3までの間で時期によって介護度の認定には変化がある。）の介護を恒常的に行ったこと等を考慮して、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1645※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から関東地方に避難を余儀なくされた申立人ら（父母、子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人父について、上肢の著しい障害等の事由により身体障害等級3級（後に2級）であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円（ただし、既払金137万円を除く。）が、②申立人母について、申立人父を介護しながらの避難であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円（ただし、既払金19万円を除く。）が、③申立人父の上記障害等のために、高校入学等を機に福島県に帰還した申立人子らと共に申立人父母は帰還することができず、家族別離状態となったことを考慮し、別離状態が生じた平成23年4月分から平成25年3月分まで及び平成26年4月分から平成29年3月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1646※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫が平成23年4月にアルツハイマー型認知症を発症し、その後要介護1の認定を受けたこと、申立人妻が申立人夫の介護を恒常的

に行ったことを考慮して、平成23年4月分から平成30年3月分まで、申立人ら夫婦それぞれに対して月額3万円（ただし、申立人夫については、既払金84万円を除く。）が賠償された事例

【公表番号1650※4】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活障害慰謝料（増額分）として、申立人夫は身体障害等級4級の認定を受けていること、申立人妻はそのような申立人夫の介護をしながらの避難を余儀なくされたことを考慮して、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円から直接請求手続における既払金127万5000円を控除した127万5000円が、さらに、子との間に家族別離が生じたことを考慮して、平成23年3月分から平成27年7月分まで月額2万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1675※2、※3】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母子）の日常生活障害慰謝料（増額分）について、高次脳機能障害を有する夫（子にとっては父）の介護を行ったこと及び申立人子についてはさらに乳幼児の世話をしながらの避難でもあったことも考慮し、申立人母については平成23年3月分から平成30年3月分まで既払金（月額1万円）とは別に追加して月額2万円が、申立人子については平成23年3月分から平成27年11月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1706※4】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫、妻、夫の祖母、夫の母及びいずれも原発事故後に出生した子4名）のうち、身体障害等級3級及び要支援2の各認定を受けていた申立人祖母を介護しながらの避難生活を余儀なくされた申立人夫の母に対し、日常生活障害慰謝料（増額分）として、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例

【公表番号1716※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人の日常生活障害慰謝料（増額分）として、避難により申立外母と別離が生じたこと及び別離中も同人の介護を継続したことを考慮し、平成23年3月から平成25年5月まで月額3万円が賠償された事例（ただし、既払金は除く。）

【公表番号1730※1、※2】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら夫婦の日常生活障害慰謝料（増額分）として、①申立人夫については、原発事故時に同居していた家族と別離したことや、避難場所を転々としたこと等を理由に平成23年3月分及び同年4月分の慰謝料（月額12万円）の3割の増額が認められるとともに、認知症を患い要介護状態（平成29年1月以降要介護2）での避難生活であったことを理由に平成28年3月分から平成29年5月分までの慰謝料（月額10万円）の3割の増額（ただし、既払金は控除。）が認められ、②申立人妻については、原発事故時に同居していた家族と別離したことや、避難場所を転々としたこと及び原発事故直後に出産間際の娘を手助けするなどの労苦があったこと等を理由に平成23年3月分（月額12万円）及び同年4月分（月額10万円）の慰謝料の5割の増額が認められるとともに、認知症を患い要介護状態であった申立外の義母（平成29年2月までは要介護2、同年3月以降は要介護5）及び申立人夫をそれぞれ介護しながらの避難生活であったこと等を理由に平成25年10月分から平成29年5月分までの慰謝料（月額10万円）の3割の増額（ただし、既払金は控除。）が認められた事例

【公表番号1753※2】 特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）に設定された自宅から避難した申立人らについて、避難後に家族の別離が生じたことにつき世帯全体で月額3万円、聴覚障害を有する申立人子につき月額3万円、同人を介護した申立人母につき月額1万円が、平成27年4月分から平成28年3月分までそれぞれ賠償された事例

【公表番号1755※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子2名）のうち申立人母及び子2名の日常生活障害慰謝料（増額分）について、申立人子1名が発達障害等を有すること、原発事故後に申立人母及びもう1名の子が精神疾患にり患したこと、かかる状況において申立人母が申立人子2名の面倒を見たことや申立

外の実両親及び義両親の介護を行ったこと等を考慮して、時期に応じて症状及び介護負担の程度に鑑み、平成23年3月から平成24年8月までは月額9万円、同年9月から平成25年11月までは月額6万円、同年12月から新居購入後1年が経過した平成27年7月までは月額3万円（合計312万円）の賠償が認められた事例

【公表番号1782※1、※3】 申立人ら（夫婦、子及び夫の母）のうち申立人妻は、申立人夫と避難指示解除準備区域（浪江町）内の自宅に居住し、自宅から近い介護施設に入居中の申立人母（身体障害等級2級）を毎日のように見舞っていたが、原発事故により申立人夫と共に郡山市に避難し、その後も他県の介護施設へ移動を余儀なくされた申立人母に食品や衣類を届けるなどの世話を月に数回ほど行い続けたことについて、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が既払金85万円を控除のうえ賠償され、また、申立人母は、要介護状態での避難生活にかかる日常生活阻害慰謝料（増額分）として平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が既払金170万円を控除のうえ賠償されたほか、家族別離にかかる一時金として20万円が賠償された事例

【公表番号1786※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、夫の父母）について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫については、抑うつ状態に悩まされたことを考慮して一時金10万円及び親子の別離が生じたことを考慮して世帯代表者として平成23年3月から平成30年3月まで3割の増額分が、申立人妻については、夫婦の別離が生じたことに加えて、避難中にがんを発症して手術をし、その後投薬治療を継続したことを考慮して平成23年3月から同年7月まで及び平成26年9月から平成27年9月（手術前）までは3割、同年10月から平成30年3月まで3割ないし5割の増額分が、申立人父については、避難生活中に失明し、付添い等を要する状態になったことを考慮して平成23年7月から平成30年3月まで3割の増額分が、申立人母については、持病の薬が入手できなかったことや、失明した申立人父を介護したことを考慮して平成23年3月及び同年4月は3割、同年7月から平成30年3月までは2割の増額分が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1824※1、※3、※4】 避難指示解除準備区域（浪江町）において父母、子、祖父母（祖父は平成30年に死亡。）とで居住していた申立人らのうち、父については、当時要介護状態であった申立外祖父を介護しながらの避難となったこと及び妻子との別離が生じたことを考慮して平成23年3月から平成30年3月まで月額4万円（別離前の平成23年6月までは2万円。）の日常生活阻害慰謝料（増額分）が、子については、原発事故の影響で他県における再就職を余儀なくされ家族別離が生じたことを考慮して平成23年9月から平成24年12月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）が（平成23年12月までは月額3万円。残りの期間は月額2万円。）賠償されたほか、申立外祖父が要介護状態での避難を余儀なくされたことについて平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円が、相続人らに対し既払金を控除した上で賠償された事例

【公表番号1829※1】 避難指示解除準備区域（楢葉町）から避難した申立人夫婦について、1. 申立人夫の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、精神疾患の持病を抱えて通院を継続していたことを考慮して平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円が、2. 申立人妻の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、夫と別離期間中も夫の通院時や外出時の付添い等の介護をしていたことを考慮して平成23年11月（別離時）から平成30年3月まで月額1万円及び申立人妻自身が精神疾患を発症したことを考慮して平成25年9月から平成30年3月まで月額1万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1838※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、子3名、夫の父）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、いずれも平成23年3月から平成30年3月まで、申立人父が身体障害等級1級を有し、困難な避難生活を送ったことを

考慮して月額3万円が、申立人妻が申立人父の介護をしながら避難生活を送ったことを考慮して月額3万円が、申立人らに家族別離（3世代の同居家族が3か以上に別離）が生じたこと等を考慮して世帯全体として月額5万円が、それぞれ既払金を控除して賠償された事例

【公表番号1853※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、夫の母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫婦が夫の両親とやむを得ず別離したことを考慮し、申立人夫（世帯代表者）に対して月額3万円（平成23年3月は3万6000円）が、申立人妻が病氣療養中の申立人父（申立外）の介護を担ったことを考慮し、要介護の認定を受けてから要支援に改善するまでの期間及びその後再度病状が悪化して入院中付添い看護に当たった期間につき、申立人妻に対して月額3万円（既払分を除く。）がそれぞれ賠償された事例

【公表番号1860※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（夫妻と、妻の母。妻の父は平成25年7月死亡）の日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫については、仕事の関係で家族の別離が生じたことを考慮して別離期間（平成23年3月、同年8月から平成24年8月まで）について月額3万円が、申立人妻については、平成23年3月は避難所生活を送り、避難当初は妊婦（平成23年5月出産）として、出産後は乳幼児を世話しながら生活し、夫とは別離し、また、自己の両親の看病、介護をしたことを考慮し、懐妊中の避難所生活期間（平成23年3月）については月額8万円、その後（平成23年4月から平成24年8月まで）について月額4万円が、申立人母については、うつ病に罹患し、亡夫の介護をしながら生活したことを考慮して、当該期間（平成23年3月から同年5月まで）について月額3万円、亡夫が介護施設に入所した以降の期間（平成23年6月から平成24年8月まで）について月額1万5000円が、申立人らについては、被相続人（妻の父）が生前、要介護状態で避難生活を送ったことを考慮し、相続分として、平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円（ただし、同期間について既払金の月額1万5000円分を控除。）が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1869※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難した申立人ら（母及び乳幼児を含む未成年の子3名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人母に対し、乳幼児及び障害児の世話をしながらの避難であったことや申立人子らのうち子1名との別離期間があったこと等を考慮し、平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円ないし6万円が、②申立人子らのうち1名に対し、ADHD（注意欠陥多動性障害）により新たな生活環境に順応するのが困難な状況で何度も住居の変更や転校をせざるを得なかったこと等を考慮し、平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1873※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）において指定難病等の持病がある亡夫及び要介護の亡義母と同居していた申立人について、原発事故により亡夫ら2名を介護しながらの避難生活となったこと等を理由として、介護の実情に応じて、平成23年8月から平成26年1月まで月額3万円（義母の介護及び夫の介助）、平成26年2月から平成27年4月まで月額5万円（義母及び夫の介護）、平成27年5月から平成28年11月まで月額3万円（夫の介護）、平成28年12月から平成30年3月まで月額5万円（夫の要介護状態悪化のため。なお、別途月額1万円が東京電力に対する直接請求手続で賠償されている。）の日常生活阻害慰謝料の増額分が賠償された事例

【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号1555※1】 居住制限区域（浪江町）から配偶者と共に避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難中、うつ病にり患し、要介護認定を受けた配偶者を介護しながらの避難生活であったことを理由に、配偶者がうつ病にり患した



平成23年12月分から要介護認定を受ける前の平成24年6月分までについて月額3万円、要介護認定の有効期間開始月である平成24年7月分から同年9月分までについて月額5万円（ただし、同人が同年8月末に入院したことにより申立人の介護負担が一定程度軽減されたことを考慮し、同年9月分については月額3万円。）が賠償された事例

- 【公表番号1572※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人について、皮膚の疾患等により患っている状況での避難であり、また、その症状や生活状況等から心療内科等にも通院を要したほど精神的苦痛を負っていたこと等を考慮し、平成23年3月から平成29年5月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として合計269万円（平成23年3月から同年7月までは避難所に避難し、症状も重かったことから月額6万円の増額、平成23年8月から平成24年7月までは借上げ住宅に入居したものの、症状が重度であったことから月額5万円の増額、平成24年8月から平成29年5月までは症状が落ち着いたため月額3万円〔ただし、この期間中、平成26年1月は借上げ住宅の引っ越しに伴う負担増大を考慮して月額5万円、平成27年3月は症状が劇的に悪化し病院をたらい回しになったことを考慮して月額6万円〕の増額）が賠償された事例
- 【公表番号1613※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（子夫婦及び夫の父母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故後の生活環境の変化と仮設住宅の過酷な環境によって要介護状態となった父母については要介護の状態や生活状況等に応じて、平成23年3月分から平成30年3月分まで、1名当たり月額3万円から5万円までの範囲の賠償が、平成23年3月に自宅に取り残され自衛隊により発見・搬送され無事に家族と合流できた申立人父についてはこの間の同人の苦勞・苦痛を考慮して一時金10万円が、避難先で申立人父母の介護を余儀なくされた申立人子夫婦については介護負担の状況や生活状況等に応じ、平成23年3月分から平成30年3月分まで、両名合計で月額3万円又は5万円が賠償された事例
- 【公表番号1618※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の平成23年3月分から平成30年3月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、乳幼児である孫の世話をしながらの避難であったことのほか、失禁・便漏れを繰り返す夫の介護をしながらの避難であったことを考慮し、平成23年3月分は7万2000円、同年4月分から平成30年3月分までは月額6万円が賠償された事例（ただし、既払金122万円を除く。）
- 【公表番号1638※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人が感情障害を患っていたこと、認知症の父及びうつ病の母を介護しながらの避難であったこと等を考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで、仮設住居に入居する平成23年8月分までは月額8万円又は月額9万6000円、同年9月分以降は月額5万円で算定した金額（直接請求手続による既払金127万5000円とは別に318万7000円）が賠償された事例
- 【公表番号1654※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難所を多数回移動したこと、申立人夫が心臓疾患により患って手術や入院をし、その後眼疾患にもり患したこと、その間申立人妻が申立人夫の介護を行ったこと等を考慮して、平成23年3月分及び同年4月分は、夫婦それぞれについて、避難所生活を理由とした既払金（月額2万円）とは別に追加して月額3万円が、同年5月分から同年7月分までは、申立人夫について月額8万円、申立人妻について月額6万円が、同年8月分から平成27年3月分までは、申立人夫について月額3万円、申立人妻について月額1万円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1656※2】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた被相続人（亡祖父）及び申立人ら（祖母、父、母及び子）について、被相続人及び申立人祖母は申立人祖母の足が不自由（身体障害等級3級、要介護2）であったこと等から避難をすることができず、避難した申立人父、母及び子と家族別離が

生じた上、自らも身体障害等級3級であった被相続人が介護施設のサービスも利用することができない中、単身で申立人祖母の介護を担ったことや被相続人の障害等を考慮して、被相続人及び申立人祖母のそれぞれについて平成23年3月分は6割、同年4月分から同年9月分までは3割の増額が認められた事例

【公表番号1764※5】 居住制限区域(浪江町)に居住していた申立人ら(夫婦及び夫の母)について、日常生活阻害慰謝料(増額分)として、申立人夫婦がそれぞれ持病を抱えていることに加え、申立人夫の母の介護をしながら避難したこと等を考慮して、平成23年3月から申立人夫の母が特別養護老人施設に入所した平成28年6月まで、申立人夫婦と申立人夫の母のそれぞれについて、申立人夫の母の要支援・要介護度の変化に応じて月額3万円から8万円が賠償された事例

【公表番号1765※2】 居住制限区域(浪江町)で被相続人(避難先で死亡)と同居し、共に避難した申立人の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、被相続人が要介護状態であったこと、原発事故前はバリアフリー設備等の整った住居で生活していたにもかかわらず避難先ではバリアフリー設備等が整っていない居住環境にあったこと、かかる状況下で申立人が被相続人の介護を恒常的に行ったことを考慮し、平成23年3月は月額6万円、同年4月から同年6月までは月額5万円、介護サービスを利用できるようになった同年7月から原発事故前と同等の設備等が整う住居に移転する前月の平成26年4月までは月額3万円が賠償された事例

【公表番号1773※1】 居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(母子)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、申立人子が発達障害を有すること、申立人母がかかる申立人子の介護を恒常的に行ったこと、申立外父と別離が生じたこと等を考慮して、避難所等に避難し生活環境の変化が著しく精神的負担が特に大きかった平成23年3月及び同年4月は月額5万円、同年5月から平成28年3月まで月額3万円が申立人母子それぞれに賠償され、その後も申立外父との別離が継続したことを考慮して、同年4月から平成30年3月まで月額2万円が申立人母に賠償された事例

【公表番号1775※1、※3、※4】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した地域(南相馬市鹿島区)から平成23年3月から同年5月までの間避難した申立人ら(夫婦及び子1名)のうち、申立人夫婦及び申立外の亡祖母(申立人夫の母、平成25年11月に死去。)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、身体障害を有しつつ避難した亡祖母及び持病を抱えつつ同人を避難先で介護した申立人妻については、それぞれ平成23年3月から同年5月まで6割の増額分(ただし、亡祖母分については既払金9万円を控除した残額を相続人である申立人夫が承継。)が、申立人妻の前記持病の入通院に際し自家用車での送迎や見舞いを行っていた申立人夫については、原発事故に伴い当初の通院先では手術体制が整わなかったことから県外の病院に転院し、そのため送迎の負担が増加したことを考慮して、一時金5万円がそれぞれ賠償された事例

【公表番号1800※2】 原発事故以前から身体障害等級2級の申立人の日常生活阻害慰謝料について、帰還困難区域(大熊町)から避難を余儀なくされ、共に避難した配偶者も避難中に身体障害等級4級の認定を受け、自ら介護を受けつつ配偶者を介護しながら避難生活を送らざるを得なくなった事情が考慮され、申立人による配偶者の介護状況及び申立人自身の要介護状況に応じて、平成23年3月から平成24年2月まで3割、平成24年3月から平成29年3月(配偶者死亡)まで5割、平成29年4月から同年5月まで3割の増額賠償が認められた事例

【公表番号1823※2】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から亡父と共に避難した申立人母及び子3名(うち1名は原発事故後出生。)について、亡父も含めた世帯全員について平成24年9月以降平成25年12月まで(亡父は死亡時まで。)の避難継続の合理性を認めた上で、亡父について持病が悪化したことを考慮し平成23年11月から平成25年10月まで3割、申立人母について避難中に妊娠・出産したこと及び夫や乳幼児である子らを世話したこと等を考慮し平成23年3月及び4月は6割、同

年5月から平成25年12月までは3割の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例

- 【公表番号1827※1】 避難指示解除準備区域（富岡町）からの避難生活中にリウマチ等の影響で手足が不自由になり要介護状態となり平成29年3月に避難先で死亡した被相続人（申立人の母親）及び同人を介護した申立人のそれぞれについて、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、被相続人の要介護状態に応じて、被相続人（相続分として）については平成23年3月から平成29年3月まで2割ないし8割の増額分、申立人については平成23年10月から平成29年3月まで3割ないし8割の増額分（いずれも既払分を除く。）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1836※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難し、平成25年2月に帰還した申立人ら（夫婦）について、夫の両親の介護を担ったこと、申立人夫が避難先で入院手術をしたこと等を考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人ら合わせて月額3万円ないし6万円（平成23年3月から平成25年1月まで）が賠償された事例
- 【公表番号1874※1】 申立人ら（母、成人の長男及び二男）のうちの申立人母について、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した後、亡夫（身体障害者等級3級、要介護4の認定）の介護を行っており、夫に対する医療措置のために帰還できなかったことを考慮し、夫が死去するまでの避難継続の合理性を認めた上で、日常生活阻害慰謝料として、平成24年9月から平成26年6月までの基礎分及び平成23年3月から平成26年6月まで介護を理由とする月額6万円の増額分（ただし、既払金を控除した額。）の賠償が認められた事例

【増額幅が10割以上の事例】

- 【公表番号1597※3】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（母子）の平成29年5月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、要介護状態にある申立人母の要介護度の変化に応じ、申立人母が要介護度1又は2であった平成28年6月分まではそれぞれに月額3万円が、要介護度4となった平成28年7月分以降はそれぞれに月額10万円が賠償された事例
- 【公表番号1691※2】 居住制限区域（富岡町）に居住していた申立外の亡父について、避難後に認知症、肺がん、咽頭がん及び脳出血を発症し、要介護状態（要介護度5）となりつつ避難生活を送ったことを考慮して、亡父の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、相続人である申立人子に対し、平成28年4月から平成30年3月まで月額10万円が賠償された事例
- 【公表番号1752※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した被相続人とその介護にあたった同人の次女である申立人について、被相続人が要介護4の認定を受けた平成29年6月から同人が亡くなった同年7月までの2か月について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、それぞれ月額10万円の増額（合計40万円）が認められた事例
- 【公表番号1772※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人らの中に身体障害があったり知的障害があったりする者がおり、そのため同居家族間でサポートを要したこと等を考慮し、世帯分として、避難先を転々とした平成23年3月から同年6月までは月額12万円、避難先が落ち着いた後の同年7月から平成25年6月までは月額9万円、同年7月から平成30年3月までは月額7万円（ただし、既払金170万円を除く。）が賠償された事例
- 【公表番号1785※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（母及び未成年の子2名）の日常生活阻害慰謝料について、申立人らのうち子の1名が重度の身体障害及び知的障害を有しており、環境の変化による悪影響を避けるために避難生活を続けていたことを理由に避難継続の合理性を認め、東京電力の直接請求手

続による賠償期間の後である平成24年9月から南相馬市に帰還した平成26年6月まで月額10万円がそれぞれ追加的に賠償されたほか、上記障害を有する申立人子1名及び同人を恒常的に介護した申立人母については、さらに増額分として、避難所に避難していた平成23年3月及び4月は月額10万円、同年5月から同年12月までは月額8万円、デイサービスを利用できるようになった平成24年1月から平成26年6月までは月額6万円が、それぞれ賠償（ただし、既払金を除く。）されるなどした事例

e 懐妊中であること 令和2年版100頁

【公表番号1557※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難期間中の妊娠及び出産後の育児負担の事情等を考慮し、妊娠が判明した平成28年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例

【公表番号1581※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故当時生後1か月であった乳幼児を連れての避難であったこと、原発事故により避難を余儀なくされたために親族等からの育児等に関する支援を受けられなくなったこと、避難中に第二子を妊娠・出産したこと等を考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例

【公表番号1595※1、※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、原発事故当時、80歳を超え難聴及び歩行困難等により、要介護1かつ身体障害等級3級の親族を介護していた申立人及び平成25年3月に出産して以降は乳幼児を連れての避難生活であった申立人に対し、それぞれの事情のほか、平成23年3月から平成30年2月まで家族別離が生じたことを考慮し、平成23年3月分から平成30年2月分まで、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、月額3万円（合計252万円）ずつ賠償された事例

【公表番号1607※2、※4、※5】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、①前件和解後の平成24年8月分から申立人らの一部が移住用の住宅に転居した平成28年12月分まで家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額3万円が、②平成23年3月分から平成30年3月分まで乳幼児を連れての避難であったことを考慮して月額3万円が、③原発事故時懐妊中であった申立人に対し、懐妊中の平成23年3月分から同年7月分まで懐妊中であることを考慮して月額3万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1617※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、避難により別離を余儀なくされたとして平成23年8月分から平成25年10月分まで（別離が解消していた期間を除く）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額3万円が、加えて、申立人母が乳幼児を連れて避難を余儀なくされたこと及び避難中に妊娠、出産したことから平成23年3月分から平成27年2月分までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額3万円が賠償された事例

【公表番号1641※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故当時1歳の申立人長男の世話を恒常的に行い、また、原発事故後に申立人二男を出産の上、その世話を恒常的に行ったこと等を考慮して、平成23年3月分から平成29年3月分まで月額3万円が賠償された事例

【公表番号1655※3】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人に対し、避難中に、妊娠・出産し、その後生まれた子（申立外）の育児に当たったことを考慮して、妊娠後の平成24年8月分から平成29年3月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められた事例

【公表番号1706※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫、妻、夫の祖母、夫の母及びいずれも原発事故後に出生した子4名）のうち、原発事故当時妊婦であり、また、避難先において乳幼児である子4名の養育をした申立人妻に対し、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例

【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号1573※1】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内の自宅から帰還困難区域（双葉町）内の実家に里帰り出産のために一時帰省していた懐妊中の申立人について、原発事故により避難し、出産間近な時期での劣悪な環境での生活を余儀なくされたこと及び出産後も育児をしながらの避難生活を余儀なくされたことを踏まえ、平成23年3月分から同年7月分までの日常生活阻害慰謝料の増額分として一時金30万円の賠償が認められた事例

【公表番号1635※1】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫婦及び子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難により別離を余儀なくされたこと、申立人妻が原発事故時妊婦であり避難生活中に出産したこと及び乳幼児を連れての避難であったこと等を考慮して、平成23年3月分として月額5万円が、子のうち1名が小学校に入学した同年4月分から平成24年5月分まで月額4万円が、同年6月に家族別離は解消したが引き続き乳幼児の世話を恒常的に行っていたことを考慮して、同年6月分から平成26年10月分まで月額3万円が賠償された事例

【公表番号1663※1】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料について、申立人母に対し、家族別離が生じていたことや懐妊中又は乳幼児の世話をしながらの避難であったこと等を考慮して、平成23年3月分は7万2000円、同年3月分から同年6月分まで月額6万円、同年7月分から平成30年3月分まで月額3万円の増額を認め、申立人父に対し、家族別離が生じていたことを考慮して、平成23年3月分は3万6000円、同年3月分から同年6月分まで月額3万円の増額が認められた事例

【公表番号1760※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（母及び子2名）のうち申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難所を転々としたこと、二男を妊娠した状態で発達障害のある幼い長男の面倒を見ながら避難生活を送ったこと、平成24年には二男を出産後に原発事故の影響で転勤を余儀なくされた申立人外夫と別離生活となって申立人母がほぼ一人で長男及び二男の面倒を見なければならなくなったことを考慮し、平成23年3月及び同年4月は6割の増額、同年5月から平成25年3月までは3割の増額、同年4月から長男が幼稚園を卒業した平成27年3月までは2割の増額が認められた事例

【公表番号1767※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（父母及び原発事故後に出生した子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故時申立人母が妊婦であったこと及び平成23年7月に出生した第一子の世話を恒常的に行ったこと等を考慮し、避難所に避難した平成23年3月は月額5万円、同年4月から第一子が出生した同年7月までは月額4万円、同年8月から平成24年8月までは月額3万円が賠償された事例

【公表番号1823※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から亡父と共に避難した申立人母及び子3名（うち1名は原発事故後出生。）について、亡父も含めた世帯全員について平成24年9月以降平成25年12月まで（亡父は死亡時まで。）の避難継続の合理性を認めた上で、亡父について持病が悪化したことを考慮し平成23年11月から平成25年10月まで3割、申立人母について避難中に妊娠・出産したこと及び夫や乳幼児である子らを世話したこと等を考慮し平成23年3月及び4月は6割、同年5月から平成25年12月までは3割の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された

## 事例

【公表番号1860※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（夫妻と、妻の母。妻の父は平成25年7月死亡）の日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫については、仕事の関係で家族の別離が生じたことを考慮して別離期間（平成23年3月、同年8月から平成24年8月まで）について月額3万円が、申立人妻については、平成23年3月は避難所生活を送り、避難当初は妊婦（平成23年5月出産）として、出産後は乳幼児を世話しながら生活し、夫とは別離し、また、自己の両親の看病、介護をしたことを考慮し、懐妊中の避難所生活期間（平成23年3月）については月額8万円、その後（平成23年4月から平成24年8月まで）について月額4万円が、申立人母については、うつ病に罹患し、亡夫の介護をしながら生活したことを考慮して、当該期間（平成23年3月から同年5月まで）について月額3万円、亡夫が介護施設に入所した以降の期間（平成23年6月から平成24年8月まで）について月額1万5000円が、申立人らについては、被相続人（妻の父）が生前、要介護状態で避難生活を送ったことを考慮し、相続分として、平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円（ただし、同期間について既払金の月額1万5000円分を控除。）が、それぞれ賠償された事例

### 【増額幅が10割以上の事例】

【公表番号1570※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、懐妊中又は乳幼児の世話を行ったことを理由として月額10万円（平成23年3月分及び同年4月分）、家族別離により乳幼児の世話の負担が増加したことを理由として月額3万円（平成23年5月分から平成27年11月分まで）が賠償された事例

【公表番号1857※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父母及び子2名（うち1名は原発事故後の平成23年5月に出生））について、申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成23年3月から同年6月までは出産直前直後であることを考慮して月額10万円、平成23年7月から平成27年3月までは乳幼児2名を世話しながらの避難生活であったことを考慮して月額6万円、平成27年4月から平成30年3月までは乳幼児1名を世話しながらの避難生活であったことを考慮して月額3万円の賠償が認められた事例

## f 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと 令和2年版100頁

【公表番号1557※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難期間中の妊娠及び出産後の育児負担の事情等を考慮し、妊娠が判明した平成28年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例

【公表番号1581※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故当時生後1か月であった乳幼児を連れての避難であったこと、原発事故により避難を余儀なくされたために親族等からの育児等に関する支援を受けられなくなったこと、避難中に第二子を妊娠・出産したこと等を考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例

【公表番号1582※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、父母両名に対し、家族の別離を余儀なくされたことを考慮して1人当たり月額3万円（別離が生じていた期間である平成23年4月分、同年5月分、同年8月分から平成24年9月分まで、同年11月分から平成25年11月分まで、平成26年1月分、同年2月分、同年4月分及び同年5月分）が賠償されたほか、母に対し、申立外の子2名（原発事故当時1歳及び0歳）の育児をしながらの避

- 難を余儀なくされたことを考慮して、平成23年3月分から親族が新たに購入し居住する持ち家に転居した平成27年10月分まで、さらに月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1595※1、※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、原発事故当時、80歳を超え難聴及び歩行困難等により、要介護1かつ身体障害等級3級の親族を介護していた申立人及び平成25年3月に出産して以降は乳幼児を連れての避難生活であった申立人に対し、それぞれの事情のほか、平成23年3月から平成30年2月まで家族別離が生じたことを考慮し、平成23年3月分から平成30年2月分まで、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、月額3万円（合計252万円）ずつ賠償された事例
- 【公表番号1607※2、※4、※5】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活阻害慰謝料（増額分）について、①前件和解後の平成24年8月分から申立人らの一部が移住用の住宅に転居した平成28年12月分まで家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額3万円が、②平成23年3月分から平成30年3月分まで乳幼児を連れての避難であったことを考慮して月額3万円が、③原発事故時懐妊中であった申立人に対し、懐妊中の平成23年3月分から同年7月分まで懐妊中であったことを考慮して月額3万円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1617※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、避難により別離を余儀なくされたとして平成23年8月分から平成25年10月分まで（別離が解消していた期間を除く）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額3万円が、加えて、申立人母が乳幼児を連れて避難を余儀なくされたこと及び避難中に妊娠、出産したことから平成23年3月分から平成27年2月分まで日常生活阻害慰謝料（増額分）として月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1641※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故当時1歳の申立人長男の世話を恒常的に行い、また、原発事故後に申立人二男を出産の上、その世話を恒常的に行ったこと等を考慮して、平成23年3月分から平成29年3月分まで月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1655※2、※3】 居住制限区域（浪江町）から家族6名（父母、子4名（うち1名が原発事故時就学前））で避難した申立人らのうち、申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、慣れない避難先で幼児1名を含む子らの養育に当たらなければならなかった点を考慮し、平成23年3月分から末子が就学する前の月である平成25年3月分まで月額3万円（ただし、平成23年3月分及び4月分については月額3万6000円）の賠償が、申立人長子の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難中に妊娠・出産し、その後生まれた子（申立外）の育児に当たったことを考慮して、妊娠後の平成24年8月分から平成29年3月分まで月額3万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号1675※3】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、高次脳機能障害を有する父の介護を行ったこと、乳幼児の世話をしながらの避難であったこと等を考慮し、平成23年3月分から平成27年11月分まで月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1706※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫、妻、夫の祖母、夫の母及びいずれも原発事故後に出生した子4名）のうち、原発事故当時妊婦であり、また、避難先において乳幼児である子4名の養育をした申立人妻に対し、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1707※2】 居住制限区域（浪江町）内の両親の自宅から自動車です5分程度の距離の自宅に居住していた申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故の影響により、子（原発事故当時2歳）と一時的に別離を余儀なくされたこと、幼児

である子を連れながら避難を余儀なくされたことを考慮し、避難所で生活した平成23年3月分については月額6万円、平成23年4月分から平成25年5月分については月額3万円がそれぞれ賠償された事例

【公表番号1711※2】 帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人夫婦の日常生活障害慰謝料（増額分）について、申立人夫については申立人妻及び子らとの別離を余儀なくされたことを考慮して平成23年12月分から平成27年12月分まで、申立人妻については乳幼児3名を養育しながらの避難となったことを考慮して平成23年6月分から末子が小学校に入学する日の前月である平成29年3月分まで、申立人夫婦それぞれに月額3万円が賠償された事例

【公表番号1763※2】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父母及び未成年の子2名）について、原発事故当時5歳と1歳の乳幼児であった申立人子らを抱えながら避難先での生活に苦労があったこと等を考慮して、平成23年3月から原発事故当時1歳だった申立人子が小学校に入学した前月の平成27年3月まで、月額3割の日常生活障害慰謝料（増額分）が賠償された事例

【公表番号1767※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（父母及び原発事故後に出生した子2名）の日常生活障害慰謝料（増額分）について、原発事故時申立人母が妊婦であったこと及び平成23年7月に出生した第一子の世話を恒常的に行ったこと等を考慮し、避難所に避難した平成23年3月は月額5万円、同年4月から第一子が出生した同年7月までは月額4万円、同年8月から平成24年8月までは月額3万円が賠償された事例

【公表番号1837※2】 帰還困難区域（富岡町）から避難した申立人ら（父母及び未成年の子2名）の日常生活障害慰謝料（増額分）として、申立人母について、自身の適応障害、乳幼児（申立外）を連れての避難であったこと及び適応障害である子2名（申立人）の育児を行いながらの避難であったことを考慮して前回の和解仲介手続における賠償対象期間後の平成27年6月から平成28年6月まで3割の増額分が賠償された事例

【公表番号1869※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難した申立人ら（母及び乳幼児を含む未成年の子3名）の日常生活障害慰謝料（増額分）として、①申立人母に対し、乳幼児及び障害児の世話をしながらの避難であったことや申立人子らのうち子1名との別離期間があったこと等を考慮し、平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円ないし6万円が、②申立人子らのうち1名に対し、ADHD（注意欠陥多動性障害）により新たな生活環境に順応するのが困難な状況で何度も住居の変更や転校をせざるを得なかったこと等を考慮し、平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例

【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号1571※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難した申立人ら（父母及び未成年の子3名）のうち、申立人母の平成24年7月分及び同年8月分の日常生活障害慰謝料について、避難先での育児負担の事情を考慮し、月額5万円が増額して賠償された事例

【公表番号1573※1】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内の自宅から帰還困難区域（双葉町）内の実家に里帰り出産のために一時帰省していた懐妊中の申立人について、原発事故により避難し、出産間近な時期での劣悪な環境での生活を余儀なくされたこと及び出産後も育児をしながらの避難生活を余儀なくされたことを踏まえ、平成23年3月分から同年7月分までの日常生活障害慰謝料の増額分として一時金30万円の賠償が認められた事例

【公表番号1618※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の平成23年3月分から平成30年3月分までの日常生活障害慰謝料（増額分）について、乳幼



児である孫の世話をしながらの避難であったことのほか、失禁・便漏れを繰り返す夫の介護をしながらの避難であったことを考慮し、平成23年3月分は7万2000円、同年4月分から平成30年3月分までは月額6万円が賠償された事例（ただし、既払金122万円を除く。）

【公表番号1623※1】 居住制限区域（浪江町）から避難を余儀なくされた申立人ら（父母及び子3名）の日常生活阻害慰謝料について、父母が避難先で乳幼児である子の育児をしたことによる負担等を考慮し、平成23年3月分から末子が小学校に入学する前月である平成29年3月分まで、避難先の居住環境や育児の状況等に応じて、月額7万2000円から月額1万円までの範囲により算定した増額が認められた事例

【公表番号1635※1】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫婦及び子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難により別離を余儀なくされたこと、申立人妻が原発事故時妊婦であり避難生活中に出産したこと及び乳幼児を連れての避難であったこと等を考慮して、平成23年3月分として月額5万円が、子のうち1名が小学校に入学した同年4月分から平成24年5月分まで月額4万円が、同年6月に家族別離は解消したが引き続き乳幼児の世話を恒常的に行っていたことを考慮して、同年6月分から平成26年10月分まで月額3万円が賠償された事例

【公表番号1649※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（祖父母、父母、子2名）のうち申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、乳幼児であった申立人子の世話を恒常的に行ったことを理由に平成23年3月分から平成25年3月分まで月額3万円（申立人夫との別離も生じていた平成23年3月分から同年5月分までは月額6万円）が賠償された事例

【公表番号1663※1】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料について、申立人母に対し、家族別離が生じていたことや懐妊中又は乳幼児の世話をしながらの避難であったこと等を考慮して、平成23年3月分は7万2000円、同年3月分から同年6月分まで月額6万円、同年7月分から平成30年3月分まで月額3万円の増額を認め、申立人父に対し、家族別離が生じていたことを考慮して、平成23年3月分は3万6000円、同年3月分から同年6月分まで月額3万円の増額が認められた事例

【公表番号1671※2】 原発事故当時、浪江町に居住し、乳幼児の世話を恒常的に行っていた申立人母及び当時乳幼児であった申立人子に対し、原発事故後、申立人父と別離した上で、避難により従前得られていた実家による助力が得られなくなったことから、平成23年3月から子が小学校に入学する前月である平成29年3月まで223万円（平成23年3月分及び同年4月分は避難所生活のため離乳食の入手が困難であったこと及び泣き声等のため周囲の避難者に気を使うことを余儀なくされたこと等の事情を考慮し月額5万円。同年5月分以降は月額3万円）の日常生活阻害慰謝料の増額を認めた事例

【公表番号1710※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、申立人母子のみが平成28年3月まで避難した申立人ら（父母及び子2名（うち1名は原発事故後に出生））について、家族間に別離が生じたこと及び申立人母は乳幼児である子2名を連れながらの避難生活であったこと等を考慮して、申立人父は平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円、申立人母は平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円及び平成24年9月から平成26年3月まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）がそれぞれ賠償された事例

【公表番号1742※1】 居住制限区域（飯舘村）から避難した申立人ら3名（祖母、母及び子）のうち、申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、平成28年3月に出産し、恒常的に乳幼児である申立人子の世話をしながらの避難生活であったことを考慮し、平成28年4月から平成30年3月まで月額3万円の増額、ただしそのうち平成28年4月から平成29年3月までの期間は、上記の事情に加え、元夫が心身の不

調により入院し、自身の心身も不調であったという状況及び申立人祖母と別離していたこと等も踏まえて月額5万円の増額の賠償が認められた事例

- 【公表番号1760※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（母及び子2名）のうち申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難所を転々としたこと、二男を妊娠した状態で発達障害のある幼い長男の面倒を見ながら避難生活を送ったこと、平成24年には二男を出産後に原発事故の影響で転勤を余儀なくされた申立外夫と別離生活となって申立人母がほぼ一人で長男及び二男の面倒を見なければならなくなったことを考慮し、平成23年3月及び同年4月は6割の増額、同年5月から平成25年3月までは3割の増額、同年4月から長男が幼稚園を卒業した平成27年3月までは2割の増額が認められた事例
- 【公表番号1819※1】 原発事故時に自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、居住制限区域（浪江町）に居住する申立人夫と婚約中であった申立人妻の平成23年11月の婚姻後の日常生活阻害慰謝料について、妊娠中の避難生活となったこと、出産後は病弱な乳幼児ら3人の世話をしながらの避難生活となったことに鑑み、平成23年11月から平成30年3月まで、子らが入院した4か月間は月額5万円、それ以外の期間は月額3万円の計239万円が増額して賠償された事例
- 【公表番号1823※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から亡父と共に避難した申立人母及び子3名（うち1名は原発事故後出生。）について、亡父も含めた世帯全員について平成24年9月以降平成25年12月まで（亡父は死亡時まで。）の避難継続の合理性を認めた上で、亡父について持病が悪化したことを考慮し平成23年11月から平成25年10月まで3割、申立人母について避難中に妊娠・出産したこと及び夫や乳幼児である子らを世話したこと等を考慮し平成23年3月及び4月は6割、同年5月から平成25年12月までは3割の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例
- 【公表番号1857※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人ら（父母及び子2名（うち1名は原発事故後の平成23年5月に出生））について、申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成23年3月から同年6月までは出産直前直後であることを考慮して月額10万円、平成23年7月から平成27年3月までは乳幼児2名を世話しながらの避難生活であったことを考慮して月額6万円、平成27年4月から平成30年3月までは乳幼児1名を世話しながらの避難生活であったことを考慮して月額3万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号1860※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（夫妻と、妻の母。妻の父は平成25年7月死亡）の日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫については、仕事の関係で家族の別離が生じたことを考慮して別離期間（平成23年3月、同年8月から平成24年8月まで）について月額3万円が、申立人妻については、平成23年3月は避難所生活を送り、避難当初は妊婦（平成23年5月出産）として、出産後は乳幼児を世話しながら生活し、夫とは別離し、また、自己の両親の看病、介護をしたことを考慮し、懐妊中の避難所生活期間（平成23年3月）については月額8万円、その後（平成23年4月から平成24年8月まで）について月額4万円が、申立人母については、うつ病に罹患し、亡夫の介護をしながら生活したことを考慮して、当該期間（平成23年3月から同年5月まで）について月額3万円、亡夫が介護施設に入所した以降の期間（平成23年6月から平成24年8月まで）について月額1万5000円が、申立人らについては、被相続人（妻の父）が生前、要介護状態で避難生活を送ったことを考慮し、相続分として、平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円（ただし、同期間について既払金の月額1万5000円分を控除。）が、それぞれ賠償された事例

【増額幅が10割以上の事例】

【公表番号1570※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、懐妊中又は乳幼児の世話をを行ったことを理由として月額10万円（平成23年3月分及び同年4月分）、家族別離により乳幼児の世話の負担が増加したことを理由として月額3万円（平成23年5月分から平成27年11月分まで）が賠償された事例

【公表番号1834※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人夫婦について、乳幼児2名（原発事故時生後1か月の子含む。）を連れての避難生活であったこと、申立人妻は産後間もなく体調が万全でない中で避難を強いられたこと等を考慮し、上記子らの世話の負担の程度等に応じて、平成23年3月は月額12万円、同年4月は月額8万円、同年5月から平成24年10月までは月額5万円、同年11月から平成29年3月までは月額3万円（合計269万円）の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例

g 家族の別離、二重生活等が生じたこと 令和2年版101頁

【公表番号1558※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立外の他の家族5名との別離を余儀なくされた事情等を考慮し、平成23年7月分から平成23年12月分まで月額1万5000円、平成24年1月分から平成30年1月分まで月額1万8000円が賠償された事例

【公表番号1570※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、懐妊中又は乳幼児の世話をを行ったことを理由として月額10万円（平成23年3月分及び同年4月分）、家族別離により乳幼児の世話の負担が増加したことを理由として月額3万円（平成23年5月分から平成27年11月分まで）が賠償された事例

【公表番号1574※1、※2】 居住制限区域（富岡町）から避難した申立人ら（父母及び子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、家族別離が生じていたことを考慮し、家族別離が生じていた平成23年3月分から同年7月分まで父母それぞれに月額3万円（避難所生活であった平成23年3月分及び同年4月分は各3万6000円）が賠償された事例

【公表番号1577※1】 居住制限区域（浪江町）において、原発事故当時、実家から100メートル程度離れた距離に所在する自宅において寝泊まりをしつつも、実家において朝食及び夕食をとり、入浴をするなど、実家に居住していた父母及び弟と共に生活していた申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故により同人らとの別離を余儀なくされたとして、平成23年3月分から平成24年4月分まで月額3万円（避難所生活であった平成23年3月分及び同年4月分は各3万6000円）が賠償された事例

【公表番号1582※1、※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、父母両名に対し、家族の別離を余儀なくされたことを考慮して1人当たり月額3万円（別離が生じていた期間である平成23年4月分、同年5月分、同年8月分から平成24年9月分まで、同年11月分から平成25年11月分まで、平成26年1月分、同年2月分、同年4月分及び同年5月分）が賠償されたほか、母に対し、申立外の子2名（原発事故当時1歳及び0歳）の育児をしながらの避難を余儀なくされたことを考慮して、平成23年3月分から親族が新たに購入し居住する持ち家に転居した平成27年10月分まで、さらに月額3万円が賠償された事例

【公表番号1583※3】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子3名）及び避難先で亡くなった申立外亡父の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立外亡父及び申立人母が平成23年10月まで他の家族との別離を余儀なくさ

れたこと、亡父がパーキンソン病等により要介護状態にあったこと、申立人母が亡父の介護をしながらの避難を余儀なくされたこと等を考慮し、亡父については月額3万円から5万円までの範囲内で算定した合計292万円から直接請求手続による既払金114万5000円を控除した177万5000円が、申立人母については月額1万円から3万円までの範囲内で算定した合計114万5000円から既払金7万円を控除した107万5000円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1585※1】 原発事故当時、帰還困難区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫婦）について、原発事故の影響で申立人夫の勤務地が緊急時避難準備区域から他所へ変更になったことにより、それぞれ別の場所への避難を余儀なくされて別離が生じたなどの事情が考慮され、平成23年4月分から平成24年8月分までの日常生活障害慰謝料について、夫婦それぞれ月額3万円の増額が認められた事例

【公表番号1595※1、※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、原発事故当時、80歳を超え難聴及び歩行困難等により、要介護1かつ身体障害等級3級の親族を介護していた申立人及び平成25年3月に出産して以降は乳幼児を連れての避難生活であった申立人に対し、それぞれの事情のほか、平成23年3月から平成30年2月まで家族別離が生じたことを考慮し、平成23年3月分から平成30年2月分まで、日常生活障害慰謝料（増額分）として、月額3万円（合計252万円）ずつ賠償された事例

【公表番号1607※2、※4、※5】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らの日常生活障害慰謝料（増額分）について、①前件和解後の平成24年8月分から申立人らの一部が移住用の住宅に転居した平成28年12月分まで家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額3万円が、②平成23年3月分から平成30年3月分まで乳幼児を連れての避難であったことを考慮して月額3万円が、③原発事故時懐妊中であった申立人に対し、懐妊中の平成23年3月分から同年7月分まで懐妊中であることを考慮して月額3万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1608※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人らについて、就労先が避難指示等によりそれぞれ別の避難指示区域外へ移転したことから申立人らが家族別離による避難を余儀なくされた事情が考慮され、平成23年4月分から平成30年3月分まで日常生活障害慰謝料（増額分）として1世帯当たり月額3万円が賠償された事例

【公表番号1617※2】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、避難により別離を余儀なくされたとして平成23年8月分から平成25年10月分まで（別離が解消していた期間を除く）の日常生活障害慰謝料（増額分）として月額3万円が、加えて、申立人母が乳幼児を連れて避難を余儀なくされたこと及び避難中に妊娠、出産したことから平成23年3月分から平成27年2月分まで日常生活障害慰謝料（増額分）として月額3万円が賠償された事例

【公表番号1620※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らについて、家族別離を余儀なくされた平成23年5月及び同年9月から平成27年7月までの間の日常生活障害慰謝料（増額分）として月額3万円が賠償された事例

【公表番号1621※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らの平成23年3月分から平成27年12月分までの日常生活障害慰謝料（増額分）について、家族別離を余儀なくされたことを考慮して月額3万円が、また、身体に障害のある親族を介護していた申立人についてさらに月額3万円（ただし、直接請求における既払金合計18万円を除く。）が賠償された事例

【公表番号1624※1】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら母子の日常生活障害慰謝料（増額分）について、原発事故に伴う避難により家族の別離を余儀なくされていたことが考慮され、家族別離が生じた平成23年6月分から申立人らが新たに購入した一戸建て住宅のリフォーム工事が完了して同居が可能となった平成26年3月

分まで月額3万円が賠償された事例

- 【公表番号1635※1】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫婦及び子2名）の日常生活障害慰謝料（増額分）について、避難により別離を余儀なくされたこと、申立人妻が原発事故時妊婦であり避難生活中に出産したこと及び乳幼児を連れての避難であったこと等を考慮して、平成23年3月分として月額5万円が、子のうち1名が小学校に入学した同年4月分から平成24年5月分まで月額4万円が、同年6月に家族別離は解消したが引き続き乳幼児の世話を恒常的に行っていたことを考慮して、同年6月分から平成26年10月分まで月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1637※2】 居住制限区域（浪江町）から山形県に避難した申立人らの日常生活障害慰謝料（増額分）について、高齢者である父母2名が山形県の避難先での過酷な避難生活による体調不良等を避けるため平成25年6月に田村市に避難先を移転したものの、子は放射線に対する健康への不安から平成25年6月の時点で福島県に避難先を移転せずに山形県に残ったため家族の別離が生じたことを考慮して、平成25年6月分から平成27年12月分まで月額3万円の日常生活障害慰謝料の増額を認めた事例
- 【公表番号1639※1、※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（母及び子2名）について、申立人母の日常生活障害慰謝料（増額分）として、仕事のために申立人子らを避難先に残して申立人母のみが帰還した平成23年4月分から申立人子らも帰還した同年12月分まで家族別離状態であったことを考慮し月額3万円が、申立人子らのうち1名の日常生活障害慰謝料（増額分）として、平成23年4月分から平成24年8月分まで、同人が広汎性発達障害により避難先での環境変化に十分適応できず、また、帰還後の生活環境に適応するにも時間を要したことを考慮し、月額3万円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1644※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活障害慰謝料（増額分）について、妻との別離を余儀なくされたこと、同居していた母（要支援1から要介護3までの間で時期によって介護度の認定には変化がある。）の介護を恒常的に行ったこと等を考慮して、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1645※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から関東地方に避難を余儀なくされた申立人ら（父母、子2名）の日常生活障害慰謝料（増額分）として、①申立人父について、上肢の著しい障害等の事由により身体障害等級3級（後に2級）であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円（ただし、既払金137万円を除く。）が、②申立人母について、申立人父を介護しながらの避難であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円（ただし、既払金19万円を除く。）が、③申立人父の上記障害等のために、高校入学等を機に福島県に帰還した申立人子らと共に申立人父母は帰還することができず、家族別離状態となったことを考慮し、別離状態が生じた平成23年4月分から平成25年3月分まで及び平成26年4月分から平成29年3月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1650※4】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活障害慰謝料（増額分）として、申立人夫は身体障害等級4級の認定を受けていること、申立人妻はそのような申立人夫の介護をしながらの避難を余儀なくされたことを考慮して、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円から直接請求手続における既払金127万5000円を控除した127万5000円が、さらに、子との間に家族別離が生じたことを考慮して、平成23年3月分から平成27年7月分まで月額2万円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1655※1】 原発事故前、居住制限区域（浪江町）にて同居していた申立人ら（祖母、父母、子4名）が、避難により、祖母と、その他6名とに分かれての別離生

- 活を余儀なくされたことについて、別離による精神的苦痛が特に大きかったと認められた母に対し、別離が生じた平成23年3月分から父母が避難先で新築住居を購入した平成27年7月分まで月額3万円（ただし、平成23年3月分及び同年4月分については月額3万6000円）の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1671※1】 居住制限区域（浪江町）に居住し、長期出張を伴う就労をしていた申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故後、長期出張の期間が長期化し原発事故前を超える期間の家族別離が生じたことから、実際に家族別離となった期間である平成23年5月から平成24年3月までの11か月間から原発事故前の標準的な年間出張期間である2か月分を控除した9か月分として27万円が賠償された事例
- 【公表番号1698※1、※2】 居住制限区域（浪江町）において亡父母と同居していた申立人について、原発事故により亡父母と別々に避難したことを考慮して平成23年3月分から平成25年1月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められたほか、亡母が要介護状態で避難したことを考慮して、その相続人である申立人に対し、亡母が要介護認定を受けた平成26年7月から亡母が亡くなった同年10月まで月額1万5000円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1699※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料について、平成23年5月分から平成25年3月分までの間については、申立人らの間に別離が生じたことを考慮し両名に対してそれぞれ月額3万円の増額分が賠償され、同年4月分から平成26年8月分までの間については、申立人らの間の別離は解消されたものの原発事故当時に同居していた申立外の他の家族（夫の両親）との別離が継続していたことを考慮し申立人ら両名に対して併せて月額3万円の増額分が賠償された事例
- 【公表番号1700※1】 居住制限区域（浪江町）から県外に避難した申立人ら（父母及び原発事故当時高校生の子1名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人子の通う高校が閉鎖されて県外の避難先の高校に転校して申立人母子が避難を継続した一方で、申立人父は仕事のためいわき市で生活して別離が生じていた平成23年5月から平成25年3月までの間、申立人母子分、申立人父分としてそれぞれ月額3万円が賠償され、申立人子が県外の高校を卒業した後についても、申立人父が引き続き仕事のためいわき市で生活していたこと等を考慮し、申立人父分として、同年4月分から平成29年9月分まで月額2万円が、同年10月分から平成30年3月分まで月額1万円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1706※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫、妻、夫の祖母、夫の母及びいずれも原発事故後に出生した子4名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難により家族間に別離が生じたことを考慮し、世帯代表者である申立人夫に対し、平成23年3月分から平成29年3月分まで月額3万円（ただし、平成23年3月分及び同年4月分については月額3万6000円）が賠償された事例
- 【公表番号1707※2】 居住制限区域（浪江町）内の両親の自宅から自動車で5分程度の距離の自宅に居住していた申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、原発事故の影響により、子（原発事故当時2歳）と一時的に別離を余儀なくされたこと、幼児である子を連れながら避難を余儀なくされたことを考慮し、避難所で生活した平成23年3月分については月額6万円、平成23年4月分から平成25年5月分については月額3万円がそれぞれ賠償された事例
- 【公表番号1708※1】 居住制限区域（富岡町）からペットと共に避難した申立人ら（夫婦と成人の子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難先の親戚宅が手狭であったことから申立人夫のみ平成23年5月に引っ越したことにより申立人夫と申立人妻子との別離が生じたこと、同年7月に申立人妻が引っ越して申立人夫と同居を再開したことにより申立人夫婦の別離は解消したが、引っ越し先に家族で居住可能な

ペット可の物件が見つからず、やむを得ず申立人子のみ単身用のペット可の物件に引っ越したことにより引き続き申立人夫婦と申立人子との別離が生じたことを考慮し、平成23年5月分から平成28年3月分まで世帯全体として月額3万円が賠償された事例

- 【公表番号1709※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人母子らは避難をしたものの、申立人父は仕事を継続するために共には避難することができず家族間の別離が生じたことを考慮し、家族別離の生じた平成23年3月分から平成26年3月分まで月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1711※1】 帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人夫については申立人妻及び子らとの別離を余儀なくされたことを考慮して平成23年12月分から平成27年12月分まで、申立人妻については乳幼児3名を養育しながらの避難となったことを考慮して平成23年6月分から末子が小学校に入学する日の前月である平成29年3月分まで、申立人夫婦それぞれに月額3万円が賠償された事例
- 【公表番号1716※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、避難により申立外母と別離が生じたこと及び別離中も同人の介護を継続したことを考慮し、平成23年3月から平成25年5月まで月額3万円が賠償された事例（ただし、既払金は除く。）
- 【公表番号1730※1、※2】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人夫については、原発事故時に同居していた家族と別離したことや、避難場所を転々としたこと等を理由に平成23年3月分及び同年4月分の慰謝料（月額12万円）の3割の増額が認められるとともに、認知症を患い要介護状態（平成29年1月以降要介護2）での避難生活であったことを理由に平成28年3月分から平成29年5月分までの慰謝料（月額10万円）の3割の増額（ただし、既払金は控除。）が認められ、②申立人妻については、原発事故時に同居していた家族と別離したことや、避難場所を転々としたこと及び原発事故直後に出産間際の娘を手助けするなどの労苦があったこと等を理由に平成23年3月分（月額12万円）及び同年4月分（月額10万円）の慰謝料の5割の増額が認められるとともに、認知症を患い要介護状態であった申立外の義母（平成29年2月までは要介護2、同年3月以降は要介護5）及び申立人夫をそれぞれ介護しながらの避難生活であったこと等を理由に平成25年10月分から平成29年5月分までの慰謝料（月額10万円）の3割の増額（ただし、既払金は控除。）が認められた事例
- 【公表番号1732※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）の自宅から避難した申立人らについて、長年同居してきた申立人夫の母（申立外）と別々に移動しながら避難せざるを得なくなり、同居がかなわなくなったこと等を考慮し、平成23年3月から同居が可能になった平成25年12月までの日常生活阻害慰謝料（増額分）として、月額3万円の増額が認められた事例
- 【公表番号1733※2】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（祖母、父、母、未成年の子供2名）について、原発事故による避難に伴い家族の別離を強いられたことを考慮し、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人らの別離の状況等を時期ごとに検討し、平成23年3月から平成23年8月までは世帯全体分として月額2万円、平成23年9月から平成28年10月までは世帯全体分として月額5万円がそれぞれ賠償された事例
- 【公表番号1744※1】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら家族について、避難により家族の別離が生じた期間（平成23年3月から同年4月まで及び同年10月から平成26年8月まで）の日常生活阻害慰謝料の増額（月額3万円）が認められた事例

- 【公表番号1753※2】 特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）に設定された自宅から避難した申立人らについて、避難後に家族の別離が生じたことにつき世帯全体で月額3万円、聴覚障害を有する申立人子につき月額3万円、同人を介護した申立人母につき月額1万円が、平成27年4月分から平成28年3月分までそれぞれ賠償された事例
- 【公表番号1761※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（父母及び子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人らの間で別離が生じたことを考慮して、平成23年3月から平成30年3月まで、成人間のみの別離であった期間も含め、世帯全体として月額3万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号1782※1、※3】 申立人ら（夫婦、子及び夫の母）のうち申立人妻は、申立人夫と避難指示解除準備区域（浪江町）内の自宅に居住し、自宅から近い介護施設に入居中の申立人母（身体障害等級2級）を毎日のように見舞っていたが、原発事故により申立人夫と共に郡山市に避難し、その後も他県の介護施設へ移動を余儀なくされた申立人母に食品や衣類を届けるなどの世話を月に数回ほど行い続けたことについて、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が既払金85万円を控除のうえ賠償され、また、申立人母は、要介護状態での避難生活にかかる日常生活阻害慰謝料（増額分）として平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円が既払金170万円を控除のうえ賠償されたほか、家族別離にかかる一時金として20万円が賠償された事例
- 【公表番号1786※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、夫の父母）について、日常生活阻害慰謝料（増額分）として、申立人夫については、抑うつ状態に悩まされたことを考慮して一時金10万円及び親子の別離が生じたことを考慮して世帯代表者として平成23年3月から平成30年3月まで3割の増額分が、申立人妻については、夫婦の別離が生じたことに加えて、避難中にがんを発症して手術をし、その後投薬治療を継続したことを考慮して平成23年3月から同年7月まで及び平成26年9月から平成27年9月（手術前）までは3割、同年10月から平成30年3月まで3割ないし5割の増額分が、申立人父については、避難生活中に失明し、付添い等を要する状態になったことを考慮して平成23年7月から平成30年3月まで3割の増額分が、申立人母については、持病の薬が入手できなかったことや、失明した申立人父を介護したことを考慮して平成23年3月及び同年4月は3割、同年7月から平成30年3月までは2割の増額分が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1801※1～※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した被相続人ら（亡祖父、亡祖母）、父母及び子の日常生活阻害慰謝料として、亡祖父母については、いずれも要介護状態で避難先の施設に入居し、容易に移動できなかったことを考慮して平成24年9月以降の避難継続の合理性を認め、①平成23年3月から平成24年8月までは、要介護状態であったことを理由としてそれぞれ月額3万円の増額が認められ、②平成24年9月以降は、亡祖父については同人が死亡した平成24年10月まで、亡祖母については平成26年3月まで、それぞれに中間指針等で定められた日常生活阻害慰謝料の目安である月額10万円及び要介護状態であったことを理由とする増額分月額3万円の合計月額13万円が賠償されたほか、③世帯全体に対して、平成23年3月から平成26年3月まで家族の別離を理由として月額3万円の増額賠償がされた事例
- 【公表番号1811※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）について、自宅を新築するため一時的に近所に別居していたものの平成23年5月には新しい自宅において再度同居する予定であった申立人夫の両親との家族別離が生じたことにより精神的苦痛が生じたとして、平成23年3月から申立外母が介護施設に入居した平成25年11月まで、日常生活阻害慰謝料が月額3万円増額して賠償されたほか、家財に係る損害が賠償された事例
- 【公表番号1812※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦及び夫の



両親)について、家族間に別離が生じたことを考慮して、平成23年3月から平成30年3月まで世帯全体として月額3万円の日常生活阻害慰謝料(増額分)が賠償された事例

- 【公表番号1817※1】 避難指示解除準備区域(南相馬市小高区)から避難した申立人らのうち、勤務先の移転に伴い平成25年3月から他県へ単身赴任し、他の家族と別々に避難していた父について、平成25年3月から平成30年3月までの日常生活阻害慰謝料の増額分(3割)が賠償された事例
- 【公表番号1818※1】 居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(父母及び子)について、父と母子が別離後いったん合流したものの、申立人子が転入先の中学校になじめず不登校となったため再び母子のみ転居し再度別離が発生したという事情を踏まえ、日常生活阻害慰謝料(増額分)として、平成30年3月までの間の別離期間(再別離期間を含む。)について世帯全体に対し月額3万円、申立人子に対し不登校となったこと等を考慮し一時金10万円が賠償された事例
- 【公表番号1824※1、※3、※4】 避難指示解除準備区域(浪江町)において父母、子、祖父母(祖父は平成30年に死亡。)とで居住していた申立人らのうち、父については、当時要介護状態であった申立外祖父を介護しながらの避難となったこと及び妻子との別離が生じたことを考慮して平成23年3月から平成30年3月まで月額4万円(別離前の平成23年6月までは2万円。)の日常生活阻害慰謝料(増額分)が、子については、原発事故の影響で他県における再就職を余儀なくされ家族別離が生じたことを考慮して平成23年9月から平成24年12月までの日常生活阻害慰謝料(増額分)が(平成23年12月までは月額3万円。残りの期間は月額2万円。)賠償されたほか、申立外祖父が要介護状態での避難を余儀なくされたことについて平成23年3月から平成30年3月まで月額3万円が、相続人らに対し既払金を控除した上で賠償された事例
- 【公表番号1831※1、※2】 帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫婦)の日常生活阻害慰謝料(増額分)について、夫については要介護状態での避難生活となったことを考慮して要介護1であった平成26年3月から平成29年5月まで月額3万円が、妻については夫や子との別離を余儀なくされたことを考慮して家族別離が生じた平成23年4月から平成25年10月まで、また、要介護状態での避難生活となったことを考慮して要介護1であった平成27年5月から同年10月まで、それぞれ月額3万円が、既払金を控除した上で賠償された事例
- 【公表番号1837※1】 帰還困難区域(富岡町)から避難した申立人ら(父母及び未成年の子2名)の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、申立人父について、妻子との間に別離が生じたことを考慮して平成23年4月から平成28年6月まで3割の増額分が賠償された事例
- 【公表番号1840※1、※2】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人ら(夫婦及び妻の母)について、家族別離を余儀なくされたことに鑑み平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償が認められ、そのうち母については、身体的に長距離移動が困難であったことに鑑みると平成24年9月以降も避難継続の合理性があったとして同月から平成26年3月までは月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が、また、要介護状態にあったことに鑑み平成23年3月から平成26年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料(増額分)の賠償が既払金を控除した上で、それぞれ認められた事例
- 【公表番号1847※3】 避難指示解除準備区域(双葉町)に居住していた申立人ら(母、長男)について、避難により同人ら(母、長男)の間に家族別離が生じたことを踏まえ、申立人母の損害として、平成23年3月から平成28年12月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例
- 【公表番号1853※1】 避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫

婦、夫の母)の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、申立人夫婦が夫の両親とやむを得ず別離したことを考慮し、申立人夫(世帯代表者)に対して月額3万円(平成23年3月は3万6000円。)が、申立人妻が病気療養中の申立人夫の父(申立外)の介護を担ったことを考慮し、要介護の認定を受けてから要支援に改善するまでの期間及びその後再度病状が悪化して入院中付添い看護に当たった期間につき、申立人妻に対して月額3万円(既払分を除く。)がそれぞれ賠償された事例

【公表番号1860※3】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人ら(夫妻と、妻の母。妻の父は平成25年7月死亡)の日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人夫については、仕事の関係で家族の別離が生じたことを考慮して別離期間(平成23年3月、同年8月から平成24年8月まで)について月額3万円が、申立人妻については、平成23年3月は避難所生活を送り、避難当初は妊婦(平成23年5月出産)として、出産後は乳幼児を世話しながら生活し、夫とは別離し、また、自己の両親の看病、介護をしたことを考慮し、懐妊中の避難所生活期間(平成23年3月)については月額8万円、その後(平成23年4月から平成24年8月まで)について月額4万円が、申立人母については、うつ病に罹患し、亡夫の介護をしながら生活したことを考慮して、当該期間(平成23年3月から同年5月まで)について月額3万円、亡夫が介護施設に入所した以降の期間(平成23年6月から平成24年8月まで)について月額1万5000円が、申立人らについては、被相続人(妻の父)が生前、要介護状態で避難生活を送ったことを考慮し、相続分として、平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円(ただし、同期間について既払金の月額1万5000円分を控除。)が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1865※1】 避難指示解除準備区域(浪江町)から避難した申立人ら(夫、妻、子、夫の母)について、平成23年3月から平成30年3月まで、3世帯に分離しての家族別離があったことを理由として世帯に対して月額3万円の日常生活阻害慰謝料の増額が認められた事例

【公表番号1869※1】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から県外に避難した申立人ら(母及び乳幼児を含む未成年の子3名)の日常生活阻害慰謝料(増額分)として、①申立人母に対し、乳幼児及び障害児の世話をしながらの避難であったことや申立人子らのうち子1名との別離期間があったこと等を考慮し、平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円ないし6万円が、②申立人子らのうち1名に対し、ADHD(注意欠陥多動性障害)により新たな生活環境に順応するのが困難な状況で何度も住居の変更や転校をせざるを得なかったこと等を考慮し、平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1870※5】 居住制限区域(富岡町)から避難した申立人ら(夫、妻、成人の長男及び未成年の長女)について、就労、就学等の関係で3か所に分かれて生活せざるを得なかったことを考慮して、家族別離による日常生活阻害慰謝料の増額分として月額3万円(平成23年4月から平成30年3月まで)が賠償された事例

【公表番号1874※3】 申立人ら(母、成人の長男及び二男)のうちの申立人長男について、原発事故時の住民票上の住所は福島県外であったが生活の本拠が緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)にあったと認定した上で、日常生活阻害慰謝料として、平成23年3月から平成24年8月までの基礎分及び家族別離を理由とする月額3万円の増額分の賠償が認められた事例

【増額幅が5割以上の事例】

【公表番号1591※2】 帰還困難区域(浪江町)から避難した申立人らについて、避難によって家族間の別離を余儀なくされたとして、平成23年3月分から平成28年3月分まで月額3万円又は5万円(平成26年5月分までの39か月分は3世帯分離のため月額5万円、同年6月分以降の22か月分は父母が施設入所のため月額3万円)の

日常生活阻害慰謝料の増額分が賠償された事例

- 【公表番号1592※2】 帰還困難区域（大熊町）から申立人母及び子が避難を余儀なくされたが、公務員である申立人父は、申立人母子と共に避難をすることができず、家族別離が生じたとして、申立人父について、平成23年3月分から平成26年2月分まで、月額2万円ないし5万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）が賠償された事例
- 【公表番号1629※2】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から平成23年3月に避難し、同年5月に帰還した申立人ら（父母及び子）について、申立人父と申立人母子とで家族別離を余儀なくされたことを考慮して、申立人父に6万円、申立人母子に併せて6万円が、申立人子が精神的に落ち込み、申立人母も体調を崩した中、そのような申立人子の面倒を見たこと等を考慮し、申立人母子に併せて更に2万円が、それぞれ賠償された事例
- 【公表番号1649※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（祖父母、父母、子2名）の日常生活阻害慰謝料について、申立人祖父に対し息子の家族との別離を理由に平成23年5月分から同年9月分まで月額3万円が、申立人父に対し妻子又は両親との別離を理由に平成23年3月分から同年9月分まで月額3万円が、申立人母に対し乳幼児であった申立人子の世話を恒常的に行ったことを理由に平成23年3月分から平成25年3月分まで月額3万円（申立人夫との別離も生じていた平成23年3月分から同年5月分までは月額6万円）が賠償された事例
- 【公表番号1656※2】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住していた被相続人（祖父）及び申立人ら（祖母、父、母及び子）について、被相続人及び申立人祖母は申立人祖母の足が不自由（身体障害等級3級、要介護2）であったこと等から避難をすることができず、避難した申立人父、母及び子と家族別離が生じた上、自らも身体障害等級3級であった被相続人が介護施設のサービスも利用することができない中、単身で申立人祖母の介護を担ったことや被相続人の障害等を考慮して、被相続人及び申立人祖母のそれぞれについて平成23年3月分は6割、同年4月分から同年9月分までは3割の増額が認められた事例
- 【公表番号1663※1】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人らの日常生活阻害慰謝料について、申立人母に対し、家族別離が生じていたことや懐妊中又は乳幼児の世話をしながらの避難であったこと等を考慮して、平成23年3月分は7万2000円、同年3月分から同年6月分まで月額6万円、同年7月分から平成30年3月分まで月額3万円の増額を認め、申立人父に対し、家族別離が生じていたことを考慮して、平成23年3月分は3万6000円、同年3月分から同年6月分まで月額3万円の増額が認められた事例
- 【公表番号1710※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、申立人母子のみが平成28年3月まで避難した申立人ら（父母及び子2名（うち1名は原発事故後に出生））について、家族間に別離が生じたこと及び申立人母は乳幼児である子2名を連れながらの避難生活であったこと等を考慮して、申立人父は平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円、申立人母は平成23年3月分から平成24年8月分まで月額3万円及び平成24年9月から平成26年3月まで月額5万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）がそれぞれ賠償された事例
- 【公表番号1721※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、避難により家族別離が生じたことを考慮して平成23年3月から同年11月までの約7か月分の日常生活阻害慰謝料の増額分（月額5万円、合計35万円。）が賠償された事例
- 【公表番号1760※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（母及び子2名）のうち申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難所を転々としたこと、二男を妊娠した状態で発達障害のある幼い長男の面倒を見ながら避難生活を送ったこと、平成24年には二男を出産後に原発事故の影響で転勤を余儀なくされた申立

外夫と別離生活となって申立人母がほぼ一人で長男及び二男の面倒を見なければならなくなったことを考慮し、平成23年3月及び同年4月は6割の増額、同年5月から平成25年3月までは3割の増額、同年4月から長男が幼稚園を卒業した平成27年3月までは2割の増額が認められた事例

【公表番号1773※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（母子）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人子が発達障害を有すること、申立人母がかかる申立人子の介護を恒常的に行ったこと、申立外父と別離が生じたこと等を考慮して、避難所等に避難し生活環境の変化が著しく精神的負担が特に大きかった平成23年3月及び同年4月は月額5万円、同年5月から平成28年3月まで月額3万円が申立人母子それぞれに賠償され、その後も申立外父との別離が継続したことを考慮して、同年4月から平成30年3月まで月額2万円が申立人母に賠償された事例

【公表番号1794※2】 母ら家族と共に居住制限区域（浪江町）に居住し精神疾患等の複数の持病を有していた申立人について、避難に伴い家族と離れた上に持病が悪化して入退院を繰り返したことを考慮し、日常生活阻害慰謝料が平成23年3月分から平成30年3月分まで病状の重症度に応じて月額3万円から8万円増額されたほか、平成27年の入院に係る入院慰謝料等の賠償が認められた事例

【公表番号1819※1】 原発事故時に自主的避難等対象区域（郡山市）に居住し、居住制限区域（浪江町）に居住する申立人夫と婚約中であった申立人妻の平成23年11月の婚姻後の日常生活阻害慰謝料について、妊娠中の避難生活となったこと、出産後は病弱な乳幼児ら3人の世話をしながらの避難生活となったことに鑑み、平成23年11月から平成30年3月まで、子らが入院した4か月間は月額5万円、それ以外の期間は月額3万円の計239万円が増額して賠償された事例

【公表番号1838※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、子3名、夫の父）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、いずれも平成23年3月から平成30年3月まで、申立人父が身体障害等級1級を有し、困難な避難生活を送ったことを考慮して月額3万円が、申立人妻が申立人父の介護をしながら避難生活を送ったことを考慮して月額3万円が、申立人らに家族別離（3世代の同居家族が3か所以上に別離。）が生じたこと等を考慮して世帯全体として月額5万円が、それぞれ既払金を控除して賠償された事例

【公表番号1841※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、不安障害等を抱えての避難であったこと及び家族の別離が生じたことを考慮して平成24年6月から平成29年12月まで5割の増額分が賠償された事例

h 避難所の移動回数が多かったこと 令和2年版105頁

【公表番号1654※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難所を多数回移動したこと、申立人夫が心臓疾患にり患して手術や入院をし、その後眼疾患にもり患したこと、その間申立人妻が申立人夫の介護を行ったこと等を考慮して、平成23年3月分及び同年4月分は、夫婦それぞれについて、避難所生活を理由とした既払金（月額2万円）とは別に追加して月額3万円が、同年5月分から同年7月分までは、申立人夫について月額8万円、申立人妻について月額6万円が、同年8月分から平成27年3月分までは、申立人夫について月額3万円、申立人妻について月額1万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1760※1】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら（母及び子2名）のうち申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、避難所を転々としたこと、二男を妊娠した状態で発達障害のある幼い長男の面倒を見ながら避難生活を送ったこと、平成24年には二男を出産後に原発事故の影響で転勤を余儀なくされた申立

外夫と別離生活となって申立人母がほぼ一人で長男及び二男の面倒を見なければならなくなったことを考慮し、平成23年3月及び同年4月は6割の増額、同年5月から平成25年3月までは3割の増額、同年4月から長男が幼稚園を卒業した平成27年3月までは2割の増額が認められた事例

【公表番号1866※1】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人について、避難当初の平成23年3月中に車中泊を伴いながら避難所3か所を含む合計5か所の避難場所を転々としたことを考慮して、直接請求手続において避難所生活を理由に増額賠償された2万円とは別に、平成23年3月分の日常生活阻害慰謝料として3万円の増額が賠償された事例

i 上記aからhまで以外の事由に基づく増額事例 令和2年版106頁

【公表番号1613※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（子夫婦及び夫の父母）のうち、平成23年3月に自宅に取り残され自衛隊により発見・搬送され無事に家族と合流できた申立人父（なお、後に要介護状態となった。）について、この間の同人の苦労・苦痛を考慮して一時金10万円が賠償された事例

【公表番号1639※1、※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（母及び子2名）について、申立人母の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、仕事のために申立人子らを避難先に残して申立人母のみが帰還した平成23年4月分から申立人子らも帰還した同年12月分まで家族別離状態であったことを考慮し月額3万円が、申立人子らのうち1名の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、平成23年4月分から平成24年8月分まで、同人が広汎性発達障害により避難先での環境変化に十分適応できず、また、帰還後の生活環境に適応するにも時間を要したことを考慮し、月額3万円が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1658※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難を余儀なくされた申立人ら（母及び子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）について、申立人母については、避難先の新たな勤務先での就労により1人で世帯の収入を支えつつ、避難先の学校でいじめを受けるなどした申立人子2名及び一緒に避難した両親らの面倒を見ながらの避難生活を余儀なくされたことを考慮して、平成23年3月分として月額9万6000円、同年4月分として月額3万6000円、同年5月分から平成26年3月分まで月額3万円、同年4月分から平成27年3月分まで月額2万円、同年4月分から平成28年3月分まで月額1万円が、申立人子2名については、避難先における通学先の学校になじむことができなかつたことやいじめがあったこと、通学に際して負担が大きかつたこと等を考慮して、それぞれ平成23年3月分及び同年4月分として月額3万6000円、同年5月分から平成26年3月分まで月額3万円が賠償された事例

【公表番号1723※3】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人ら（祖母、父、母及び子2名の5名）について、避難後に認知症を発症した申立人祖母（申立人父の母）及び申立外祖母（申立人母の母）をそれぞれ介護しながらの避難であったこと、申立人子2名が避難中に体調不良等となり不登校となつたこと、原発事故当初の平成23年4月半ば頃まで、入院先の病院から申立外亡祖父の避難先が不明となつて探さなければならなかつたこと等を考慮して日常生活阻害慰謝料の増額（平成23年3月から同年4月までは月額10万円、同年5月から同年8月までは8万円、同年9月から平成26年8月までは月額6万円、平成26年9月から平成27年8月までは月額3万円、同年9月から平成28年12月までは月額2万円、平成29年1月から同年5月までは月額1万円。）の賠償が認められた事例

【公表番号1730※1、※2】 帰還困難区域（大熊町）から避難した申立人ら夫婦の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人夫については、原発事故時に同居していた家族と別離したことや、避難場所を転々としたこと等を理由に平成23年3月分及

び同年4月分の慰謝料(月額12万円)の3割の増額が認められるとともに、認知症を患い要介護状態(平成29年1月以降要介護2)での避難生活であったことを理由に平成28年3月分から平成29年5月分までの慰謝料(月額10万円)の3割の増額(ただし、既払金は控除。)が認められ、②申立人妻については、原発事故時に同居していた家族と別離したことや、避難場所を転々としたこと及び原発事故直後に出産間際の娘を手助けするなどの労苦があったこと等を理由に平成23年3月分(月額12万円)及び同年4月分(月額10万円)の慰謝料の5割の増額が認められるとともに、認知症を患い要介護状態であった申立外の義母(平成29年2月までは要介護2、同年3月以降は要介護5)及び申立人夫をそれぞれ介護しながらの避難生活であったこと等を理由に平成25年10月分から平成29年5月分までの慰謝料(月額10万円)の3割の増額(ただし、既払金は控除。)が認められた事例

【公表番号1769※1】 居住制限区域(浪江町)から避難した申立人夫婦の日常生活障害慰謝料(増額分)について、申立人夫が避難中に不眠症及びうつ状態と診断され、自殺未遂を起こしたこと等の事情を考慮し、平成23年10月から平成30年3月まで、夫婦合わせて月額3万円の増額が認められた事例

【公表番号1775※1、※3、※4】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した地域(南相馬市鹿島区)から平成23年3月から同年5月までの間避難した申立人ら(夫婦及び子1名)のうち、申立人夫婦及び申立外の亡祖母(申立人夫の母、平成25年11月に死去。)の日常生活障害慰謝料(増額分)について、身体障害を有しつつ避難した亡祖母及び持病を抱えつつ同人を避難先で介護した申立人妻については、それぞれ平成23年3月から同年5月まで6割の増額分(ただし、亡祖母分については既払金9万円を控除した残額を相続人である申立人夫が承継。)が、申立人妻の前記持病の入通院に際し自家用車での送迎や見舞いを行っていた申立人夫については、原発事故に伴い当初の通院先では手術体制が整わなかったことから県外の病院に転院し、そのため送迎の負担が増加したことを考慮して、一時金5万円がそれぞれ賠償された事例

【公表番号1818※1】 居住制限区域(浪江町)から避難した申立人ら(父母及び子)について、父と母子が別離後いったん合流したものの、申立人子が転入先の中学校になじめず不登校となったため再び母子のみ転居し再度別離が発生したという事情を踏まえ、日常生活障害慰謝料(増額分)として、平成30年3月までの間の別離期間(再別離期間を含む。)について世帯全体に対し月額3万円、申立人子に対し不登校となったこと等を考慮し一時金10万円が賠償された事例

【公表番号1844※1、※2】 避難指示解除準備区域(浪江町)に居住していた申立人らの日常生活障害慰謝料(増額分)について、平成23年3月から同年7月にかけて古く狭小な避難先の住宅で過酷な避難生活を送ったことを考慮して、申立人ら各人に対して一時金10万円(合計50万円)が賠償され、また、申立人(世帯主)に対して、県外に避難後も原発事故前から勤務している会社に通勤するために自家用車での長距離・長時間通勤を強いられたことを考慮して、平成23年3月から平成28年12月まで(70か月間)については月額3万円、平成29年1月から平成30年3月まで(15か月間)については月額1万5000円(合計232万5000円)が賠償された事例

【公表番号1872※2】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)から避難した申立人について、複数の持病を有しており避難生活中に複数の病院に通院していたことを考慮して、平成23年3月から同年9月まで月額3万円の日常生活障害慰謝料(増額分)が賠償された事例

(イ) 第四次追補の慰謝料 令和2年版107頁

【公表番号1605※1】 帰還困難区域(双葉町)内において出生以降、生活をし、同町内

に自宅を有し、原発事故当時は、妻子を自宅に残して北海道に単身赴任をしていた申立人が、生活の本拠は双葉町と判断され、避難等対象者と認められて、中間指針第四次追補に基づく精神的損害等が賠償された事例

【公表番号1847※1】 住民票が避難指示解除準備区域（双葉町）にあったが単身赴任のため関東地方に居住していた申立人について、休日における帰宅状況や原発事故がなかった場合に想定される通勤期間の見込み等を考慮し、中間指針第四次追補に定められた慰謝料として500万円の賠償が認められた事例

## エ 賠償期間について 令和2年版108頁

(ア) 「相当期間」や「特段の事情」が問題となった事例 令和2年版108頁

【公表番号1571※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外への避難を継続している申立人ら（父母及び未成年の子3名）について、避難先における父母の再就職や子3名の就学状況等の事情を考慮し、平成24年7月分から平成26年3月分まで、それぞれ月額10万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号1614※3】 緊急時避難準備区域（川内村）から避難したが、避難生活によるストレスにより不眠、抑うつ症状となるなど心因性精神障害となり、また、パーキンソン病に罹患した申立人について、申立人の病状やかかる病状を前提とした医療環境を含め、事故前居住地の環境全般から避難先における治療の継続が必要であったことその他の事情を総合考慮し、平成24年9月分から平成27年11月分まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号1632※1】 緊急時避難準備区域（川内村）から身体障害等級1級（移動機能障害）の子を連れて避難した申立人について、避難前に通所利用していた障害者施設が原発事故の影響により利用することができなくなったこと等を考慮し、避難を継続せざるを得ない特段の事情があると認め、平成24年9月分から平成27年12月分まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号1649※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（祖父母、父母、子2名）について、申立人父の就労場所が原発事故により避難先に移転したこと等を考慮し、申立人ら全員について平成24年9月以降も避難を継続したことについての合理性を認め、平成24年9月分から平成26年3月分まで月額10万円（申立人母については、このほかに平成25年3月分までは月額3万円の増額分）の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号1676※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、その近傍において就労していたが、原発事故により会津若松市において就労することとなった申立人について、平成24年9月以降についても賠償されるべき特段の事情が認められるとして、平成24年9月分から会社都合により郡山市に転勤となり同市で住宅を購入した平成25年6月分まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号1690※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（母子）の日常生活阻害慰謝料について、申立人母が、原発事故当時の勤務先工場の一時的閉鎖に伴って、他所で勤務することとなったこと等を考慮し、申立人ら全員について平成24年9月分から平成26年3月分まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例

【公表番号1710※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住し、申立人母子のみが平成28年3月まで避難した申立人ら（父母及び子2名（うち1名は原発事故後に出生））について、いずれも発達障害を抱える申立人子2名の幼稚園での通園状況や通園先の幼稚園と通院先の医療機関との連携の必要性等の事情から、避難継続の合理性が認められるとして、申立人母及び子2名に対して、平成24年9月分から平成26年3月分まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料（申立人母については、このほかに月額5万円の増額

分) が賠償された事例

- 【公表番号1731※1】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)の自宅から避難した被相続人である亡父及び亡母について、いずれも高齢かつ要介護状態にあり、自宅への帰還は困難であったことを考慮し、相続人である申立人らに対して平成26年3月までの日常生活阻害慰謝料が賠償された事例
- 【公表番号1737※1】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人夫婦について、申立人夫が避難先で就職し、その就労が継続していたことを理由に平成24年9月以降の避難継続の合理性を認め、避難先で同居していた申立人夫婦それぞれに平成24年9月から平成26年3月までの日常生活阻害慰謝料(月額10万円)の賠償が認められた事例
- 【公表番号1753※1、※2】 特定避難勧奨地点(南相馬市原町区)に設定された自宅から避難した申立人らについて、聴覚障害を有する申立人子が聴覚支援学校や特定支援学級での就学を継続する必要性があったこと等を考慮し、申立人子及び同人を介護した申立人母について、平成27年4月分から平成28年3月分までの日常生活阻害慰謝料(基本部分)がそれぞれ賠償され、また避難後に家族の別離が生じたことにつき世帯全体で月額3万円、聴覚障害を有する申立人子につき月額3万円、同人を介護した申立人母につき月額1万円が、日常生活阻害慰謝料(増額部分)として、平成27年4月分から平成28年3月分まで賠償された事例
- 【公表番号1785※1】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した申立人ら(母及び未成年の子2名)の日常生活阻害慰謝料について、申立人らのうちの子1名が重度の身体障害及び知的障害を有しており、環境の変化による悪影響を避けるために避難生活を続けていたことを理由に避難継続の合理性を認め、東京電力の直接請求手続による賠償期間の後である平成24年9月から南相馬市に帰還した平成26年6月まで月額10万円がそれぞれ追加的に賠償されたほか、上記障害を有する申立人子1名及び同人を恒常的に介護した申立人母については、さらに増額分として、避難所に避難していた平成23年3月及び4月は月額10万円、同年5月から同年12月までは月額8万円、デイサービスを利用できるようになった平成24年1月から平成26年6月までは月額6万円が、それぞれ賠償(ただし、既払金を除く。)されるなどした事例
- 【公表番号1801※1～※3】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から避難した被相続人ら(亡祖父、亡祖母)、父母及び子の日常生活阻害慰謝料として、亡祖父母については、いずれも要介護状態で避難先の施設に入居し、容易に移動できなかったことを考慮して平成24年9月以降の避難継続の合理性を認め、①平成23年3月から平成24年8月までは、要介護状態であったことを理由としてそれぞれ月額3万円の増額が認められ、②平成24年9月以降は、亡祖父については同人が死亡した平成24年10月まで、亡祖母については平成26年3月まで、それぞれに中間指針等で定められた日常生活阻害慰謝料の目安である月額10万円及び要介護状態であったことを理由とする増額分月額3万円の合計月額13万円が賠償されたほか、③世帯全体に対して、平成23年3月から平成26年3月まで家族の別離を理由として月額3万円の増額賠償がされた事例
- 【公表番号1823※1】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から亡父と共に避難した申立人母及び子3名(うち1名は原発事故後出生。)について、申立人母が平成24年春に避難先において第三子を出産したことや亡父の体調不良等を理由に、亡父も含めた世帯全員について同年9月以降平成25年12月まで(亡父は死亡時まで。)の避難継続の合理性を認め、同期間の日常生活阻害慰謝料(1人当たり月額10万円)が賠償された(ただし、子らについては既払金を除く。)事例
- 【公表番号1835※1】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)から関東地方に避難し、同地で職を得た申立人ら夫婦について、年齢的に転職が容易でないことから平成24年9月以降も避難を継続する特段の事情があったとして、同月から平成26年3月までの日常生活阻害慰謝料(基本部分)等が賠償された事例



- 【公表番号1836※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外に避難し、平成25年2月に帰還した申立人ら（夫婦）について、申立人夫が避難先で入院手術をし、退院時期が平成25年1月となったことを考慮し、平成25年1月まで避難継続の合理性を認め、その間の日常生活阻害慰謝料として月額10万円（各自平成24年9月から平成25年1月まで）が賠償された事例
- 【公表番号1840※1、※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人ら（夫婦及び妻の母）について、家族別離を余儀なくされたことに鑑み平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が認められ、そのうち母については、身体的に長距離移動が困難であったことに鑑みると平成24年9月以降も避難継続の合理性があったとして同月から平成26年3月までは月額10万円の日常生活阻害慰謝料の賠償が、また、要介護状態にあったことに鑑み平成23年3月から平成26年3月まで月額3万円の日常生活阻害慰謝料（増額分）の賠償が既払金を控除した上で、それぞれ認められた事例
- 【公表番号1842※1】 緊急時避難準備区域（広野町）から避難した申立人ら（夫婦）の日常生活阻害慰謝料について、避難先での就労継続を理由とする避難継続の合理性を認め、直接請求手続において賠償未了であった平成24年9月から平成26年3月（退職時）までの日常生活阻害慰謝料（月額10万円）がそれぞれに賠償された事例
- 【公表番号1850※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人について、申立人の両変形性膝関節症やうつ病等の疾病のため平成24年9月以降も帰還できる状態にはなく避難継続が必要かつ合理的であったとして、同月から平成26年3月まで月額10万円の日常生活阻害慰謝料が認められた事例
- 【公表番号1861※1】 緊急時避難準備区域（川内村）から避難した申立人ら（母、子（13歳）、子（10歳））について、二男の小学校卒業まで避難継続の必要性及び合理性を認め、平成24年9月から平成25年3月までの日常生活阻害慰謝料（申立人母について月額10万円、申立人子らについてそれぞれ月額5万円（月額10万円を認めた上、直接請求で既払いの月額5万円を控除））が損害として認められた事例【公表番号1869※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から県外への避難を継続している申立人ら（母及び乳幼児を含む未成年の子3名）について、申立人2名にADHD（注意欠陥多動性障害）の症状のある者がいて生活環境等を変更することが容易でなかったこと等の事情を考慮し、平成24年9月分から平成26年3月分まで、それぞれ月額10万円の日常生活阻害慰謝料が賠償された事例
- 【公表番号1874※1】 申立人ら（母、成人の長男及び二男）のうちの申立人母について、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した後、亡夫（身体障害者等級3級、要介護4の認定）の介護を行っており、夫に対する医療措置のために帰還できなかったことを考慮し、夫が死去するまでの避難継続の合理性を認めた上で、日常生活阻害慰謝料として、平成24年9月から平成26年6月までの基礎分及び平成23年3月から平成26年6月まで介護を理由とする月額6万円の増額分（ただし、既払金を控除した額。）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1874※4】 申立人ら（母、成人の長男及び二男）のうちの申立人二男について、原発事故時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）の病院に入院中であったところ、原発事故の影響で福島県外の病院に転院し、福島県外の病院での入院生活を続けざるを得なくなったことを考慮して、平成27年3月までの避難継続の合理性を認めた上で、日常生活阻害慰謝料として、平成24年9月から平成27年3月までの基礎分及び平成23年3月から平成27年3月まで障害及び疾病を理由とする月額3万円の増額分（ただし、既払金を控除した額。）の賠償が認められた事例

(イ) (ア)以外の避難終了が問題となった事例 令和2年版115頁

(ウ) その他 令和2年版116頁

## オ 屋内退避者・滞在者の損害額 令和2年版117頁

(ア) 屋内退避者に関するもの 令和2年版117頁

(イ) 滞在者に関するもの 令和2年版118頁

## カ その他の精神的苦痛（日常生活阻害慰謝料以外の、生命・身体的損害を伴わない精神的損害（中間指針第3の6備考11）） 令和2年版118頁

【公表番号1583※4】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（母及び子3名）及び避難先で亡くなった申立外亡父について、避難によりペットの猫を喪失したことについての慰謝料として申立人ら全員分を合わせて10万円が賠償された事例

【公表番号1638※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人について、避難によりペットの猫を喪失したことについての慰謝料として10万円が賠償された事例

【公表番号1746※1】 帰還困難区域（浪江町）に居住し、原発事故の直前に父を亡くした申立人について、申立人が亡父の遺体を置き去りにしたまま避難せざるを得なかった事情や、予定していた葬儀等を行うことができないまま住居地と異なる別の火葬場で亡父を火葬に付さなければならなかった事情等を考慮し、亡父を適切な時期や方法により弔うことができなかったことによる精神的損害として10万円の賠償が認められた事例

【公表番号1817※2】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）から避難した申立人らのうち、平成23年4月から他県で就職予定だった子について、十分に準備ができないまま新生活を迎えたことに対する慰謝料（一時金として30万円）が賠償された事例

【公表番号1847※2】 住民票が避難指示解除準備区域（双葉町）にあったが大学進学のため関東地方に居住していた申立人について、津波により死亡した祖母及び妹の捜索を原発事故の影響で断念したことに対する慰謝料として、原発事故当時は同人らと同居していなかったことを考慮しても、なお合計40万円の賠償が認められた事例

## 9 営業損害（中間指針第3の7・第二次追補第2の2） 令和2年版121頁

(1) 中間指針等の整理 令和2年版121頁

(2) 当該指針に関する和解事例 令和2年版124頁

### ア 避難指示等に伴う逸失利益 令和2年版125頁

(ア) 農林水産業 令和2年版125頁

【公表番号1562※2】 帰還困難区域（双葉町）において、田植え、稲刈り等の農作業を受託していた申立人について、原発事故により農作業受託業務がなくなったことによる営業損害（逸失利益）として、平成26年3月分から平成30年3月分まで事故前収入を基に算定した額（平成29年3月分までは事故前収入の10割。同年4月分以降は8割。）の賠償が認められた事例

【公表番号1660※1】 緊急時避難準備区域（田村市）において造園や緑化木の育成販売等を業とする申立会社の営業損害（逸失利益）について、販売用に育成していた緑化木を

原発事故のために管理することができなくなって伐採したが、再度、伐採した緑化木の根を管理育成すれば8割程度は再生可能であること等を考慮し、伐採した緑化木に係る逸失利益の2割に当たる額に原発事故の影響割合（7割）を乗じた額が、既払金（伐採した緑化木の財物賠償として支払われた金額）を控除した上で賠償された事例

【公表番号1728※1】 繁殖用の家畜を飼育するための直営農場や繁殖した家畜を肥育するための複数の施設や農場等を有し、家畜を肥育して出荷する畜産業を営んでいた申立会社について、原発事故により繁殖用の直営農場の所在地が避難指示区域となったため、再開できるまでの間、直営農場を閉鎖せざるを得なくなり、減収が生じたとして、畜産業に係る逸失利益（平成26年3月分から平成29年6月分まで、原発事故の影響割合は5割から1割まで漸減。また、原発事故後の増収見込みを考慮し、原発事故前の売上高を増額させたものを本件事故がなければ得られたであろう収入額としている。）、避難指示区域に指定された賃貸用の肥育施設の平成26年3月分から平成29年2月分までの賃料収入に係る逸失利益（ただし、平成27年10月分から平成29年2月分までにつき原発事故の影響割合を7割。）が賠償された事例

【公表番号1766※1】 帰還困難区域（双葉町）において自ら農地を所有し又は賃借して米作（以下「自営・小作」という。）を営むほか、他の農家から委託を受け耕作の一部（以下「受託業務」という。）を行っていた申立人について、直接請求手続において自営・小作について既に賠償を受けていた平成30年4月分から令和元年12月分までの期間について、受託業務に係る営業損害（逸失利益）として、受託料収入の減少分に利益率を乗じた額に、原発事故の影響割合を7割として算定した金額が賠償された事例

(イ) 製造業・加工業 令和2年版127頁

【公表番号1603※1】 原発事故時、陶芸家として活動していた申立人らが、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所有する自宅兼作業所が特定避難勧奨地点に指定され、避難先での事業を余儀なくされたことにより生じた減収について、特定避難勧奨地点の指定解除後相当期間を経過した平成27年4月以降の期間を含む、平成26年1月から平成29年2月までの逸失利益の賠償が認められた事例

(ウ) 販売業 令和2年版128頁

【公表番号1696※1】 帰還困難区域（浪江町）において仕入販売業を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、東京電力の直接請求手続においては客観的資料に乏しいとして月額5万円による定額の賠償しかされなかったが、申立人の提出した手書きの収支ノート等のほか、申立人から聴取した事項を用いて損害を算定し直し、平成23年3月分から平成27年2月分までのものとして合計40万円（直接請求手続における既払分240万円を除く。）、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく賠償分として平成27年3月分以降のものとして20万円（直接請求手続における既払分120万円を除く。）が賠償された事例

【公表番号1757※1】 旧緊急時避難準備区域において新聞販売業を営む申立人の平成27年8月以降の営業損害（逸失利益）について、東京電力の直接請求手続において変動費に分類された人件費の一部を固定費に分類し直すことにより貢献利益率を再計算した上で、これに基づいて東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく賠償金額が算定されたことにより、直接請求における既払金を除く部分が追加で賠償された事例

(エ) 建設業 令和2年版130頁

(オ) 不動産業 令和2年版131頁

【公表番号1563※1】 帰還困難区域（大熊町）において不動産業を営んでいた申立人の平成24年6月から平成27年2月まで及び東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく同年3月以降の将来分の営業損害（逸失利益）について、直接請求手続においては、法定耐用年数で計算した減価償却費を逸失利益の算定に当たって差し引いていたが、実質的耐用年数で計算した減価償却費の限度で差し引くことによって、追加賠償が認められた事例

【公表番号1669※1】 避難指示区域（相双地域）において不動産業を営んでいた申立会社について、開業後間もなかったことから申立会社に基準年における実際の売上げが存在しないものの、投下資本が回収不能となっていること等を考慮し、融資を受けた金融機関への返済金を基礎として、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例

【公表番号1777※1】 帰還困難区域（富岡町）において不動産賃貸業を営み、直接請求手続で平成23年3月から平成27年2月までの減収率を100%とする逸失利益及び平成27年3月以降の将来分として東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく減収率を100%とする年間逸失利益の2倍分の営業損害の賠償を受けた申立人について、逸失利益の算定において差し引く減価償却費相当額を、直接請求手続において採用された税法上の耐用年数ではなく、実質的な耐用年数を用いた上で算定し直し、これに基づいて平成24年6月から平成27年2月までの期間の賠償金額及び上記プレスリリースに基づく賠償金額が再計算され、直接請求手続における既払金を除く部分が追加賠償された事例

(カ) 医療業 令和2年版132頁

【公表番号1625※1】 避難指示区域（南相馬市）において病院等を経営する申立人について、平成27年3月分以降の営業損害（逸失利益）として、直接請求手続において同損害について既に支払がされていたものの、費用の固定費及び変動費への振分け方法を見直し、また、逸失利益の算定に当たって差し引く減価償却費について、税法上の耐用年数ではなく実質的耐用年数を用いて算定したことによって、約2350万円が追加賠償された事例

【公表番号1693※1】 帰還困難区域（双葉町）において医療、介護又は福祉等に関する施設を営んでいた申立人の当該施設の平成29年3月から平成31年2月までの間の営業損害について、その算定において差し引く減価償却費を、税法上の耐用年数ではなく実質的耐用年数を用いた上で、平成29年3月から平成30年2月までの期間については影響割合3割、平成30年3月から平成31年2月までの期間については影響割合1割で算定した金額（これは東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づき東京電力が算定した自認額を上回る金額である。）の賠償が認められた事例

(キ) 観光業 令和2年版132頁

(ク) サービス業 令和2年版132頁

【公表番号1716※2】 帰還困難区域（大熊町）において、設備保守点検業等を営んでいた申立人の平成23年3月分から平成27年2月分までの営業損害（逸失利益）について、原発事故による避難後の盗難被害により客観的な証拠が通帳や請求書以外になく直接請求手続では最低賠償額である1か月当たり5万円の限度で賠償を受けるにとどまったものの、和解仲介手続の過程において申立人から事情を聴取するなどして把握された原発事故前の申立人の事業実態を踏まえて算定した額（976万4172円）が賠償された事例

(ただし、既払金は除く。)

【公表番号1778※1】 居住制限区域(浪江町)において理容業を営んでいた申立人について、原発事故前に一時休業していたものの、平成23年4月までに営業再開を予定しており、営業再開の蓋然性が高かったと認めた上、平成23年3月から平成28年2月までの逸失利益として、損害額の立証の程度等を考慮して逸失利益を概算で月額5万円とし、原発事故時の申立人の年齢等も考慮して原発事故の影響割合を7割として算定した額が賠償された事例

(ケ) その他 令和2年版134頁

## イ 避難指示等に伴う追加的費用 令和2年版135頁

(ア) 従業員に係る追加的な経費 令和2年版135頁

【公表番号1625※2】 避難指示解除準備区域(南相馬市)において病院等を経営する申立人について、原発事故後、避難指示等に伴い休業した後も、医療活動の再開を図るために職員を雇用し続ける必要があったとして、平成27年3月から平成29年2月までの人件費相当額約300万円が営業損害(追加的費用)として賠償された事例

(イ) 商品や営業資産の廃棄費用 令和2年版136頁

【公表番号1728※2】 繁殖用の家畜を飼育するための直営農場や繁殖した家畜を肥育するための複数の施設や農場等を有し、家畜を肥育して出荷する畜産業を営んでいた申立会社について、原発事故により繁殖用の直営農場の所在地が避難指示区域となったため、再開できるまでの間、直営農場を閉鎖せざるを得なくなり、他の施設を改造して繁殖用の農場としての機能を移転しなければならなかったとして、上記繁殖用の農場としての機能の移転に係る費用(原発事故の影響割合は8割。)、直営農場内にある施設の屋根材等が放射能汚染されたことにより生じた指定廃棄物の廃棄に係る費用(平成27年4月分から平成29年10月分まで、原発事故の影響割合を廃棄物の内容等に応じ3割5分から10割。)、直営農場の再開に伴い原発事故前は肥育農場であった移転先農場を繁殖農場から肥育農場へ再整備したために生じた工事費用(原発事故の影響割合は3割。)が賠償された事例

【公表番号1856※1】 帰還困難区域(浪江町)において薪製造販売業を営んでいた申立会社の所有する事業用資産(薪、木材、什器備品)について、令和3年5月までに実施した撤去費用の全額が賠償された事例

(ウ) 除染費用等 令和2年版136頁

(エ) 事業拠点の移転費用 令和2年版136頁

【公表番号1603※2】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に所在する自宅兼作業所が特定避難勧奨地点に指定されたため、事業拠点の移転を余儀なくされた申立人らについて、特定避難勧奨地点の指定解除後相当期間を経過した平成27年4月以降の期間を含む、平成26年1月から平成29年2月までの新たな事業拠点の賃料が、事業拠点移転費用の追加的費用として賠償された事例

【公表番号1653※1】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に所在し、主に福島県内及び宮城県内において電気工事等を行うことを業としていた申立会社について、本店所在地が屋内退避区域に指定されるなどしたことから、福島県内の避難指示等が出されていない地域に平成23年3月に取り急ぎ設置した仮の宿舍と、同宿舍からは工事現場への職員

の移動に大きく迂回を要するために交通費が大きく増加することから、福島県内の別の場所に同年4月以降に設置した新たな宿舎について、これらの設置や維持に要した工事費用や賃料等の追加的費用が賠償された事例（当初の仮の宿舎については原発事故の影響割合を6割（和解期間は平成23年4月から同年7月まで）、新たな宿舎については同割合を4割（和解期間は平成23年4月から平成27年3月まで）とする。）

【公表番号1728※2】 繁殖用の家畜を飼育するための直営農場や繁殖した家畜を肥育するための複数の施設や農場等を有し、家畜を肥育して出荷する畜産業を営んでいた申立会社について、原発事故により繁殖用の直営農場の所在地が避難指示区域となったため、再開できるまでの間、直営農場を閉鎖せざるを得なくなり、他の施設を改造して繁殖用の農場としての機能を移転しなければならなかったとして、上記繁殖用の農場としての機能の移転に係る費用（原発事故の影響割合は8割。）、直営農場内にある施設の屋根材等が放射能汚染されたことにより生じた指定廃棄物の廃棄に係る費用（平成27年4月分から平成29年10月分まで、原発事故の影響割合を廃棄物の内容等に応じ3割5分から10割。）、直営農場の再開に伴い原発事故前は肥育農場であった移転先農場を繁殖農場から肥育農場へ再整備したために生じた工事費用（原発事故の影響割合は3割。）が賠償された事例

(オ) 営業資産の移動・保管費用 令和2年版138頁

(カ) その他追加的費用 令和2年版139頁

【公表番号1653※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所在し、主に福島県内及び宮城県内において電気工事等を行うことを業としていた申立会社について、本店所在地が屋内退避区域に指定されるなどしたことから、平成23年4月から同年8月までの間に工事現場で使用する放射線測定器を購入したとして、その追加的費用が賠償された事例

【公表番号1660※2】 緊急時避難準備区域（田村市）において造園や緑化木の育成販売等を業とする申立会社の営業損害（追加的費用）について、販売用に育成していた緑化木を原発事故のために管理することができなくなって伐採したが、再度、伐採した緑化木の根を管理育成すれば8割程度は再生可能であること等を考慮し、伐採時である平成27年5月から令和元年5月までに再生のための管理育成等に要した追加的費用の8割に当たる額に原発事故の影響割合（7割）を乗じた額が賠償された事例

## ウ 避難指示等解除後の逸失利益及び追加的費用 令和2年版142頁

(ア) 避難指示区域（旧警戒区域及び旧計画的避難区域） 令和2年版142頁

【公表番号1616※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）において飲食店を営んでいたが、原発事故により他県に店舗を移転し、避難指示解除に伴い、帰還して原発事故前の店舗で営業を再開するに至った申立人の営業損害（追加的費用）について、避難の際に持ち出し、移転先において加工して用いていた一部設備を平成29年8月及び9月に撤去するのに要した費用、当該設備の再加工に要した費用及び帰還後の店舗に設置するために要した費用等が賠償された事例

【公表番号1625※1、※2】 避難指示解除準備区域（南相馬市）において病院等を経営する申立人について、平成27年3月以降の営業損害（逸失利益）について費用の固定費及び変動費への振り分け方法を見直すことで増額賠償されたほか、平成29年2月までの営業損害（追加的費用）について人件費相当額が賠償された事例

【公表番号1703※1】 居住制限区域（富岡町）において建築資材、金物等の販売業を営む申立会社の追加的費用（商品調達等費用増加分）について、原発事故前に仕入れの際に利用していた運送会社の運送範囲が縮小したこと等を考慮し、平成30年4月から平成3

1年3月までの申立会社の車両による商品仕入れのための燃料費相当額が、5割の限度で賠償された事例

【公表番号1812※3】 居住制限区域（浪江町）で農業を営んでいた申立人らについて、令和元年5月から令和2年7月までの間に動物被害対策としてビニールハウスに網を張った際の費用（2回分）の5割相当額が賠償された事例

(イ) 旧緊急時避難準備区域 令和2年版143頁

【公表番号1603※1、※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所有する自宅兼作業所が特定避難勧奨地点に指定され、避難先での事業を余儀なくされた陶芸家である申立人らについて特定避難勧奨地点の指定解除後相当期間を経過した平成27年4月以降の期間を含む、平成26年1月から平成29年2月までの営業損害（減収分に係る逸失利益及び新たな事業拠点の賃料に係る追加的費用）の賠償が認められた事例

【公表番号1685※1】 緊急時避難準備区域（川内村）において建築業を営む申立人らが同区域内にある作業場に保管していた建築用木材について、原発事故により申立人らが避難し、原発事故後しばらくの間は作業場付近へ事実上立ち入ることもできなかつたため、管理できず使用不能になり、廃棄することを余儀なくされたとして、建築用木材の財物損害（見積相当額）及び平成27年3月に支出した建築用木材の廃棄処分費用全額の賠償が認められた事例

【公表番号1692※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において機械部品の加工等を業とする申立人の平成27年8月以降の将来分の営業損害（逸失利益）について、直接請求手続においては原発事故と相当因果関係が認められない売上げの減少が含まれているとして、基準年度の売上額を定めるに当たり、取引先1社に係る売上額を差し引いた上で、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく賠償金額が算定されたが、上記差引分を控除せず、また、原発事故の影響割合を6割として算定し直したことにより、追加賠償がされた事例

【公表番号1855※1】 原発事故当時、緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）内の特定避難勧奨地点が設定された地区で旅館業を営んでいた申立会社の、事業再開に要した平成23年3月から平成30年8月までの営業損害の追加的費用等について、原発事故時の事業用動産の状況や原発事故後の修繕・新規購入の状況等に応じて事業用動産ごとに原発事故の影響割合（3割から9割）を定めて算定された額の賠償が認められた事例

(ウ) その他避難区域 令和2年版144頁

エ 廃業損害 令和2年版144頁

【公表番号1587※1】 緊急時避難準備区域内の特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）において飲食店を営んでいた申立人らの原発事故による避難に伴う飲食店の廃業損害として、事故前収入の5年分相当額から既払金（平成23年3月から平成27年7月までの営業損害（逸失利益）として支払われたもの）を控除した残額が賠償された事例

【公表番号1719※1】 会津地方でこの栽培・缶詰加工・販売業を営み、平成28年分まで原発事故と相当因果関係のある範囲の営業損害（逸失利益）の賠償を受けていた申立人について、平成28年末までには事実上廃業状態に至ったとして、缶詰加工場の諸機材及び平成21年に実施した缶詰加工場の改修工事の残存価値分（経過年数を考慮し、諸機材については取得価額（立証の程度を考慮し申立人主張の金額の7割とされている。）の2割、缶詰加工場の改修工事については工事価格の7割。）に原発事故の影響割合を考慮し更に4割を乗じた金額が営業損害（廃業損害）として賠償された事例

## オ その他 令和2年版146頁

(ア) 営業損害の終期 令和2年版146頁

(イ) 特別の努力・中間収入の非控除 令和2年版147頁

(ウ) 「本件事故がなければ得られたであろう収入額」の算定方法 令和2年版149頁

a 事故前の収入額について数年度分の平均値をとるなどした事例 令和2年版149頁

【公表番号1651※1】 会津地方において材木の販売等を業としている申立会社について、申立会社の営業状況等に鑑み、原発事故前直近の平成21年7月から平成22年3月までの売上げを基準とするのではなく、平成20年7月から平成21年3月までの売上げを基準として逸失利益を算定した額の賠償が認められた事例

【公表番号1713※1】 会津地域においてペンションを営む申立人の風評被害による営業損害（逸失利益）について、東京電力の直接請求手続では原発事故直前年度の平成22年1月から同年12月までの売上げを基準期間の売上額として算定されたが、申立人が平成21年及び平成22年において親戚の看護等のため休業していた期間があること等を考慮し、平成18年から平成22年までの5年間（それぞれ1月から12月まで）の売上げの平均を基準期間の売上額とし、平成23年3月分から平成27年7月分までの逸失利益及び東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく平成27年8月分以降の損害が賠償された事例（ただし、直接請求手続における既払金を控除している。）

【公表番号1718※2】 平成24年3月に自主的避難等対象区域（須賀川市）から県外に避難した申立人ら（父及び子2名）のうち申立人父が経営していた飲食店について、自主的避難のために休業を経て閉店したことによる営業損害（逸失利益）として、事故前3年間の売上げの平均値を基に算定した6か月分の貢献利益（150万円）が賠償された事例

【公表番号1748※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）において、福島県及び他県の漁港で水揚げされた海産物の卸売業及び運送業を営む申立人の平成30年1月から同年12月までの営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響を受けた福島県内の漁港に係る売上げの減少分のみを対象とした上で、平成20年度から平成22年度までの3年間（それぞれ会計期間は前年6月から当年5月まで）の売上げの平均を用いて対象期間の減収分を算定し、これに原発事故の影響割合として7割を乗じて算定した損害額が賠償された事例

【公表番号1796※1】 自主的避難等対象区域（伊達市）において農業（ぶどう、あんず、柿等）を営む申立人の風評被害に伴う営業損害（令和2年分）について、対象となる品目の原発事故前からの販売価格の下落額を算定するに当たり、直接請求手続においては、原発事故前と令和2年とで当該品目の出荷先が異なる場合には、その品目について事故前に販売実績があったとしても、販売実績がないものとして市場単価に基づき事故前の単価が推計されていたところ、この算定方法を見直し、事故前と令和2年とで当該品目の出荷先が異なる場合でも、その品目についての事故前の別の出荷先への販売単価を事故前の単価とし、これと令和2年の販売単価との差額（下落額）に令和2年の販売数量を乗じた額（ただし、原発事故からの時間の経過を考慮し影響割合6割を乗じたもの。）が賠償された事例。

b 平成23年度以降に増収増益の蓋然性が認められる場合 令和2年版150頁

【公表番号1594※1】 茨城県において原木しいたけの生産販売業を営んでいた申立



人らの平成30年1月から同年12月までの風評被害に基づく営業損害（逸失利益）について、単に基準年度の売上高と請求年度の売上高との差額を基に算定するのではなく、原発事故当時の増産計画による売上げ増加の計画について実現の蓋然性を一部認め、その範囲の金額を基準年度の売上高に加算した金額と請求年度の実際の売上高との差額を算定し、その上で原発事故の影響割合を8割として賠償された事例

【公表番号1728※1】 繁殖用の家畜を飼育するための直営農場や繁殖した家畜を肥育するための複数の施設や農場等を有し、家畜を肥育して出荷する畜産業を営んでいた申立会社について、原発事故により繁殖用の直営農場の所在地が避難指示区域となったため、再開できるまでの間、直営農場を閉鎖せざるを得なくなり、減収が生じたとして、畜産業に係る逸失利益（平成26年3月分から平成29年6月分まで、原発事故の影響割合は5割から1割まで漸減。また、原発事故後の増収見込みを考慮し、原発事故前の売上高を増額させたものを本件事故がなければ得られたであろう収入額としている。）、避難指示区域に指定された賃貸用の肥育施設の平成26年3月分から平成29年2月分までの賃料収入に係る逸失利益（ただし、平成27年10月分から平成29年2月分までにつき原発事故の影響割合を7割。）が賠償された事例

【公表番号1743※1】 岩手県でしいたけの原木栽培業を営む申立人について、岩手県のしいたけ生産量が令和元年度においても原発事故前である平成22年度と比べて減少しているなどの事情を踏まえ、申立人が原発事故前から生産規模を拡大する計画を有していたことから、当該計画に基づき原発事故がなかった場合に想定された申立人の売上高を基準に対象期間である平成31年1月から令和元年12月までの生産量の減少率を乗じて算定した風評被害による逸失利益と、予定していた植菌ができなかった原木数に基づき算定した平成31年の植菌断念分による逸失利益の賠償が認められた事例

c 営業開始直後・開業準備中であつたなどにより事故前の営業実績等がない場合 令和2年版152頁

【公表番号1669※1】 避難指示区域（相双地域）において不動産業を営んでいた申立会社について、開業後間もなかったことから申立会社に基準年における実際の売上げが存在しないものの、投下資本が回収不能となっていること等を考慮し、融資を受けた金融機関への返済金を基礎として、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく営業損害の賠償がされた事例

【公表番号1804※1】 自主的避難等対象区域において原発事故の数か月前に土業を開業した申立人の平成23年3月から同年12月まで（以下「対象期間」という。）の営業損害（逸失利益）について、前年の売上実績がないことから、平成24年の売上額を参考にして対象期間の想定売上額を算定することとし、原発事故関連の売上げがあつたこと及び開業1年目であることを考慮して平成24年の売上額の5割ないし6割を対象期間の想定売上額とし、その額から対象期間の実際の売上額を控除した上で、さらに震災及び津波被害による影響割合を考慮してその約5割の金額が賠償された事例

d その他 令和2年版153頁

【公表番号1566※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に営業所を有する工業製品等の卸売業を営む申立会社の営業損害（間接損害）について、全営業所でみれば増収・増益となっているものの、当該営業所単体でみれば減収が認められるとして、平成27年8月から平成28年4月までの間接損害による逸失利益が認められた事例（原発事故による影響割合は、当初の6割から1割まで漸減）

【公表番号1575※1】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）において農業を営んでいた申立人の干し柿に係る平成30年の営業損害（逸失利

益)について、その他の農産物の売上げを考慮すると原発事故前に比して増収していることが認められるものの、干し柿は他の作業をしながらでも1週間程度で収穫して出荷することができることや、申立人が平成28年に勤務先を退職したことによって生じた時間を農業に費やすようになったという事情等を踏まえ、その他農産物の売上げについては考慮せず、原発事故の影響割合を8割として賠償された事例

【公表番号1599※1】 自主的避難等対象区域(田村市)内の事業所(以下「福島事業所」という。)のほか、日本国内に多数の事業所を有し農作物用肥料の製造販売業を営む申立会社の営業損害(逸失利益)の算定について、福島事業所の取引先が福島県内に限られていたこと、申立会社の取り扱う商品の特性に照らして申立会社の経営資源を申立会社の他の事業所に割り替えることは困難であること等の事情から、全事業所ではなく福島事業所のみを算定対象とした事例

【公表番号1651※1】 会津地方において材木の販売等を業としている申立会社について、申立会社の営業状況等に鑑み、対象期間の雑収入に計上された額のうち、別事業に係る売上げは対象期間の売上げとして扱わずに逸失利益を算定した額の賠償が認められた事例

【公表番号1665※1】 県南地域(白河市)においてしいたけ栽培等を営む申立人の平成30年分の営業損害(逸失利益)について、申立人の米栽培事業は原発事故後に増収となっているものの、米栽培としいたけ栽培の繁忙期は異なること等を考慮し、しいたけ栽培に係る営業損害の算定では考慮せず、原発事故の影響割合を9割として賠償された事例

【公表番号1678※1】 会津地方において下水汚泥処理事業等の複数の事業を営む申立会社の平成25年4月から平成28年3月までの下水汚泥処理事業に係る営業損害(逸失利益)について、上記期間の中には会社全体の売上高が原発事故前よりも増加している時期もあるものの、下水汚泥処理事業が他の事業とは工程及び人的・物的資源において独立していること等から、下水汚泥処理事業単体の売上高の減少額に基づいて算定するのが相当であるとした上で、原発事故の影響割合(8割)等を考慮して算定した金額が賠償された事例

【公表番号1692※1】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)において機械部品の加工等を業とする申立人の平成27年8月以降の将来分の営業損害(逸失利益)について、直接請求手続においては申立人の従業員が避難したことによる取引先喪失は原発事故と相当因果関係が認められない売上げの減少であるとして、基準年度の売上額を定めるに当たり、同取引先1社に係る売上額を差し引いた上で、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく賠償金額が算定されたが、上記従業員の避難等について原発事故との間の相当因果関係を認め、上記差引分を控除せず、また、原発事故の影響割合を6割として算定し直したことにより、追加賠償がされた事例

【公表番号1714※1】 自主的避難等対象区域(いわき市)において水産物の仲卸業を営み、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく請求においては相当因果関係が認められないとして年間逸失利益の1倍相当額の賠償を受けた申立会社の平成27年8月以降の営業損害(逸失利益)について、東京電力による申立人の会社全体の売上減少を検討すべきであるとの主張を採用せず、避難指示等対象区域内所在の取引先の売上減少を検討し、売上減収額に貢献利益率を乗じた上で、原発事故前からの申立会社の売上減少傾向も考慮し、原発事故の影響割合を8割として算定した損害額(ただし、上記1倍相当額の既払金を除く。)の賠償が認められた事例

【公表番号1726※1】 福島県内で複数の幼稚園等を運営する申立人が郡山市で運営する幼稚園事業のみを対象にした平成27年8月から平成29年3月までの営業損害(逸失利益)について、申立人の事業全体では原発事故前と比べて売上げが増加しているものの、郡山市の幼稚園事業単体においては、原発事故による同市の乳幼児人口の減少等を原因とする売上減少の継続が認められたことから、同事業のみを対象として営

業損害を算定することとした上、原発事故の影響割合を、平成27年8月から平成28年3月までは9割、同年4月から平成29年3月までは5割として算定した金額が賠償された事例

【公表番号1727※1】 岩手県において水産加工品の製造販売業を営む申立会社の逸失利益について、前件の和解仲介手続において対象となった平成23年3月分から平成27年6月分までの期間につき逸失利益の算定方法（追加人件費の控除）を見直した結果として、同期間の逸失利益の追加賠償が認められた事例

【公表番号1754※1】 自主的避難等対象区域（伊達市）において農業を営む申立人らの風評被害による逸失利益について、直接請求手続においては、申立人らの栽培する果実（桃、柿及びりんご）のうち、桃及び柿については原発事故前と比較した販売単価の下落により減収が認められるものの、りんごについては販売単価の上昇によって、桃及び柿の減収額とほぼ同額の増収があったため損益を通算して損害がないとされたが、平成31年におけるりんごの販売単価の上昇には不作等の影響があったことを考慮し、桃及び柿のみを対象として販売単価の下落による減収分が算定され、平成31年1月分から令和元年12月分までの逸失利益として賠償された事例

【公表番号1757※1】 旧緊急時避難準備区域において新聞販売業を営む申立人の平成27年8月以降の営業損害（逸失利益）について、東京電力の直接請求手続において変動費に分類された人件費の一部を固定費に分類し直すことにより貢献利益率を再計算した上で、これに基づいて東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく賠償金額が算定されたことにより、直接請求における既払金を除く部分が追加で賠償された事例

【公表番号1821※1】 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を経営する学校法人である申立人が、原発事故による避難に伴い新入児童生徒が減少したとして、自主的避難等対象区域内の小中学校についての平成27年度から令和元年度までの営業損害（逸失利益）の賠償を請求した事案において、法人全体で見れば原発事故後から増収していることが認められるものの、原発事故とは無関係な事情による増収であるとして、小学校については平成27年度から令和元年度まで原発事故の影響割合を6割から1割として、中学校については平成27年度から平成29年度まで同影響割合を6割から2割として、それぞれ賠償が認められた事例

(エ) その他（事故前の投下資本の回収不能等） 令和2年版155頁

## 10 就労不能等に伴う損害（中間指針第3の8・第二次追補第2の3） 令和2年版157頁

(1) 中間指針等の整理 令和2年版157頁

(2) 当該指針等に関する和解事例（事業者の風評被害等による就労不能も含む。）  
令和2年版159頁

ア 減収分 令和2年版159頁

(ア) 雇用継続 令和2年版160頁

【公表番号1870※1】 原発事故当時、避難指示解除準備区域（浪江町）所在の会社に勤務していた申立人の就労不能損害について、原発事故により勤務先が営業を停止し、平成24年春頃に勤務先が移転して営業を再開し、申立人も就労を再開したことを考慮して、東京電力の直接請求手続において賠償を受けた期間以降の平成23年9月から平成24年12月までの減収分の10割が賠償された事例

(イ) 解雇その他の離職（未就労） 令和2年版162頁

- 【公表番号1562※3】 帰還困難区域（双葉町）において農業を営むほか、農閑期には同所所在の酒造業者において勤務をしていた申立人の勤務先の事業移転に伴う就労不能損害について、転職、転業は容易ではないことを踏まえ、平成26年3月分から平成28年2月分まで事故前収入の10割の賠償が認められた事例
- 【公表番号1598※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、帰還困難区域（双葉町）に所在する勤務先に勤務していたが、原発事故に伴い退職を余儀なくされ、その後就労をするに至っていない申立人の就労不能損害について、退職後の申立人の健康状態及び就職活動の状況等を考慮し、平成27年4月分から平成28年2月分まで、原発事故の影響割合を7割として賠償された事例
- 【公表番号1607※3】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住し、自治体関連団体において臨時職員として稼働していたが、原発事故により避難して離職し、平成27年に再就職したものの職場に恵まれず短期間で退職した申立人について、平成27年3月分から同年8月分までは原発事故の影響割合を5割、同年9月分から平成28年2月分までは影響割合を3割として就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1675※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の就労不能損害について、高次脳機能障害を有する夫の介護のため再就職をすることができなかったこと等を考慮し、平成27年3月分から平成29年2月分までの減収分（原発事故の影響割合として平成27年3月分から平成28年2月分までは5割、同年3月分から平成29年2月分までは3割を乗じた額）が賠償された事例
- 【公表番号1691※4】 居住制限区域（富岡町）に居住しパート勤務をしていたところ、原発事故に伴う避難により退職を余儀なくされた申立人妻について、避難先に共に避難し同居していた義父母の体調が悪化して介護を迫られ、避難先での再就職が困難となったこと等の事情を考慮し、平成29年8月分から申立人夫が職場を定年退職して介護することが可能となった平成30年6月分までの間の就労不能損害として、平成29年8月は原発事故の影響割合を10割、同年9月以降は申立人母がデイサービスを利用し始めた事情等も考慮し原発事故による影響割合を5割として損害額を算定し賠償された事例
- 【公表番号1695※4】 居住制限区域（飯館村）に居住し、自主的避難等対象区域の勤務先で就労していたが、原発事故後に、勤務先の従業員らから、申立人が原発事故の被害者であることを理由とするいじめを受けたことにより抑うつ状態となり就労が困難となった申立人の平成27年3月分から平成30年3月分までの就労不能損害について、原発事故の影響割合を7割から3割へ順次漸減の上、賠償された事例
- 【公表番号1702※2】 帰還困難区域（大熊町）から避難したが、頭痛や不眠等の体調不良を理由に平成29年9月末に勤務先を退職した申立人の平成29年10月から平成31年1月までの就労不能損害について、申立人夫が退職後も避難生活によるストレスが原因の一つとなり平成29年10月に脳出血を、平成31年2月に統合失調症を発症した事情等を考慮し、平成29年10月から平成30年8月までの間及び平成31年2月から令和元年6月までの間についてはいずれも原発事故の影響割合を5割とし、平成30年9月から平成31年1月までの間については同割合を2割5分として算定した金額が賠償された事例
- 【公表番号1709※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）からの避難後に、避難先で就職して収入を得ていたが、避難生活によるストレス等により体調を崩した申立人父の療養看護のために退職を余儀なくされた申立人母の就労不能損害について、直接賠償手続において賠償済みの期間後である平成26年9月分から平成27年2月分まで賠償された事例
- 【公表番号1723※2】 帰還困難区域（浪江町）からの避難により離職した申立人父及び母の就労不能損害について、申立人祖母及び申立外祖母の介護に従事せざるを得ず再就職

できないことにも合理的な理由があること等を理由に平成27年3月分から平成28年2月分まではそれぞれの減収分の10割が、同年3月分から同年12月分まではデイサービスが一週間当たり2回程度利用できるようになったこと等を踏まえてそれぞれの減収分の5割が、平成29年1月分から同年12月分まではデイサービスが隔日で利用できるようになったこと等を踏まえてそれぞれの減収分の2割5分の賠償が認められた事例

【公表番号1737※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人の就労不能損害として、原発事故の約10年前から同じ勤務先での就労を継続していたことを踏まえ、直接請求手続で賠償を受けた期間以降の平成25年1月から平成27年3月まで減収分の賠償が認められた事例

【公表番号1744※2】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人の就労不能損害について、原発事故後も勤務を続け平成27年11月に退職したものの、退職の理由が避難によって職場への通勤時間が片道3時間になるなどの勤務条件が悪化したことにより体調を崩したためという事情を踏まえ、平成26年3月から退職時である平成27年11月から相当期間経過した平成28年5月までの減収分（ただし、平成27年12月以降は原発事故の影響割合を5割として算定）の賠償が認められた事例

【公表番号1767※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難した申立人の就労不能損害について、申立人は原発事故時妊婦であったところ、出産後も原発事故がなければ同居する夫の両親に子供を預けて復職する予定であったにもかかわらず、避難により両親と別離したため子供を預けることができず、また保育園も定員に達しており入園できなかったため復職できなかったこと等を考慮し、直接請求手続で賠償を受けた期間以降の平成25年1月から復職した平成26年7月までの減収分（原発事故の影響割合を平成25年1月から同年5月までは10割、同年6月から同年10月までは7割、同年11月から平成26年3月までは5割、同年4月から同年7月までは3割として算定。）が賠償された事例

【公表番号1782※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人の就労不能損害について、勤務していた避難指示解除準備区域（浪江町）内の職場が原発事故により閉業を余儀なくされ正社員の職を失ったことや年齢的に事故前と同等の職業に就くことが困難であることに鑑み平成28年3月分から中古住宅を購入し入居してから1年後となる同年6月分まで、原発事故の影響割合を3割として就労不能損害が賠償された事例

【公表番号1809※1】 帰還困難区域（双葉町）に居住し、自宅近くの店舗に勤務していた申立人の平成28年3月以降（前件の和解仲介手続において平成28年2月までは賠償済み。）の就労不能損害について、家族が疾病や障害を抱えていて目が離せない状況であったところ、避難先では家族に常時目配りをしながら就労できる適切な環境が見つからず、就労が困難な状況が続いていたことを考慮し、平成28年3月から同年7月までは原発事故前の給与の3割相当額が、同年8月から同年12月までは同じく1割相当額が賠償された事例

【公表番号1813※2】 原発事故当時大学生で福島県外に居住していたものの、平成23年4月には地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内にある実家に戻り就職予定であった申立人について、原発事故による内定取消しにより発生した同年5月分の就労不能損害が、同月における臨時就労の収入を特別の努力によるものとして控除せず賠償された事例

【公表番号1832※1】 居住制限区域（浪江町）から県外に避難した申立人について、避難先で就労できない事情を踏まえ、平成27年2月までの就労不能損害が賠償された事例

【公表番号1860※4】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から避難し、平成23年5月に出産した申立人の就労不能損害について、原発事故前において平成23年3月下旬に産休取得し、育休後の平成24年5月に復職を予定していたこと、育休を延長するかどうか決定する同年同月は事故時住所地の避難指示解除後相当期間内であること等を考慮して、平成24年5月から平成25年5月までは原発事故の影響割合を10割、同年6月

から平成26年5月までは影響割合を3割として賠償された事例

【公表番号1872※1】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）から避難した申立人について、直接請求手続においては資料不足を理由に賠償されなかった就労不能損害を、同手続で提出済みの資料等に基づき損害を認定し、平成23年3月から同年10月までの減収分が賠償された事例

【公表番号1870※2】 原発事故当時、帰還困難区域（富岡町）所在の民宿にパート勤務していた申立人の就労不能損害について、原発事故により勤務先が営業を停止し、勤務先から営業可能な時が来たら再開するから待っていてほしいと依頼を受けて再就職しなかったことを考慮して、東京電力の直接請求手続において賠償を受けた期間以降の平成24年6月から平成26年2月までの就労不能損害が賠償された事例

(ウ) 解雇その他の離職（再就職） 令和2年版168頁

【公表番号1564※1】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）に居住し、自主的避難等対象区域（相馬市）内の漁業協同組合に勤務していたが、原発事故による同組合の規模縮小に伴い解雇され、その後、遅くとも平成24年5月までに他所に再就職した申立人の平成24年6月分から平成29年2月分までの就労不能損害について、漁港の復旧状況並びに申立人の再就職及び求職状況等を考慮し、原発事故前の給与と上記期間に再就職先から受給した給与との差額の一部（平成24年6月分から平成25年12月分までは10割、その後、1割まで漸減）が賠償された事例

【公表番号1571※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人父及び母について、いずれも避難により退職を余儀なくされ、避難先で再就職するも減収が生じたとして、申立人父の就労不能損害として平成24年7月から同年12月まで「特別の努力」による避難後の実収入を控除しない賠償が認められるとともに、申立人母の就労不能損害として平成24年7月から同年12月までは減収分全額、平成25年1月から平成27年12月までは減収分を基礎に原発事故の影響割合（10割から1割まで漸減）を考慮した賠償が認められた事例

【公表番号1586※3】 原発事故に伴う避難により避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の就業先を退職し、避難先で平成24年4月に再就職した申立人の就労不能損害について、平成26年2月分までは原発事故前の収入の全額、同年3月分から平成27年2月分までは同収入と再就職後の収入との差額分が賠償された事例

【公表番号1617※1】 居住制限区域（浪江町）から避難し、避難先で再就職した申立人の就労不能損害について、夜勤の回数を増やすなど避難中の申立人の就労状況等を考慮して、平成27年3月分から同年12月分まで原発事故前収入額の8割から同期間中の収入額を控除した額が賠償された事例

【公表番号1662※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、同区域（楢葉町）において勤務していた申立人について、原発事故後、勤務先の移転に伴い県外へ避難したが、勤務先が県内には戻らないことが決定したため平成25年6月に同勤務先を退職し、同年11月に再就職したことを考慮し、同年8月から平成28年12月までの就労不能損害（事故前収入との差額に、原発事故の影響割合として平成25年8月から同年12月までは10割、平成26年は8割、平成27年は5割、平成28年は3割を乗じた額）が賠償された事例

【公表番号1744※3】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人の平成26年3月から平成27年2月までの就労不能損害について、申立人が原発事故後避難先で再就職したものの、これを退職したのは原発事故前の勤務先と労働環境が大きく異なっていたためでありやむを得ないものであるとして、賠償が認められた事例

【公表番号1753※3】 特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）に設定された自宅から避難した申立人らのうち、原発事故後に勤務先を退職した申立人母について、平成23年3月

分から平成26年2月分までは事故前収入の減収分10割（ただし、直接請求手続による既払分は除く。）、同年3月分以降は、申立人母に求められる就労の努力等も考慮し、同年3月分から同年8月分までは同減収分の7割、同年9月分から平成27年2月分まで同減収分の5割、平成27年3月分から平成28年3月分まで同減収分の3割として算定された金額が賠償された事例

【公表番号1789※1】 旧緊急時避難準備区域（田村市）から小学生の子2名を連れて母子で避難した申立人（母）について、体調不良等のために就労が困難であった事情を踏まえて、直接請求手続では未払であった平成25年1月から平成27年2月までの就労不能損害（ただし、平成26年3月以降分については、一定の収入があること等も考慮して、原発事故前の収入額に基づき原発事故の影響割合を5割とし、現実の収入額を控除して算定した。）が賠償された事例

【公表番号1810※1】 避難指示解除準備区域（富岡町）に居住し、避難指示解除準備区域（楢葉町）で勤務していたが、原発事故の影響により勤務先が閉鎖されたために解雇された申立人の就労不能損害について、同勤務先での事故前の就労が長期間安定して継続していたこと、避難直後から継続的にアルバイトをしていること、従来と同種の就労先を探すのが必ずしも容易ではないこと等を考慮し、平成25年6月から平成26年2月までは原発事故前の収入と同額（再就職先からの収入は控除せず。）の賠償が認められ、平成26年3月から平成29年2月までは原発事故前の収入から再就職先の実収入を控除した額に、原発事故の影響割合を平成26年3月から平成27年2月までは10割、平成27年3月から平成28年2月までは8割、平成28年3月から同年8月までは5割、平成28年9月から平成29年2月までは3割として算定した額の賠償が認められた事例

【公表番号1835※3】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から関東地方に避難し、同地で職を得た申立人ら夫婦のうち夫について、年齢的に転職が容易でないことなどから、直接請求手続で未賠償であった平成25年1月から平成26年3月までの就労不能損害（減収分）が賠償された事例

【公表番号1843※1】 避難指示解除準備区域（楢葉町）に居住していた申立人の就労不能損害について、原発事故前の給与支払が現金手渡し方式であり、勤務先が津波被害を受けたこともあり原発事故前収入の裏付け資料が乏しく東京電力の直接請求手続では認められなかったものの、申立人及び原発事故当時の勤務先理事長からの聴取により事故前の収入を認定し、平成23年3月から平成26年2月までは認定された給与額全額が、同年3月から平成27年6月までは認定された給与額と新規就労先給与額との差額の賠償が認められた事例

【公表番号1866※2】 居住制限区域（浪江町）から避難を余儀なくされ、就労が不能となった後、避難先における就労により収入があった申立人について、直接請求において原発事故後の収入分を控除されて賠償を受けていたところ、特別の努力としてこれを非控除とし、直接請求手続では控除された平成23年6月の実際の収入相当額を賠償することが認められた事例

## イ 追加的費用 令和2年版175頁

## ウ その他 令和2年版176頁

### (ア) 就労予定者 令和2年版176頁

【公表番号1813※2】 原発事故当時大学生で福島県外に居住していたものの、平成23年4月には地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内にある実家に戻り就職予定であった申立人について、原発事故による内定取消しにより発生した同年5月分の就労不能損害が、同月における臨時就労の収入を特別の努力によるものとして

控除せず賠償された事例

(イ) 退職金差額 令和2年版176頁

(ウ) 帰還に伴う就労不能 令和2年版177頁

(エ) 特別の努力・中間収入の非控除 令和2年版177頁

【公表番号1571※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人の就労不能損害について、避難により退職を余儀なくされ、避難先で再就職するも減収が生じたとして、平成24年7月から同年12月まで「特別の努力」による避難後の実収入を控除しない賠償が認められた事例

【公表番号1586※3】 原発事故に伴う避難により避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）所在の就業先を退職し、避難先で平成24年4月に再就職した申立人の就労不能損害について、平成26年2月分までは原発事故前の収入の全額、同年3月分から平成27年2月分までは同収入と再就職後の収入との差額分が賠償された事例

【公表番号1810※1】 避難指示解除準備区域（富岡町）に居住し、避難指示解除準備区域（楡葉町）で勤務していたが、原発事故の影響により勤務先が閉鎖されたために解雇された申立人の就労不能損害について、同勤務先での事故前の就労が長期間安定して継続していたこと、避難直後から継続的にアルバイトをしていること、従来と同種の就労先を探すのが必ずしも容易ではないこと等を考慮し、平成25年6月から平成26年2月までは原発事故前の収入と同額（再就職先からの収入は控除せず。）の賠償が認められ、平成26年3月から平成29年2月までは原発事故前の収入から再就職先の実収入を控除した額に、原発事故の影響割合を平成26年3月から平成27年2月までは10割、平成27年3月から平成28年2月までは8割、平成28年3月から同年8月までは5割、平成28年9月から平成29年2月までは3割として算定した額の賠償が認められた事例

【公表番号1813※2】 原発事故当時大学生で福島県外に居住していたものの、平成23年4月には地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）内にある実家に戻り就職予定であった申立人について、原発事故による内定取消しにより発生した同年5月分の就労不能損害が、同月における臨時就労の収入を特別の努力によるものとして控除せず賠償された事例

【公表番号1866※2】 居住制限区域（浪江町）から避難を余儀なくされ、就労が不能となった後、避難先における就労により収入があった申立人について、直接請求において原発事故後の収入分を控除されて賠償を受けていたところ、特別の努力としてこれを非控除とし、直接請求手続では控除された平成23年6月の実際の収入相当額を賠償することが認められた事例

(オ) その他 令和2年版180頁

1.1 検査費用（物）（中間指針第3の9） 令和2年版182頁

(1) 中間指針等の整理 令和2年版182頁

(2) 当該指針等に関する和解事例 令和2年版182頁

【公表番号1666※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において主に菌床しいたけ栽培業者向けのおが粉の製造販売業等を営む申立人について、原発事故の影響によりおが粉の安全



性を証明するための放射線検査の実施を余儀なくされたとして、平成29年7月から平成31年3月までに支出した同検査費用及び同検査実施のためのおが粉運搬費用の全額が賠償された事例

【公表番号1860※2】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らについて、平成28年8月に、自宅の公的除染の際、庭木の伐採を行わなければ高線量部分の除染作業ができないといわれて自主的に庭木を伐採した費用の約3割が賠償された事例

## 1.2 財物価値の喪失又は減少等（中間指針第3の10・第二次追補第2の4・第四次追補第2の2） 令和2年版183頁

(1) 中間指針等の整理 令和2年版183頁

(2) 当該指針等に関する和解事例 令和2年版186頁

ア 管理不能等 令和2年版187頁

(ア) 価値喪失又は減少分 令和2年版187頁

【公表番号1685※1】 緊急時避難準備区域（川内村）において建築業を営む申立人が同区域内にある作業場に保管していた建築用木材について、原発事故後の避難のため、しばらくの間は作業場付近へ事実上立ち入ることもできなかったため、管理できず使用不能になり、廃棄することを余儀なくされたとして、建築用木材の財物損害（見積相当額）全額の賠償が認められた事例

【公表番号1686※1】 緊急時避難準備区域（広野町）に居住していた申立人らが、地震で損壊した自宅屋根を原発事故のために修繕することができず、その間に生じた雨漏り等により汚損された家財（主として布製品）について、購入時価格についての裏付け書証までは存在しないこと、使用済みであること等を総合し、一般的な価格の14%相当額の賠償が認められた事例

【公表番号1728※3】 繁殖用の家畜を飼育するための直営農場や繁殖した家畜を肥育するための複数の施設や農場等を有し、家畜を肥育して出荷する畜産業を営んでいた申立会社について、原発事故により繁殖用の直営農場の所在地が避難指示区域となったため、再開できるまでの間、直営農場を閉鎖せざるを得なくなったとして、直営農場の使用不能期間に係る財物損害（平成27年4月から同年9月までの減価償却費から逸失利益の算定において控除されなかった同期間中減価償却費を控除した金額。）が賠償された事例

(イ) 追加的費用 令和2年版189頁

【公表番号1685※1】 緊急時避難準備区域（川内村）において建築業を営む申立人が同区域内にある作業場に保管していた建築用木材について、原発事故後の避難のため、しばらくの間は作業場付近へ事実上立ち入ることもできなかったため、管理できず使用不能になり、廃棄することを余儀なくされたとして、平成27年3月に支出した建築用木材の廃棄処分費用全額の賠償が認められた事例

【公表番号1699※2】 申立人らが浪江町内に有していた墓石の移転費用について、墓石解体費用の全額、避難先における墓石等建立費用の7割（ただし、既払金150万円を除く。）及び移設に伴う交通費が賠償された事例

イ 放射性物質曝露等 令和2年版190頁

(ア) 価値喪失又は減少分 令和2年版190頁

(イ) 追加的費用 令和2年版191頁

## ウ 価値喪失又は減少の予防費用 令和2年版191頁

【公表番号1588※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）において申立人が所有し係留するプレジャーボートについて、避難により管理が不能となり、沈船する可能性があることから陸揚げを行ったとして、陸揚げに要した費用の5割が賠償された事例

## エ 不動産 令和2年版192頁

(ア) 帰還困難区域外の不動産の価値減少率 令和2年版192頁

【公表番号1579※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していたが、自宅が特定避難勧奨地点に設定されたため避難をした申立人の財物（不動産）損害について、放射線量が高いという客観的状況を踏まえて避難が勧奨されている以上、その避難勧奨に基づき避難したことによる管理不能に係る損害は賠償されるべきとした上で、同設定期間及び実際に避難していた期間等を踏まえて認定した価値減少率による価値減少を認めて賠償された事例

【公表番号1587※2】 緊急時避難準備区域内の特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）において飲食店を営んでいた申立人らの所有する建物（自宅兼飲食店店舗）の財物損害について、特定避難勧奨地点に設定されたことで利用も管理も相当困難であったとして、同地点に指定されていた期間等を基に一定の価値減少を認めて賠償された事例

(イ) 事故時価格の算定（購入費用・新築費用、リフォーム代金、造成費用・工事費用、地目等） 令和2年版196頁

【公表番号1554※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）に所在する申立人の所有に係る自宅周辺の土地の財物損害について、直接請求手続において山林であることを前提とした金額（約17万円）の賠償がされていたが、同土地について町から準宅地と認定されていたことのほか、航空写真、申立人作成の図面等から同土地の一部は雑種地であると判断し、同土地に対する既払賠償額を控除した115万円の追加賠償が認められた事例

【公表番号1556※1】 居住制限区域（浪江町）所在の申立人らが所有する2階建て建物（固定資産税名寄帳兼課税台帳における用途は倉庫）の財物損害について、東京電力に対する直接請求手続においては同建物全体が農業用倉庫であることを前提とした評価額に基づき賠償されたものの、同建物の2階部分は居住用としてリフォームされて居室や台所等が存在し、申立人らの子（申立外）が居住していたこと等から、同建物の2階部分が居住用建物としての機能と実態を有していたものと認めた上で、当該部分の床面積についての客観的資料が存しないことを併せ考慮して、同建物の延べ床面積のうち半分を居住用建物として算定した金額の9割と直接請求手続における既払金との差額分が賠償された事例

【公表番号1633※1】 居住制限区域（南相馬市小高区）内に所有する自宅建物に居住していた申立人らの財物損害（自宅建物）について、原発事故前にリフォーム工事を実施していたこと等を考慮して、新築後48年経過時の価値（残価）を新築時点相当の価値の3割として算定した額が賠償された事例

【公表番号1681※1】 申立人夫が所有する避難指示解除準備区域（浪江町）に所在する、登記上の地目は畑であるが、現況は空き地である土地について、同土地が用途地域内に所在し、隣接地（登記上の地目は畑であるが、現況は空き地であり、不動産鑑定士は宅地と評価した。）と一体として利用されていること及び間口の狭い旗竿地である形状等を踏まえ、上記隣接地の単価の8割で算定し、既払金を控除した金額が財物損害として賠償され

た事例

- 【公表番号1747※1】 帰還困難区域（大熊町）所在の賃貸用土地について、当該土地は隣接した2筆の土地（登記簿上、山林である土地①及び畑である土地②）であり、東京電力の直接請求手続において、課税情報が宅地であった土地①は固定資産税評価額に係数1.43を乗じて評価額が算定され、課税情報が準宅地であった土地②は不動産鑑定士により宅地並みとして評価額が算定され、単位面積当たりの評価額は土地②の方がわずかに高額となっていたが、両土地は同一建物の敷地で、両土地の間に区切りや高低差もなく共通一体のものとして利用されていること等から等価性があるとされた上、個別評価である不動産鑑定士による土地②の評価額を採用し、土地①にも土地②の単位面積当たりの評価額を適用して、直接請求手続における両土地の評価額との差額の賠償が認められた事例
- 【公表番号1839※1】 帰還困難区域（大熊町）所在の申立人が所有する土地（登記地目上及び課税地目上は山林及び雑種地。）の財物損害について、原発事故前に同土地が別荘地の区画として販売されており、周辺に住宅が点在していること、同土地の近くまで水道管が敷設されていること、同土地には竹林が生育していないこと等の事情を考慮し、近隣の宅地の地価を基に、宅地に対する価値の割合を約9割として算定された損害額が賠償された事例
- 【公表番号1846※1】 申立人が所有する避難指示解除準備区域（檜葉町）所在の建物の財物損害について、不動産鑑定士による評価額及び日本不動産鑑定士協会連合会作成の査定システムによる試算額等を参考に認定した原発事故当時の時価額に、価値減少率を乗じて算定した損害額（ただし、既払金を除く。）が賠償された事例
- 【公表番号1862※1】 申立人らが相続により取得した帰還困難区域（富岡町）に所在する土地の財物損害について、同土地の地目は畑であるものの、直接請求手続においては、そのうちの一部賃貸されていた部分については宅地と同等の評価（その余は畑としての評価）により賠償されていたところ、賃貸されていた部分以外も宅地造成がされていることが航空写真から裏付けられることを考慮し、宅地の平米単価を基準に評価額を算定し直し、立証の程度を考慮してその6割を乗じた額が賠償された事例

(ウ) 借地権 令和2年版201頁

(エ) その他不動産関連費用（修繕費用、高額設備、立木、墓、その他） 令和2年版202頁

- 【公表番号1607※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）の賃借物件において飲食店を営む申立人の財物損害として、直接請求手続においては構築物であるから支払の対象とはしないとされた改装工事費用、電気工事費用及び給水設備費用分が、建物付属設備として賠償された事例
- 【公表番号1674※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人らの自宅建物について、避難中の管理不能によりねずみの糞尿や雨漏りによる被害が生じるなどしたことから、同建物が特定避難勧奨地点のある行政区に存すること等をも踏まえ、平成27年5月頃及び平成29年9月頃に実施した修繕工事に係る費用の2割（ただし、既払金30万円を除く。）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1758※1】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、同所付近に墓を所有し、当該墓について東京電力の平成26年7月23日付けプレスリリースに基づく修理費用12万円の賠償を受けた後、当該墓を移転させた申立人について、賠償済みの修理費用に加えて墓の移転費用の一部を認めたとしても賠償の重複にはならないこと等を踏まえ、墓移転費用（ただし、移転先の近接性や移転に至った経緯等の事情も踏まえて移転費用に7割を乗じ、その金額から賠償済みの修理費用を控除した金額）が賠償された

## 事例

- 【公表番号1832※3】 居住制限区域（浪江町）から県外に避難した申立人について、避難に伴い緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に所在する墓地が遠方になったことから墓地の移転を要したとして墓地移転費用（東京電力の賠償基準において緊急時避難準備区域は賠償対象外である。）のうち7割が賠償された事例
- 【公表番号1848※1】 原発事故当時福島県外に居住し、原発事故後に居住制限区域（浪江町）に所在する墓の祭祀を承継した申立人が行った同墓の移転にかかる費用について、申立人が支出した額の7割が賠償された事例
- 【公表番号1871※2】 帰還困難区域（浪江町）から避難した申立人について、原発事故及びその後の避難により、申立人が設置して使用していた井戸2基について財物価値相当額と、帰還困難区域内にあった墓を県外へ移転するのに要した費用として墓地移転費用が、損害として認められた事例

### (オ) 住居確保損害 令和2年版204頁

- 【公表番号1586※8】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に居住し、避難先で新たに土地及び建物を購入した申立人が所有する同区域内の土地及び建物の財物損害について、東京電力の平成26年4月30日付けプレスリリースに基づく住居確保損害として、東京電力が自認した金額のほか、申立人らの提出した資料を踏まえ、新住居の水道工事に関する費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号1673※1】 申立人祖父と申立人父が共有する居住制限区域（浪江町）所在の不動産に係る住居確保損害について、東京電力の直接請求手続において支払われた不動産の財物賠償及び住居確保に係る費用の一部のほか、原発事故による避難後に申立人祖父及び亡祖母が入居した老人ホームの平成25年12月分から令和元年10月分までの入居等費用が賠償された事例
- 【公表番号1830※1】 帰還困難区域（大熊町）の自宅に居住していたが、原発事故後、いわき市に自宅を購入し移住した申立人について、新規取得不動産の代金相当額は賠償済みの旧住居の財物損害を超えるものとは認められないが、不動産取得に係る諸費用（登記費用、建物消費税、給水加入金、印紙代）は賠償されていなかったことを考慮して、財物損害とは別の住居確保に係る諸費用の賠償が認められた事例

### (カ) 事業用不動産 令和2年版206頁

- 【公表番号1587※2】 緊急時避難準備区域内の特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）において飲食店を営んでいた申立人らの所有する建物（自宅兼飲食店店舗）の財物損害について、特定避難勧奨地点に設定されたことで利用も管理も相当困難であったとして、同地点に指定されていた期間等を基に一定の価値減少を認めて算定した金額から、平成22年分所得税青色申告決算書における減価償却費の5年分を控除した金額が賠償された事例
- 【公表番号1728※3】 繁殖用の家畜を飼育するための直営農場や繁殖した家畜を肥育するための複数の施設や農場等を有し、家畜を肥育して出荷する畜産業を営んでいた申立会社について、原発事故により繁殖用の直営農場の所在地が避難指示区域となったため、再開できるまでの間、直営農場を閉鎖せざるを得なくなったとして、直営農場の使用不能期間に係る財物損害（平成27年4月から同年9月までの減価償却費から逸失利益の算定において控除されなかった同期間中減価償却費を控除した金額。）が賠償された事例
- 【公表番号1747※1】 帰還困難区域（大熊町）所在の賃貸用土地について、当該土地は隣接した2筆の土地（登記簿上、山林である土地①及び畑である土地②）であり、東京電力の直接請求手続において、課税情報が宅地であった土地①は固定資産税評価額に係数1.43を乗じて評価額が算定され、課税情報が準宅地であった土地②は不動産鑑定士に

より宅地並みとして評価額が算定され、単位面積当たりの評価額は土地②の方がわずかに高額となっていたが、両土地は同一建物の敷地で、両土地の間に区切りや高低差もなく共通一体のものとして利用されていること等から等価性があるとされた上、個別評価である不動産鑑定士による土地②の評価額を採用し、土地①にも土地②の単位面積当たりの評価額を適用して、直接請求手続における両土地の評価額との差額の賠償が認められた事例

【公表番号1749※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）でスポーツ関連施設を営んでいた申立会社の財物損害について、①施設設備の部品等につき、申立会社の主張するメーカー販売価格に数量を乗じた上で、立証の程度を考慮して3割を乗じた額が、②建物及び附属設備等につき、原発事故当時の価格を税法上の耐用年数ではなく実質的耐用年数に基づいて算定した上で既払額を控除し、立証の程度を考慮して8割を乗じた額が、それぞれ賠償された事例

## オ 動産 令和2年版208頁

### ア) 家財 令和2年版208頁

【公表番号1587※3】 緊急時避難準備区域内の特定避難勧奨地点（南相馬市原町区）に設定された申立人らの自宅建物内の一般家財について、居住制限区域内の家財と同等の財物賠償がされた事例

【公表番号1588※1】 帰還困難区域（大熊町）に自宅を有する申立人の高額家財等に係る財物賠償について、申立人の陳述等を基に価格評価を行い、東京電力の直接請求手続において支払があった動産の一部（ピアノ、ひな人形等）に対して追加賠償がされ、また、同手続においては支払がなかった動産の一部（テレビー式、薪ストーブ等）に対しても、同様に賠償がされた事例

【公表番号1596※2】 帰還困難区域（浪江町）の自宅に家財を残置し、直接請求手続において定額賠償を受けていた申立人が、特に高額の家財（テレビ、婚礼家具、ひな壇飾り、神棚、氏神）について、個別の財物賠償を受けた事例

【公表番号1664※2】 避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）内に自宅を有していた申立人に対し、原発事故当時は妻子を自宅に残して避難指示等対象区域外に単身赴任をしていたものの、同自宅に家財を保管していたことを考慮し、40万5000円の財物賠償（家財）が認められた事例

【公表番号1681※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）に居住していた申立人夫婦が所有する社交ダンス用衣装7着について、提出された資料等から1着当たり10万円と評価し、財物損害として賠償された事例

【公表番号1686※1】 緊急時避難準備区域（広野町）に居住していた申立人らが、地震で損壊した自宅屋根を原発事故のために修繕することができず、その間に生じた雨漏り等により汚損された家財（主として布製品）について、購入時価格についての裏付け書証までは存在しないこと、使用済みであること等を総合し、一般的な価格の14%相当額の賠償が認められた事例

【公表番号1781※1】 帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人らの、購入金額が一定額以上の家財について、東京電力による家財定額賠償に含まれないとして、着物及び家具の耐用年数を20年、電化製品の耐用年数を8年とした上で、残価率2割として経過年数に応じて算出した残存価格が賠償された事例

【公表番号1787※1】 帰還困難区域（双葉町）から避難した申立人が、自宅内に所有していた多数の家財（婚礼箆筒、ピアノ、着物、食器棚等）について、申立人が提出した写真、査定書及びカタログ等による立証の程度を考慮し、申立人が主張する額の5割ないし7割を購入金額と認定した上で、これに家財ごとの耐用年数（10年ないし40年）に相当する経年減価率を乗じて算定した原発事故当時の時価額（ただし、東京電力に対する直接請求手続における既払額を控除）が賠償された事例

- 【公表番号1795※1】 帰還困難区域（大熊町）所在の申立人らの自宅内にある高額家財（ピアノ、着物、箆笥、ひな人形、兜、鯉のぼり等計20点）及び農機具（トラクター）の財物損害について、写真や申立人らの説明等を踏まえ、それぞれ申立人らの主張する購入金額の2割又は東京電力が自認もしくは査定した額（ただし、それらの合計額から既払金20万円を除く。）が賠償された事例
- 【公表番号1799※1】 大熊町所在の工場を賃借してリネンサプライ業を営んでいた申立人が同工場において所有し、令和元年5月に国の中間貯蔵施設整備事業に基づき損失補償を受けていた工作物等の事業用資産について、取得時の価格を基準として、各財物の使用可能期間を検討して原発事故時の残価を算定した上、過年度の逸失利益の賠償に含まれる減価償却費相当額を割合的に控除した額が賠償された事例
- 【公表番号1811※2】 避難指示解除準備区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦）の、妻が所有していた着物や、平成22年12月から居住を開始した新築の自宅用に新調していた家電等の家財について、東京電力による定額賠償（大人2名分）には含まれない高額家財として財物賠償が認められたほか、家族別離が生じたことによる精神的苦痛について、日常生活阻害慰謝料が増額して賠償された事例
- 【公表番号1832※2】 居住制限区域（浪江町）から県外に避難した申立人について、財物損害（人形等）が賠償された事例
- 【公表番号1847※4】 住民票が避難指示解除準備区域（双葉町）にあったが単身赴任又は大学進学のため関東地方に居住していた申立人ら（父、二男）について、自宅に置いていた家財の財物賠償が認められた事例
- 【公表番号1858※1】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（姉妹）が自宅に保管していた高額の着物につき、写真等の客観的資料はなかったものの、申立人らから詳細な事情を聞いた上で残価率及び立証度を乗じて一部（主張金額の6%）が賠償された事例

(イ) その他個人用動産 令和2年版211頁

- 【公表番号1764※3、※4】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（夫婦及び夫の母）について、財物損害として、原発事故の直前にまとめ買いをしていた犬の餌について購入代金相当額が、避難により置き去りにせざるを得ずに死滅した鳥15羽について価値相当額がそれぞれ賠償された事例
- 【公表番号1781※1】 帰還困難区域（大熊町）に居住していた申立人らの、購入金額が一定額以上の家財について、東京電力による家財定額賠償に含まれないとして、着物及び家具の耐用年数を20年、電化製品の耐用年数を8年とした上で、残価率2割として経過年数に応じて算出した残存価格が賠償された事例

(ウ) 事業用動産 令和2年版212頁

- 【公表番号1560※1】 帰還困難区域（浪江町）所在の申立人が所有する農機具の財物損害について、直接請求手続においては東京電力の評価に基づいて賠償されていたが、農機具の取得価額、耐用年数及び原発事故時点における経過年数等を考慮し、最終残価率を2割として賠償額を約916万円と算定し、これより直接請求手続における既払分約253万円を控除した約663万円が追加賠償された事例
- 【公表番号1620※5】 居住制限区域（浪江町）から避難した申立人らの農機具に係る財物損害につ取得価額、耐用年数及び原発事故時点における経過年数等を考慮し、最終残価率を2割、耐用年数を30年（トラクターは40年）として算定した金額から直接請求手続において支払われた金額を控除した234万8757円が賠償された事例
- 【公表番号1698※4】 居住制限区域（浪江町）において農業を営んでいた申立人の財物損害（農機具）について、東京電力の算定に基づいて直接請求において賠償されていたが、

賠償の対象となる農機具の範囲、取得価格、取得後原発事故までの経過年数、残価率等を見直した結果、約1170万円が追加賠償された事例

【公表番号1749※1】 避難指示解除準備区域（浪江町）でスポーツ関連施設を営んでいた申立会社の財物損害について、①施設設備の部品等につき、申立会社の主張するメーカー販売価格に数量を乗じた上で、立証の程度を考慮して3割を乗じた額が、②建物及び附属設備等につき、原発事故当時の価格を税法上の耐用年数ではなく実質的耐用年数に基づいて算定した上で既払額を控除し、立証の程度を考慮して8割を乗じた額が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1778※2】 居住制限区域（浪江町）において理容業を営んでいた申立人について、営業用資産の財物損害として、原発事故時の価格を購入時期等も考慮して取得価格の1割とし、原発事故の影響割合を5割として算定した額が賠償された事例

【公表番号1791※2】 居住制限区域（飯館村蕨平行政区）から避難した申立人が所有するトラクター等の農機具のうち、前回の申立てにおいて和解の対象とならなかったものについて、新たに提出された資料に基づいて財物損害の賠償が認められた事例

【公表番号1795※1】 帰還困難区域（大熊町）所在の申立人らの自宅内にある高額家財（ピアノ、着物、箆笥、ひな人形、兜、鯉のぼり等計20点）及び農機具（トラクター）の財物損害について、写真や申立人らの説明等を踏まえ、それぞれ申立人らの主張する購入金額の2割又は東京電力が自認もしくは査定した額（ただし、それらの合計額から既払金20万円を除く。）が賠償された事例

【公表番号1856※2】 帰還困難区域（浪江町）において薪製造販売業を営んでいた申立会社の所有する事業用資産（薪、木材、什器備品）について、財物損害（ただし、数量や価格等の立証の程度を踏まえて認定した損害額。）が賠償された事例

カ その他（津波被害との関係、所有権留保、窃盗被害等） 令和2年版219頁

## 第2 政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害 （中間指針第4） 令和2年版220頁

## 第3 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害（中間指針第5） 令和2年版222頁

### 1 中間指針等の整理 令和2年版222頁

### 2 当該指針等に関する和解事例 令和2年版223頁

#### (1) 営業損害 令和2年版223頁

##### ア 同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合の減収分 令和2年版223頁

【公表番号1601※1】 県南地域において木材加工の過程で生じる樹皮の販売等を行っていた申立会社について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされたことにより生じた平成29年1月から同年12月までの逸失利益（原発事故の影響割合5割）等の賠償が認められた事例

【公表番号1665※1】 県南地域（白河市）においてしいたけ栽培業等を営む申立人の平成30年分の営業損害（逸失利益）について、原発事故によって放射性物質に汚染されたほど木の廃棄が未了であり、平成31年4月時点でも収穫したしいたけから基準値を超える放射性物質が検出されたため出荷することができなかったこと等から、同損害と原発事故との間に相当因果関係を認めた上で、申立人の米栽培事業は、原発事故後に増収となっているもの

の、米栽培としいたけ栽培の繁忙期は異なること等を考慮し、しいたけ栽培に係る営業損害の算定では考慮せず、原発事故の影響割合を9割として賠償された事例

【公表番号1697※1】 茨城県において原木しいたけ栽培業を営む申立会社について、出荷制限・自粛を回避するために露地栽培から施設栽培に切り替えたことなどによって生産量が減少して減収が生じたとして、平成28年8月から平成30年3月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号1701※1】 自主的避難等対象区域（福島市）において農業を営む申立人らのユズに係る平成31年4月から令和2年3月までの営業損害（逸失利益）について、ユズに出荷制限が課せられていることや申立人らが提出した資料による立証の程度等を考慮し、申立人らの主張するユズの個数に基づく請求額の概ね5割の限度で賠償された事例

【公表番号1759※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）において漁業を営む申立人の平成28年9月から平成29年12月までの逸失利益について、同期間においては試験操業が開始されたものの操業時間及び区域、出荷態様等の制限があったこと並びに風評被害による売上減少もあったこと等を踏まえ、原発事故と相当因果関係のある損害が発生したことを認めた上で、従前の期間についての賠償額算定の際に適用した貢献利益率が申立人の事業の実態よりも高いこと等を考慮し、売上減少分に上記貢献利益率を乗じた額の8割の賠償が認められた事例

【公表番号1798※1】 自主的避難等対象区域（福島市）において農業を営む申立人らのユズに係る令和2年4月から令和3年3月までの営業損害（逸失利益）について、福島市産のユズに依然として出荷制限が課せられていることから、原発事故との相当因果関係は認めた上で、販売可能なユズの個数に関する立証の程度等を考慮し、請求額の5割の限度で賠償された事例

【公表番号1845※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）で自生するまつたけの販売業を営んでいた申立人の平成29年以降の営業損害について、前々件の和解仲介手続において東京電力の平成28年12月26日付けプレスリリース「農林業者さまに対する2017年1月以降の営業損害賠償等に係るお取り扱いについて」の枠組みにより直近の年間逸失利益の3倍相当額が、前件の和解仲介手続においてその超過分（令和2年分まで）が賠償されたものの、令和3年までの間、まつたけの出荷制限が継続されていることから、原発事故との相当因果関係を認め、平成28年12月以前と同様の算定方法により令和3年分まで5年分の損害額を算定した上で、収穫量や販売価格の変動等を考慮し、原発事故の影響割合として8割を乗じ、かつ、上記既払金を控除した残額が賠償された事例

## イ 同指示等に伴い、事業に支障が生じた場合及び支障を避けるための追加的費用 令和2年版228頁

【公表番号1567※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において農業を営む申立人について、平成27年5月に除染が完了するまで、田の作付制限により米の生産ができず、田面（本来、稲を作付けする箇所）が荒廃することを防止するため、平成23年3月から平成27年12月までの間、申立人自身で草刈り機を用いて田面の雑草・小木等を刈り取っていた作業の労賃相当額が営業損害（追加的費用）として賠償された事例

【公表番号1601※4】 県南地域において木材加工の過程で生じる樹皮の販売等を行っていた申立会社について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされたことにより生じた平成29年1月から同年12月までの防塵マスク購入費用、保管費用及び処分のための処分のための業務委託費の追加的費用（費用出捐の内容に応じて、必要性、相当性等を考慮し、支出額の2割ないし10割）等の賠償が認められた事例

【公表番号1640※1】 会津地方においてしいたけの植菌及び栽培事業を営む申立会社の平成31年2月から3月までの間に購入した原木に係る営業損害（追加的費用）について、原発事故により原木の価格が高騰したとして、原発事故前の原木の単価と上記購入した原木の



単価との差額に、申立会社が原発事故前に保有していた原木の本数である2200本ではなく、原発事故当時有していた事業計画等を考慮して、実際に上記平成31年に購入した原木の全本数である6500本を乗じた額（ただし、原発事故の影響割合とした8割の限度）が賠償された事例

【公表番号1668※1】 栃木県内において腐葉土等の生産及び販売等を行うことを業としていた申立会社が、平成23年8月に申立会社が保管中であった腐葉土等の一部から国の定める暫定許容値を超える放射性物質が検出されたことを受けて平成28年に実施した腐葉土等の廃棄処分に係る費用について、申立会社が負担した処分費用の約9割に相当する3500万円が賠償された事例

【公表番号1697※2】 茨城県において原木しいたけ栽培業を営む申立会社について、出荷制限・自粛を回避するために平成25年2月から同年5月までの間に支出した人工ほだ場建設費用等の追加的費用（ハウス建設関連費用については原発事故の影響割合を3割として算定。）が賠償された事例

#### ウ 同指示等の対象品目の加工・流通業者についての減収分及び追加的費用 令和2年版229頁

【公表番号1612※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）においてきのこの加工販売業等を営む申立会社の風評被害による営業損害（逸失利益）について、取扱品目（出荷制限された原材料を使用した品目を含む）や原発事故後の事業所ごとの売上げ推移の状況、販売の形態及び事業所の位置等を考慮して、平成27年8月から平成29年7月まで、原発事故の影響割合を、本店分については6割又は5割、福島県内の加工所分については6割又は3割、福島県外の支店分については1割として、賠償された事例

#### エ 同指示等の解除後の減収分及び追加的費用 令和2年版229頁

【公表番号1567※1】 緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において農業を営む申立人について、平成27年5月に除染が完了するまで、田の作付制限により米の生産ができず、田面（本来、稲を作付けする箇所）が荒廃することを防止するため、平成23年3月から平成27年12月までの間、申立人自身で草刈り機を用いて田面の雑草・小木等を刈り取っていた作業の労賃相当額が営業損害（追加的費用）として賠償された事例

#### (2) 就労不能損害 令和2年版230頁

#### (3) 検査費用 令和2年版230頁

### 第4 その他の政府指示等に係る損害（中間指針第6） 令和2年版231頁

#### 1 中間指針等の整理 令和2年版231頁

#### 2 当該指針等に関する和解事例 令和2年版232頁

【公表番号1792※1、※2】 福島県内の複数店舗において自動車販売・整備業を営む申立会社について、洗車設備から発生する汚泥について、基準値以上の放射性物質が検出された場合には放射性物質汚染対処特措法による指定廃棄物としての処理が必要となるため、①平成29年7月から同年12月までに実施した汚泥の放射能検査費用（ただし、検査の必要性等を考慮して請求金額の5割）及び②平成29年9月に実施した、放射能検査までの間に店

舗に滞留した汚泥の現況調査費用（ただし、調査の必要性等を考慮して請求金額の1割）が賠償された事例

## 第5 いわゆる風評被害について（中間指針第7） 令和2年版234頁

### 1 一般的基準（中間指針第7の1） 令和2年版234頁

### 2 農林漁業・食品産業の風評被害（中間指針第7の2・第三次追補） 令和2年版236頁

#### (1) 中間指針等の整理 令和2年版236頁

#### (2) 当該指針等に関する和解事例 令和2年版239頁

##### ア 福島県内 令和2年版239頁

【公表番号1568※1】 原発事故当時、白河市で原木しいたけの栽培及び販売業を営んでいたが、しいたけの出荷停止措置や風評被害等の影響もあって平成25年5月から他の農産物の栽培に転じ、その後平成29年4月に廃業した申立人の営業損害について、原発事故前の平成20年分から平成22年分までの各年間利益の平均額を基準とした利益の減少額に、平成27年1月分から同年12月分まで原発事故の影響割合を5割、平成28年1月分から同年12月分まで同割合を2割5分として算定された額が賠償された事例

【公表番号1575※1】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域（南相馬市鹿島区）において農業を営んでいた申立人の、行政による出荷制限が課せられていない農作物（干し柿）に係る平成30年の営業損害（逸失利益）について、その他農産物の売上げを考慮すると増収が認められるものの、原発事故と相当因果関係のある風評被害による売上げの減少であると認めた上で、原発事故の影響割合を8割として賠償された事例

【公表番号1601※1～※3】 県南地域において木材加工の過程で生じる樹皮の販売等を行っていた申立会社について、原発事故に伴う放射性物質の影響により樹皮の取引の停止を余儀なくされたことにより生じた平成29年1月分から同年12月分までの逸失利益（原発事故の影響割合5割）のほか、樹皮及び木材の検査費用（費用出捐の内容に応じて、必要性、相当性等を考慮し、支出額の2割ないし5割）の賠償が認められた事例

【公表番号1604※1】 自主的避難等対象区域（福島市）において果樹苗木の生産販売業等を営む申立会社が、原発事故により輸出先からの要請で作業場所を県外に変更することを余儀なくされたとして、平成26年6月から平成27年5月までの県外作業場への出張費用（原発事故前に出捐していた出張費用との差額）が賠償された事例

【公表番号1611※1】 緊急時避難準備区域（田村市）において山野草の販売・観覧等の事業を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、顧客の多くが相双地域の居住者であって避難の継続を余儀なくされていた者が多かったこと、申立人の事業場所が旧警戒区域に近い山の中であること、田村市の原発事故後の観光客数が平成22年に比べて半減し、平成30年に至るまで全く回復していないなど風評被害が発生していること等を考慮して、平成29年1月分から平成30年12月分まで（原発事故の影響割合は、平成29年分については4割、平成30年分については2割）の賠償が認められた事例

【公表番号1651※1】 会津地方において材木の販売等を営む申立会社について、平成30年7月から平成31年3月まで、原発事故の影響割合を3割として、風評被害による営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号1680※1】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住し、副業として農業（米）に従事していた申立人の平成25年4月から平成27年3月までの営業損害（逸失利益）について、原発事故前の確定申告は申立外父の名義で行っていたものの、実際には申立人が農業に従事していたものと認め、原発事故前の売上高に米の全国平均価格係数を乗じた上で出

- 荷経費を控除して算出した額に原発事故の影響割合として5割を乗じた額が賠償された事例
- 【公表番号1689※1】 自主的避難等対象区域（相馬市）において魚介類の卸売り及び直売業並びに飲食業を営む申立人について、平成28年8月から平成30年7月までの営業損害（追加的費用）として、仕入先が遠方になったことや観光客の減少による売上げの減少を補うために営業時間を増加変更したことによって生じた人件費（給料手当等）の一部（原発事故の影響割合を期間及び費目に応じて1割ないし4割とする。）が賠償された事例
- 【公表番号1704※1】 福島県において水産物の加工業及び販売業等を営む申立会社が、原発事故に伴い平成29年3月から平成31年2月までの間に実施した放射線検査費用について、原発事故の影響割合として、①輸出用製品分のうち規制国分については8割、無規制国分については5割、②国内用製品分については5割、③製造過程において使用する井戸水分については2割とそれぞれ考慮して算出した金額が賠償された事例
- 【公表番号1714※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）において水産物の仲卸業を営み、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく請求においては相当因果関係が認められないとして年間逸失利益の1倍相当額の賠償を受けた申立会社の平成27年8月分以降の営業損害（逸失利益）について、避難指示等対象区域内にある一部の取引先に係る減収額に貢献利益率を乗じた上で、原発事故前からの申立会社の売上減少傾向も考慮し、原発事故の影響割合を8割として算定した損害額（ただし、上記1倍相当額の既払金を除く。）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1719※1】 会津地方できのこの栽培・缶詰加工・販売業を営み、平成28年分まで原発事故と相当因果関係のある範囲の営業損害（逸失利益）の賠償を受けていた申立人について、平成28年末までには事実上廃業状態に至ったとして、缶詰加工場の諸機材及び平成21年に実施した缶詰加工場の改修工事の残存価値分（経過年数を考慮し、諸機材については取得価額（立証の程度を考慮し申立人主張の金額の7割とされている。）の2割、缶詰加工場の改修工事については工事価格の7割。）に原発事故の影響割合を考慮し更に4割を乗じた金額が営業損害（廃業損害）として賠償された事例
- 【公表番号1739※1、※2】 自主的避難等対象区域で牧場を営み、堆肥等の販売や牧草を栽培していた申立人の営業損害として、平成24年3月から令和元年12月までの堆肥販売に係る賠償のほか、売れ残った堆肥が滞留して増加し続けたため、平成25年以降所有する牧草地に大量の堆肥を散布し続けることで処理せざるを得なくなったことによって牧草の収穫が困難になった事情を踏まえ、既に賠償を受けた生産年分以降の平成28年産の牧草の販売に係る損害の賠償が認められた事例
- 【公表番号1745※1、※2】 会津地方でしいたけの原木栽培及び漢方薬の原料となるホオノキ等の採取販売業を営む申立人について、原発事故前はしいたけ栽培用の原木を購入することなく入手していた事情等を考慮して平成27年に購入した原木の購入費用分の賠償が認められたほか、原発事故の影響によって申立人のホオノキ等の販売先とその取引先との間で福島県産のホオノキ等の取引が停止され、申立人がホオノキ等を出荷できない状況が継続している事情等を考慮して平成28年1月から令和2年12月までのホオノキ等の採取販売に係る逸失利益（影響割合は平成28年1月から平成30年12月までは5割、平成31年1月から令和2年12月までは4割。）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1748※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）において、福島県及び他県の漁港で水揚げされた海産物の卸売業及び運送業を営む申立人の平成30年1月から同年12月までの営業損害（逸失利益）について、原発事故の影響を受けた福島県内の漁港に係る売上げの減少分のみを対象とした上で、平成20年度から平成22年度までの3年間（それぞれ会計期間は前年6月から当年5月まで）の売上げの平均を用いて対象期間の減収分を算定し、これに原発事故の影響割合として7割を乗じて算定した損害額が賠償された事例
- 【公表番号1754※1】 自主的避難等対象区域（伊達市）において農業を営む申立人らの風評被害による逸失利益について、直接請求手続においては、申立人らの栽培する果実（桃、柿及びりんご）のうち、桃及び柿については原発事故前と比較した販売単価の下落により減

収が認められるものの、りんごについては販売単価の上昇によって、桃及び柿の減収額とほぼ同額の増収があったため損益を通算して損害がないとされたが、平成31年におけるりんごの販売単価の上昇には不作等の影響があったことを考慮し、桃及び柿のみを対象として販売単価の下落による減収分が算定され、平成31年1月分から令和元年12月分までの逸失利益として賠償された事例

【公表番号1759※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）において漁業を営む申立人の平成28年9月から平成29年12月までの逸失利益について、同期間においては試験操業が開始されたものの操業時間及び区域、出荷態様等の制限があったこと並びに風評被害による売上減少もあったこと等を踏まえ、原発事故と相当因果関係のある損害が発生したことを認めた上で、従前の期間についての賠償額算定の際に適用した貢献利益率が申立人の事業の実態よりも高いこと等を考慮し、売上減少分に上記貢献利益率を乗じた額の8割の賠償が認められた事例

【公表番号1779※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）で自生するまつたけの販売業を営んでいた申立人の平成29年2月以降の逸失利益について、前件において東京電力プレスリリース（平成28年12月26日付け）の枠組みにより直近の年間逸失利益の3倍相当額が賠償されたものの、令和2年までの間、まつたけの出荷制限が継続されていることから、原発事故との相当因果関係を認め、前件及び前々件と同様の算定方法により令和2年分まで4年分の損害額を算定した上で、収穫量や販売価格の変動等を考慮し、原発事故の影響割合として8割を乗じ、かつ、上記既払金を控除した残額が賠償された事例

【公表番号1783※1】 県南地域でそばを栽培し販売していた申立人の風評被害に伴う販売価格の下落による平成31年1月から令和元年12月までの営業損害について、直接請求手続においては原発事故前のそば1俵の基準単価につき、原発事故前3年間の平均を用いるとするものの、販売単価を示す資料がない年については、原発事故後である令和元年の市場単価に基づき推計した上で、これを9659円とし、かかる基準単価と令和元年の販売単価6000円との差額に、申立人の平成22年当時の販売数量を乗じた額が損害額とされたが、これを算定し直し、原発事故前の基準単価につき、販売単価を示す資料がない年については、原発事故前である平成22年の市場単価に基づき推計した上で、事故前3年間の平均額である1万9955円とし、かかる基準単価と令和元年の販売単価6000円との差額に、申立人の令和元年の販売数量を乗じた額が賠償された事例

【公表番号1796※1】 自主的避難等対象区域（伊達市）において農業（ぶどう、あんず、柿等）を営む申立人の風評被害に伴う営業損害（令和2年分）について、対象となる品目の原発事故前からの販売価格の下落額を算定するに当たり、直接請求手続においては、原発事故前と令和2年とで当該品目の出荷先が異なる場合には、その品目について事故前に販売実績があったとしても、販売実績がないものとして市場単価に基づき事故前の単価が推計されていたところ、この算定方法を見直し、事故前と令和2年とで当該品目の出荷先が異なる場合でも、その品目についての事故前の別の出荷先への販売単価を事故前の単価とし、これと令和2年の販売単価との差額（下落額）に令和2年の販売数量を乗じた額（ただし、原発事故からの時間の経過を考慮し影響割合6割を乗じたもの。）が賠償された事例。

【公表番号1863※1】 自主的避難等対象区域（福島市）において果樹苗木の生産販売業等を営む申立会社の営業損害（追加的費用）について、原発事故により他県産の苗木を入手したり、作業場所を県外に変更したりすることが必要となったとして、平成27年6月分から平成29年5月分までの出張費用（ただし、原発事故の影響割合を9割として算定。）が賠償された事例

## イ 福島県外のうち、指針上明記されている都道府県 令和2年版246頁

【公表番号1578※1】 群馬県において米の自家販売を行っていた申立会社の平成26年産及び平成27年産の米に係る営業損害（逸失利益）について、安全・安心に特に関心が高い

個人客が購入すると考えられる有機米と有機米以外の米との区別なく、個人客に対する販売に係る減収分は原発事故の影響割合を平成26年産分は7割、平成27年産分は5割として算定された金額が賠償されたほか、業者に対する販売に係る減収分についても原発事故の影響割合を平成26年産分は3割、平成27年産分は1割として算定された金額が賠償された事例

【公表番号1594※1】 茨城県において原木しいたけの生産販売業を営んでいた申立人らの風評被害に基づく営業損害（逸失利益）について、単に基準年度の売上高と請求年度の売上高との差額を基に算定するのではなく、原発事故当時の増産計画による売上げ増加の計画について実現の蓋然性を一部認め、その範囲の金額を基準年度の売上高に加算した金額と請求年度の実際の売上高との差額を算定し、その上で、平成30年1月分から同年12月分まで、原発事故の影響割合を8割として賠償された事例

【公表番号1667※1】 岩手県で陶芸用の薪の加工販売業を営む申立会社が取引先からの要望により、平成30年8月から令和元年7月までに実施した薪の放射線量低減作業（樹皮の剥ぐ方法による。）について、作業の必要性や支出費用に関する資料の提出状況等を考慮し、作業に要した費用の約3分の1に相当する16万円が賠償された事例

【公表番号1684※1】 宮城県において川魚を養殖し、地元の観光宿泊施設等に販売していた申立人について、原発事故の風評被害により平成29年1月から同年12月までの間に減収が生じたことを認め、宮城県内の天然川魚の一部が依然として出荷制限となっていることや申立人の取引先の多くが所在する地区の観光客入込数が回復傾向にあること等も踏まえ、原発事故の影響割合を3割として上記期間の逸失利益が賠償された事例

【公表番号1697※1】 茨城県において原木しいたけ栽培業を営む申立会社について、原発事故の風評被害及び放射能汚染に起因する原木の供給量の低下による品質低下等によって減収が生じたとして、平成28年8月から平成30年3月までの逸失利益が賠償された事例

【公表番号1727※1】 岩手県において水産加工品の製造販売業を営む申立会社の風評被害によって廃棄を余儀なくされた在庫商品に係る損害につき、年ごとに原発事故の影響割合を考慮し（平成23年及び平成24年仕入分は5割、平成25年仕入分は2割、平成26年仕入分は1割）、平成23年から平成26年までに仕入れた原材料等の廃棄在庫相当額（約8822万円）及び平成27年11月から令和2年6月までに在庫を廃棄する際に要した費用（約477万円）の賠償が認められた事例

【公表番号1743※1】 岩手県でしいたけの原木栽培業を営む申立人について、岩手県のしいたけ生産量が令和元年度においても原発事故前である平成22年度と比べて減少しているなどの事情を踏まえ、申立人が原発事故前から生産規模を拡大する計画を有していたことから、当該計画に基づき原発事故がなかった場合に想定された申立人の売上高を基準に対象期間である平成31年1月から令和元年12月までの生産量の減少率を乗じて算定した風評被害による逸失利益と、予定していた植菌ができなかった原木数に基づき算定した平成31年の植菌断念分による逸失利益の賠償が認められた事例

## ウ 福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県 令和2年版252頁

【公表番号1672※1～※3】 栃木県内においてきのこ菌床栽培用のおが粉を生産・販売している申立人について、平成30年3月から平成31年3月までの製品検査費用（測定費用、検体送料）及び平成30年4月から平成31年3月までの原木の高圧洗浄作業に要した費用（人件費増加分、水道料増加分、フォークリフトのリース料。ただし、リース料の支払時期は平成23年5月から平成29年5月までのもの。）のほか、平成30年4月から平成31年3月までの逸失利益について原発事故の影響割合を2割として賠償された事例

【公表番号1784※1、※2】 新潟県で原木乾しいたけ栽培業を営む申立人について、風評被害による営業損害として、平成23年12月から平成26年12月までの逸失利益（原発事故の影響割合を4割として算定。）及び平成23年3月から平成26年12月までの追加

的費用として乾しいたけ冷温保管費用（原発事故の影響割合を7割として算定。）が賠償された事例

### 3 観光業の風評被害（中間指針第7の3） 令和2年版254頁

#### (1) 中間指針等の整理 令和2年版254頁

#### (2) 当該指針等に関する和解事例 令和2年版256頁

##### ア 福島県内 令和2年版257頁

【公表番号1611※1】 緊急時避難準備区域（田村市）において山野草の販売・観覧等の事業を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、顧客の多くが相双地域の居住者であって避難の継続を余儀なくされていた者が多かったこと、申立人の事業場所が旧警戒区域に近い山の中であること、田村市の原発事故後の観光客数が平成22年に比べて半減し、平成30年に至るまで全く回復していないなど風評被害が発生していること等を考慮して、平成29年1月分から平成30年12月分まで（原発事故の影響割合は、平成29年分については4割、平成30年分については2割）の賠償が認められた事例

【公表番号1713※1】 会津地域においてペンションを営む申立人の風評被害による営業損害（逸失利益）について、東京電力の直接請求手続では原発事故直前年度の平成22年1月から同年12月までの売上げを基準期間の売上額として算定されたが、申立人が平成21年及び平成22年において親戚の看護等のため休業していた期間があること等を考慮し、平成18年から平成22年までの5年間（それぞれ1月から12月まで）の売上げの平均を基準期間の売上額とし、平成23年3月分から平成27年7月分までの逸失利益及び東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づく平成27年8月分以降の損害が賠償された事例（ただし、直接請求手続における既払金を控除している。）

【公表番号1735※1】 自主的避難等対象区域（相馬市）で旅館業を営み、東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づき対象期間の逸失利益額の2倍分の賠償を受けた申立人の営業損害（逸失利益）について、直接請求手続において賠償を受けた平成26年1月から平成27年7月までの逸失利益の算定の際、旅館に設置した自動販売機の売上げが計上されていなかったことを踏まえ、逸失利益の算定方法を見直し、同期間の自動販売機の売上げに係る逸失利益（129万7937円）の追加賠償を認めた事例

##### イ 福島県外のうち、指針上明記されている都道府県 令和2年版257頁

【公表番号1724※1】 茨城県において遊漁船業を営む申立人の平成23年3月分から平成30年3月分までの営業損害（逸失利益）について、申立人に発生した費用の固定費及び変動費への振り分け方法を見直すことで、東京電力の直接請求手続において採用された貢献利益率が見直され、その結果の増額分が賠償された事例

##### ウ 福島県外のうち、指針上明記されていない都道府県 令和2年版259頁

【公表番号1859※1】 福島県外の東北地方で観光関連の事業を営む申立会社について、原発事故の影響により観光客が減少したことに伴う平成24年3月から平成27年3月までの逸失利益（原発事故の影響割合については平成24年3月から平成25年3月まで3割、同年4月から平成26年3月まで2割、同年4月から平成27年3月まで1割）の賠償が認められた事例

### 4 製造業、サービス業等の風評被害（中間指針第7の4） 令和2年版26

## 1 頁

### (1) 中間指針等の整理 令和2年版261頁

### (2) 当該指針等に関する和解事例 令和2年版262頁

#### ア 福島県内 令和2年版262頁

【公表番号1593※1】 自主的避難等対象区域（川俣町）において工業製品の加工等を営んでいた申立会社について、主要な取引先が福島第一原子力発電所から一定の距離の範囲内で製造された製品の購入等を禁止する方針をとったことから、同範囲内に所在する複数の工場の機能を、同範囲外に所在する工場に移転したところ、劣化していた移転先工場の建物の屋根や浄化槽等の補修が必要となり平成28年9月から平成31年1月までに支出した補修費用につき、原発事故の影響割合等を考慮の上、およそ8割の賠償が認められた事例

【公表番号1609※1～※3】 自主的避難等対象区域（いわき市）において木材の製材、加工、販売を営む申立会社の平成27年4月から平成28年3月までの営業損害（逸失利益、検査費用、追加的費用）について、同期間の福島県産の製材出荷量やいわき市における木造建築の確認申請受付件数が原発事故前3か年の平均値よりも上回っていることが統計上うかがわれたものの、申立会社が顧客に対して行ったアンケート調査の結果等を踏まえ、検査費用及び追加的費用については全額が、逸失利益については原発事故の影響割合を、原発事故による影響が特に強いと考えられる商品に係る売上げの減少分については7割、その他の商品等に係る売上げの減少分については2割として算定した額が、それぞれ賠償された事例

【公表番号1612※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）においてこの加工販売等を営む申立会社の風評被害による営業損害（逸失利益）について、取扱品目（出荷制限された原材料を使用した品目を含む）や原発事故後の事業所ごとの売上げ推移の状況、販売の形態及び事業所の位置等を考慮して、平成27年8月から平成29年7月まで、原発事故の影響割合を、本店分については6割又は5割、福島県内の加工所分については6割又は3割、福島県外の支店分については1割として、賠償された事例

【公表番号1678※1】 会津地方において下水汚泥処理事業等の複数の事業を営む申立会社の平成25年4月から平成28年3月までの下水汚泥処理事業に係る営業損害（逸失利益）について、上記期間の中には会社全体の売上高が事故前よりも増加している時期もあるものの、下水汚泥処理事業が他の事業とは工程及び人的・物的資源において独立していること等から、下水汚泥処理事業単体の売上高の減少額に基づいて算定するのが相当であるとした上で、原発事故の影響割合（8割）等を考慮して算定した金額が賠償された事例

【公表番号1679※1】 会津地域（南会津郡）において、農業体験等の田舎での生活を希望する顧客を対象とする不動産取引の仲介業等を営む申立人の平成27年8月分以降の営業損害（逸失利益）について、原発事故の風評被害による不動産取引の減少を踏まえ、年度ごとに原発事故の影響割合（5割から2割へと漸減）を考慮しながら損害額を算定し、当該算定額と直接請求手続における既払分（東京電力の平成27年6月17日付けプレスリリースに基づいた直接請求に対して支払われた申立人の年間逸失利益の1倍相当額）との差額分が賠償された事例

【公表番号1688※1、※2】 自主的避難等対象区域（福島市）において食品の製造販売業を営む申立会社について、東京電力の直接請求手続においては平成23年3月から同年8月までの営業損害（逸失利益）を算定するに当たり、貢献利益率を製造業の平均利益率である32%としたが、申立会社の実績による貢献利益率は上記よりも高いとして、これによる差額が賠償されたほか、平成28年7月から平成30年12月までの食品の製造過程で利用する井戸水の検査費用の約7割が賠償された事例

【公表番号1726※1】 福島県内で複数の幼稚園等を運営する申立人が郡山市で運営する幼稚園事業のみを対象にした平成27年8月から平成29年3月までの営業損害（逸失利益）について、申立人の事業全体では原発事故前と比べて売上げが増加しているものの、郡山市

の幼稚園事業単体においては、原発事故による同市の乳幼児人口の減少等を原因とする売上減少の継続が認められたことから、同事業のみを対象として営業損害を算定することとした上、原発事故の影響割合を、平成27年8月から平成28年3月までは9割、同年4月から平成29年3月までは5割として算定した金額が賠償された事例

【公表番号1804※1】 自主的避難等対象区域において原発事故の数か月前に土業を開業した申立人の平成23年3月から同年12月まで（以下「対象期間」という。）の営業損害（逸失利益）について、申立人が開業前に顧客として想定していた業者等が原発事故による風評被害の影響を受け売上が落ち、申立人としては商圈喪失により損害を被ったことを考慮して、対象期間の想定売上額から対象期間の実際の売上額を控除した上で、さらに震災及び津波被害による影響割合を考慮してその約5割の金額が賠償された事例

【公表番号1821※1】 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を経営する学校法人である申立人が、原発事故による避難に伴い新入児童生徒が減少したとして、自主的避難等対象区域内の小中学校についての平成27年度から令和元年度までの営業損害（逸失利益）の賠償を請求した事案において、法人全体で見れば原発事故後から増収していることが認められるものの、原発事故とは無関係な事情による増収であるとして、小学校については平成27年度から令和元年度まで原発事故の影響割合を6割から1割として、中学校については平成27年度から平成29年度まで同影響割合を6割から2割として、それぞれ賠償が認められた事例

【公表番号1868※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）において予備校を経営していた申立人の平成26年3月から令和2年2月までの売上減少による営業損害について、申立人が平成24年と平成27年の2度にわたり教室を移転しており、特に2度目の移転後の事業形態が原発事故当時とは大きく異なることを考慮して経費算定をした上で、教室の移転や事業形態の変更については申立人の経営判断の側面があることから原発事故の影響割合を6割ないし2割とみて賠償額が算定された事例

#### イ 福島県外 令和2年版267頁

### 5 輸出に係る風評被害（中間指針第7の5） 令和2年版270頁

#### (1) 中間指針等の整理 令和2年版270頁

#### (2) 当該指針等に関する和解事例 令和2年版271頁

##### ア 福島県内 令和2年版271頁

##### イ 福島県外 令和2年版271頁

【公表番号1851※1】 エジプト等に冷凍魚を輸出する申立会社の平成30年3月から令和3年4月までの冷凍魚の放射線検査費用について、冷凍魚の産地、輸出先国の輸入規制の有無・内容、取引先からの検査要請の有無、検査実施時期に応じて、原発事故の影響割合を10割ないし2割として賠償された事例

### 6 その他風評被害 令和2年版273頁

## 第6 いわゆる間接被害（中間指針第8） 令和2年版275頁



## 1 中間指針等の整理 令和2年版275頁

## 2 当該指針等に関する和解事例 令和2年版275頁

【公表番号1566※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）において、工業製品等の卸売業を営んでいた申立会社について、取引先の事業者が有していた避難指示区域内の工場が操業を停止したことにより取引先を喪失したことを考慮し、平成27年8月分から平成28年4月分までの間接損害による逸失利益が認められた事例（原発事故による影響割合は、当初の6割から1割まで漸減）

【公表番号1599※1】 自主的避難等対象区域（田村市）内において、農業用肥料の製造、販売等を営む申立会社の平成27年9月分から平成30年4月分までの営業損害（逸失利益）について、販売地域内の一部作物については作付制限が出されていたこと等を考慮して原発事故と売上げの減少との間に相当因果関係を認めた事例（特に原発事故の影響が強いと考えられる作物に係る肥料については、その影響割合を当初の5割から2割まで漸減。その他の作物に係る肥料等については、原発事故の影響割合を1割とし、終期を平成28年6月分までとした。）

【公表番号1611※1】 緊急時避難準備区域（田村市）において山野草の販売・観覧等の事業を営んでいた申立人の営業損害（逸失利益）について、顧客の多くが相双地域の居住者であって避難の継続を余儀なくされていた者が多かったこと、申立人の事業場所が旧警戒区域に近い山の中であること、田村市の原発事故後の観光客数が平成22年に比べて半減し、平成30年に至るまで全く回復していないなど風評被害が発生していること等を考慮して、平成29年1月分から平成30年12月分まで（原発事故の影響割合は、平成29年分については4割、平成30年分については2割）の賠償が認められた事例

【公表番号1808※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に本店を有し冷凍食品の卸売業を営んでいた申立人について、原発事故により相双地区が避難指示等対象区域となったことで取引先が避難し、これにより平成26年8月分から平成30年3月分までの間に減収が生じたとして、営業損害が賠償された事例

【商圈喪失に伴う減収等、連鎖的に生じた損害について相当因果関係が認められた事例】

【公表番号1804※1】 自主的避難等対象区域において原発事故の数か月前に士業を開業した申立人の平成23年3月から同年12月まで（以下「対象期間」という。）の営業損害（逸失利益）について、申立人が開業前に顧客として想定していた業者等が原発事故による風評被害の影響を受け売上を落とし、申立人としては商圈喪失により損害を被ったことを考慮して、対象期間の想定売上額から対象期間の実際の売上額を控除した上で、さらに震災及び津波被害による影響割合を考慮してその約5割の金額が賠償された事例

【公表番号1821※1】 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校を経営する学校法人である申立人が、原発事故による避難に伴い新入児童生徒が減少したとして、自主的避難等対象区域内の小中学校についての平成27年度から令和元年度までの営業損害（逸失利益）の賠償を請求した事案において、法人全体で見れば原発事故後から増収していることが認められるものの、原発事故とは無関係な事情による増収であるとして、小学校については平成27年度から令和元年度まで原発事故の影響割合を6割から1割として、中学校については平成27年度から平成29年度まで同影響割合を6割から2割として、それぞれ賠償が認められた事例

## 第7 放射線被曝による損害（中間指針第9） 令和2年版286頁

## 第8 被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整（中間指針第10の1） 令和2年版287頁

## 第9 地方公共団体等の財産的損害等（中間指針第10の2）令和2年版289頁

### 1 中間指針等の整理 令和2年版289頁

### 2 当該指針等に関する和解事例 令和2年版290頁

#### (1) 財物損害 令和2年版291頁

【公表番号1648※1】 地方公共団体が所有する不動産（土地）の財物損害について、帰還困難区域内の土地については全損として評価した額が、避難指示が解除された区域内の土地については申立人の行政財産使用料条例による使用料相当額に利用阻害期間（避難指示期間。公営住宅の底地等、個別に避難指示期間に1年を加える不動産もある。）を乗じた額（ただし、原発事故前から分譲申込みを受けていた不動産については、全損として評価した額）が、賠償された事例

【公表番号1770※1】 地方公共団体が所有する不動産（建物）220棟の財産的損害について、原発事故時の時価については、取得額が判明している建物は実取得額を用いて算定し（比較的新しいものについては実取得額のままとしたものもある。）、取得額が不明の建物は建築年時の建築統計年報単価（円／1平方メートル）を用いた算定基準によるなどして算定した上で、帰還困難区域所在の建物は全損扱い（時価額の100パーセント）とし、避難指示解除準備区域及び居住制限区域所在の建物は今後の利用可能性を考慮して一部は全損扱い、残りは割合的に損害を認定して賠償された事例

#### (2) 民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害 令和2年版291頁

#### (3) 被害者支援等のために、加害者に代わって負担した費用 令和2年版291頁

#### (4) それ以外の損害 令和2年版292頁

ア 測定経費 令和2年版292頁

イ 機器購入費 令和2年版292頁

ウ 除染費用 令和2年版292頁

エ 広告費用 令和2年版292頁

オ 旅費・交通費 令和2年版293頁

カ 人件費 令和2年版293頁

キ その他損害 令和2年版293頁

## 第10 自主的避難等に係る損害（中間指針第一次追補・第二次追補第

### 3) 令和2年版294頁

#### 1 中間指針等の整理 令和2年版294頁

#### 2 当該指針等に関する和解事例 令和2年版298頁

##### (1) 対象区域 令和2年版298頁

【公表番号1725※1】 県南地域（白河市）に居住していた申立人ら（祖母、父、母及び子3名）が、原発事故直後に短期間避難した後でいったん自宅に戻り、平成23年6月から再度県外に避難したことについて、自宅付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上であったこと等を踏まえてその合理性を認め、平成25年12月分までの避難費用（共益費）、生活費増加費用（光熱費等）、避難雑費（子3名にそれぞれ月額2万円）等が賠償された事例

【公表番号1741※1】 県南地域（西白河郡西郷村）から避難した申立人の精神的損害（増額分）として、避難先で持病の発作が頻発するようになったことを考慮し、10万円が賠償された事例

##### (2) 対象者 令和2年版301頁

【公表番号1797※2、※3】 原発事故当時、福島県外に居住していたが、平成23年6月に自主的避難等対象区域（郡山市）に転居した申立人らについて、原発事故以前から転居先で一戸建て住宅を建築中であり、完成後は転居を予定していたこと等の事情を考慮し、原発事故時に自主的避難等対象区域に生活の本拠があった者と同様に、中間指針第一次追補及び平成24年12月5日付け東京電力プレスリリースに基づく賠償が認められた事例

【公表番号1802※1～※3】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（母及び成人の子2名）のうち、子1名について、住民票上の住所は福島県外にあったものの、原発事故当時は持病の療養のため申立人母及びもう1名の子の自宅（郡山市）に滞在し、平成23年3月に申立人母と共に避難したことを踏まえ、自主的避難等対象区域からの避難者に該当すると判断し、同人を含む申立人ら全員の避難費用、生活費増加費用等（平成24年8月まで）が賠償された事例

##### (3) 損害項目 令和2年版303頁

###### ア 避難及び帰宅に要した移動費用 令和2年版303頁

【公表番号1565※3】 父が自主的避難等対象区域（郡山市）に残り、母（原発事故当時妊婦であり、避難先において第二子を出産した。）と未成年の子1名が東京都に避難していた申立人ら4名について、平成23年3月から帰還した平成25年3月までの避難費用（避難交通費、引越関連費用及び一時帰宅費用）が賠償された事例

【公表番号1602※3】 自主的避難等対象区域（郡山市）から県外に避難した申立人ら（大人2名、子3名）について、平成23年3月から平成27年3月までの避難費用（一時帰宅費用）が賠償された事例

【公表番号1626※3】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（大人4名）について、平成23年3月から同年7月までの移動交通費、一時帰宅費用等の避難費用が賠償された事例

【公表番号1631※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難先を変更しながら避難を継続した申立人ら（父母及び子3名（うち1名は原発事故後に避難先で出生））について、平成23年3月から平成27年3月までの避難費用（移動交通費等）が賠償された事例

【公表番号1634※2】 自主的避難等対象区域（伊達市）から、当初4か月間は申立人母子のみが避難した後、一時帰還をしたが、その後、全員で避難した申立人らについて、母子の

みの避難期間中における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用（月額3万円）のほか、一時帰宅費用、引っ越し費用が賠償された事例

- 【公表番号1636※3】 自主的避難等対象区域（福島市）から原発事故直後に避難しようとしたものの、統合失調症の申立人子（成人）の療養体制の確保等のため平成23年6月に避難を開始した申立人らについて、平成23年6月から同年8月までの避難費用等が賠償された事例
- 【公表番号1642※1】 自主的避難等対象区域（桑折町）から母と子2名で新潟県及び山形県へ自主的避難を実行し、父のみ事故時住所地にとどまった申立人らについて、平成24年1月から平成27年3月までに支出した一時帰宅費用及び平成31年3月に自宅に帰還した際の帰宅関連費用が賠償された事例
- 【公表番号1652※3】 自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみで短期間の自主的避難を繰り返し行った申立人らについて、平成23年3月から平成25年12月までの避難費用（避難交通費及び宿泊費等）が賠償された事例
- 【公表番号1657※2】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら（父母及び子3名（うち1名は平成25年出生））について、平成23年3月から平成27年3月までの生活費増加費用（家財道具購入費用等）及び避難費用（住居費、一時帰宅費用等）が賠償されたほか、子3名及び妊娠期間中の申立人母に対し、平成24年1月から平成27年3月まで（平成25年出生の子1名及び申立人母については、上記期間のうちの一部期間）の避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1670※4】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら（父、母、子及び別世帯の祖父）について、避難費用が賠償された事例
- 【公表番号1683※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から中国地方に避難した申立人ら（父子）について、平成23年3月分から平成27年3月分までの避難費用が賠償された事例
- 【公表番号1705※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた成人である申立人が、原発事故直後の平成23年3月に1週間程度福島県外に避難をした後、自主的避難等対象区域に所在する婚約者の実家において生活し、その後の同年7月に福島県外に避難したところ、これらの避難に伴う一連の移動に合理性を認めて同年3月から同年7月までの避難費用（移動交通費）及び生活費増加費用（家財道具購入費）が賠償された事例
- 【公表番号1712※4】 自主的避難等対象区域（伊達市）に居住し、原発事故に伴い避難した申立人ら（父母及び未成年の子2名）について、避難中の平成25年10月に避難元の自宅を売却したものの、当該自宅を売却した経緯等に鑑み半年間の相当期間を考慮し、平成26年4月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号1717※4】 自主的避難等対象区域に居住していた申立人ら（祖母、母、母の弟及び子）のうち、申立人母子が県外に避難したことにより生じた平成23年3月から平成27年3月までの避難費用（移動交通費、引越費用及び町内会費等）、家財購入費、家族別離の期間の面会交通費、二重生活に伴う生活費増加費用（平成23年3月から平成27年3月まで月額4万円）及び避難雑費（平成24年1月から平成26年8月までは月額2万円、同年8月から平成27年3月までは月額1万4000円）等が賠償された事例
- 【公表番号1718※1】 平成24年3月に自主的避難等対象区域（須賀川市）から県外に避難した申立人ら（父及び未成年の子2名）について、避難の準備を開始した平成24年1月分から平成27年3月分までの避難費用及び生活費増加費用等が賠償された事例
- 【公表番号1734※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみが避難した申立人ら（父、母及び未成年の子）について、令和2年4月に申立人母が自宅に帰還した際に支出した交通費及び引越関連費用が賠償された事例
- 【公表番号1738※2】 自主的避難等対象区域（伊達市）に居住していた申立人らのうち、申立人母及び子が、連休中や夏休み等に短期間の避難を行い支出した避難費用（交通費）について、平成24年5月から平成27年3月までの期間につき合理的と考えられる金額が賠償

償された事例

- 【公表番号1740※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、平成23年3月に母（懐妊中）が故郷である外国に避難し、出産を経て同年末に母子でいったん帰国したものの、平成24年7月に再度母子のみで外国に避難した申立人ら（父、母及び子）について、一連の避難経過に鑑み、平成24年の避難についても合理性があるとして、精神的損害（申立人母について、出産前後の状況を踏まえて6万円増額した分を含む）のほか、平成24年12月までの避難交通費、宿泊謝礼、面会交通費、一時帰宅費用、生活費増加費用及び避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1750※4】 自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住していた申立人ら（母及び未成年の子2名であり第二子は原発事故後に出生した。）について、原発事故直後に避難した後、平成23年8月に自宅に一時帰宅した翌月に第二子を出産し、再び平成24年7月に避難した一連の避難の経過及び平成27年3月までの避難の継続に合理性を認め、同月までに生じた避難費用、一時帰宅費用等が賠償されたほか（ただし、申立外の元夫分を考慮し、平成26年2月分までの損害は算定額の2分の1の限度で認める。）、平成30年3月に申立人母の実家に帰還した際の引越費用、交通費等が賠償された事例
- 【公表番号1771※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から母子及び子供2名が避難した申立人ら（父、母、未成年の子供2名及び祖母）について、平成27年3月分までの避難費用（引越費用、避難交通費、面会交通費）、生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分、家財道具購入費用）、避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1774※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人母及び子2名（うち1名は避難先で出生）が、平成31年4月に避難先から自宅に帰還した際に支出した引越費用の全額が賠償された事例
- 【公表番号1788※2】 自主的避難等対象区域（いわき市）から平成24年2月に避難した申立人ら（父母及び子1名（成人））について、医師からの助言を踏まえて、精神疾患を抱える申立人子の原発事故に伴う被ばくへの不安等によるストレスを軽減しようと考えて避難を実行した経緯に鑑み、同月に避難開始をするに際して支出した避難交通費、家財道具購入費が賠償された事例
- 【公表番号1802※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（母及び成人の子2名）のうち、1. 子1名について、住民票上の住所は福島県外にあったものの、原発事故当時は持病の療養のため申立人母及びもう1名の子の自宅（郡山市）に滞在し、平成23年3月に申立人母と共に避難したことを踏まえ、自主的避難等対象区域からの避難者に該当すると判断し、2. もう1名の子については、避難の開始が平成23年10月となったが、避難先への転勤が決まるまで時間を要したという事情があることを踏まえ、同人の避難にも合理性が認められるとした上で、申立人ら全員の避難費用、生活費増加費用等（平成24年8月まで）が賠償された事例
- 【公表番号1803※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から平成24年12月に避難を開始した申立人ら（母及び未成年の子2名）について、原発事故直後に避難を決意したものの、避難予定先で子の学校編入ができなかったため直ちに避難を実行できなかったこと等の事情を考慮して自主的避難の合理性を認め、申立人らの平成24年12月から平成25年3月までの生活費増加費用（二重生活に伴う増加分）、平成24年12月から平成27年3月までの一時帰宅費用及び平成24年12月から平成27年3月までの避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号1806※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住し、平成23年3月から平成27年8月まで避難を継続した申立人ら（父母、原発事故時1歳の子）について、母が避難中に甲状腺機能の疾病を発症したため、母自身や子への放射線による影響を懸念することもやむを得ないとして、平成24年1月から同年8月までの避難雑費（月額2万円）のほか、平成27年1月から同年8月までの間に支出した帰還費用及び帰還準備費用等が賠償された事例

- 【公表番号1814※1、※2、※4、※5、※7】 自主的避難等対象区域（福島市）から当初は全員で避難し、父のみ一時帰還したが、その後は避難先を変更しながら全員で避難を継続した申立人ら（父、母及び未成年の子2名（うち1名は原発事故後に避難先において出生。））について、平成23年3月から平成27年3月までの避難費用（交通費及び引越し費用）、生活費増加費用（家財道具購入費用、通勤費増加費用等）及び平成24年1月から平成27年3月までの避難雑費並びに母子のみの避難期間中（平成23年5月から平成23年8月まで）における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用等の賠償が認められた事例
- 【公表番号1815※1】 原発事故前に予定していた自主的避難等対象区域（郡山市）の自宅から通学可能な専門学校への進学を取りやめ、平成24年4月に県外の専門学校へ進学し単身生活を行った申立人について、専門学校卒業後平成27年3月に自宅に帰還した際の帰宅費用の5割が賠償された事例
- 【公表番号1820※2】 自主的避難等対象区域（福島市）から母子のみで避難した申立人ら（父母及び未成年の子2名）について、平成27年3月までの避難交通費、家族間面会交通費、一時帰宅費用、避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号1822※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住しており、勤務先会社の移転に伴い県外に避難したものの、その後にいわき市へと帰還した申立人について、帰還時の転居費用（交通費）が賠償された事例
- 【公表番号1826※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）からいったん家族全員で避難したが、個人事業を継続するため父のみ単独で帰還した申立人ら（父母及び原発事故時2歳と0歳の子供2名）について、平成24年1月から平成27年3月までの避難費用（宿泊謝礼月額1万円、面会交通費）、生活費増加費用（二重生活による増加分月額3万円のほか、自家消費野菜分月額6500円）及び避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1854※2】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人らの、平成23年3月から同年4月までの避難について避難交通費・宿泊費・家財購入費用の一部等が賠償された事例
- 【公表番号1864※1】 父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（福島市）の自宅に戻り、母と未成年の子1名が平成26年3月まで福島県外での避難生活を継続した申立人らについて、平成26年3月までの避難費用、面会交通費、生活費増加費用、避難雑費等の賠償が認められた事例
- 【公表番号1875※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から平成24年4月にいったん県内の他の自主的避難等対象区域内の自治体に避難した後、平成25年8月に県外に避難した申立人ら（母、未成年の子）について、平成25年8月の県外避難も含めて原発事故と相当因果関係があるものと認め、各避難費用（交通費、宿泊費、引越費用、一時立入費用）が賠償された事例

## イ 生活費増加費用 令和2年版311頁

- 【公表番号1561※1】 自主的避難等対象区域（相馬市）に原発事故当時に居住していたところ、申立人母及び未成年の子2名が関西地方に避難し、申立人父が相馬市内に継続して生活した申立人らについて、平成26年3月までの面会交通費実費（新幹線及び飛行機代金相当額並びにガソリン費用）、住居費増加費用及び二重生活に伴う生活費増加費用（月額3万円）が賠償された事例
- 【公表番号1565※4】 父が自主的避難等対象区域（郡山市）に残り、母（原発事故当時妊婦であり、避難先において第二子を出産した。）と未成年の子1名が東京都に避難していた申立人ら4名について、平成24年1月から帰還した平成25年3月までの生活費増加費用（家財道具購入費、二重生活に伴う生活費増加費用及び面会交通費）が賠償された事例
- 【公表番号1576※1】 自主的避難等対象区域（川俣町）から中国地方に避難した申立人ら

- (父母及び子2名。子は原発事故時3歳と1歳)について、平成25年10月から平成27年3月までの生活費増加費用(駐車場代)が賠償された事例
- 【公表番号1590※3】 自主的避難等対象区域(福島市)に居住し、原発事故後も避難をしなかった申立人らについて、原発事故前は自家消費用の野菜を栽培し生活していたが、原発事故後は、畑の放射性物質の汚染から野菜の栽培を断念したために負担した生活費増加費用(自家消費野菜)として、平成24年1月分から平成27年3月分まで月額6500円が賠償された事例
- 【公表番号1626※3】 自主的避難等対象区域(郡山市)から避難した申立人ら(大人4名)について、平成23年3月から同年7月までの面会交通費、家財道具購入費及び住居費等の生活費増加費用が賠償された事例
- 【公表番号1627※1】 自主的避難等対象区域(いわき市)から避難した申立人らについて、子らの避難による転校先における順応状況や原発事故に対する恐怖心が強かったこと等を考慮し、平成24年1月から同年3月までの生活費増加費用(保育料及び家賃の各増額分)及び避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1631※2】 自主的避難等対象区域(郡山市)から避難先を変更しながら避難を継続した申立人ら(父母及び子3名(うち1名は原発事故後に避難先において出生))について、平成23年3月から平成27年3月までに支出した生活費増加費用(住居費、家財道具購入費、二重生活に伴う増加分)が賠償された事例
- 【公表番号1634※2】 自主的避難等対象区域(伊達市)から、当初4か月間は申立人母子のみが避難した後、一時帰還をしたが、その後、全員で避難した申立人らについて、母子のみの避難期間中における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用(月額3万円)のほか、一時帰宅費用、引っ越し費用が賠償された事例
- 【公表番号1636※3】 自主的避難等対象区域(福島市)から原発事故直後に避難しようとしたものの、統合失調症の申立人子(成人)の療養体制の確保等のため平成23年6月に避難を開始した申立人らについて、平成23年6月から同年8月までの避難費用等が賠償された事例
- 【公表番号1642※1、※2】 自主的避難等対象区域(桑折町)から母と子2名で新潟県及び山形県へ自主的避難を実行し、父のみ事故時住所地にとどまった申立人らについて、平成24年1月から平成27年3月までの生活費増加費用として、原発事故前は自家消費用の米及び野菜を栽培していたこと等を考慮した月額9500円の食費増加分、二重生活となったこと等を考慮した生活費増加分月額3万円並びに避難先で子らが入園した幼稚園の授業料と原発事故前に通園していた幼稚園の授業料との差額から自治体の補助費を控除した68万9700円がそれぞれ賠償された事例
- 【公表番号1647※1】 自主的避難等対象区域(福島市)に居住する申立人らについて、原発事故前は申立人らが自宅付近の畑で自分たちが食べるのに十分な自家消費野菜を栽培していたところ、原発事故後、周辺の放射線量が高く、同畑を除染して貸主に返還することになったことや、同畑除染後の放射線量の検出の状況等により、自家消費野菜の栽培を再開することができなくなったこと等を考慮し、野菜を購入する費用が増加したとして、平成24年1月から平成27年3月までの生活費増加費用25万3500円が賠償された事例
- 【公表番号1652※3】 自主的避難等対象区域(郡山市)から母子のみで短期間の自主的避難を繰り返し行った申立人らについて、平成23年3月から平成23年12月までの生活費増加費用(二重生活によるもの等)が賠償された事例
- 【公表番号1657※2】 自主的避難等対象区域(福島市)から避難した申立人ら(父母及び子3名(うち1名は平成25年出生))について、平成23年3月から平成27年3月までの生活費増加費用(家財道具購入費用等)及び避難費用(住居費、一時帰宅費用等)が賠償されたほか、避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1670※4】 父が仕事のために自主的避難等対象区域(福島市)に残り、母と子が自主避難した申立人らについて、平成24年1月から同居する平成24年9月までの二重

生活に伴う生活費増加費用、面会交通費、避難雑費が賠償された事例

- 【公表番号1680※3】 自主的避難等対象区域（福島市）から当初は母子のみ、後には父も避難した申立人ら（父母及び子2名）の平成23年3月から平成27年3月までの生活費増加費用として、二重生活をしていた平成23年6月から平成25年3月までの間の面会交通費や生活費増加分（月額3万円）のほか、原発事故前は自家消費していた米及び野菜について購入することを余儀なくされたことによる費用（野菜購入費分として月額6500円、米購入費分として月額3000円）等が賠償された事例
- 【公表番号1682※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみが他県に避難した申立人ら（父母及び子1名）について、平成27年3月分までの生活費増加費用（面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分）のほか、父が自動車で避難先の母子に面会した際に利用する月極駐車場代についても、同駐車場の使用頻度等を考慮して、同月分まで5割の限度で賠償された事例
- 【公表番号1683※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から中国地方に避難した申立人ら（父子）について、平成23年3月分から平成27年3月分までの生活費増加費用（家賃差額分、子の避難先学校の制服購入費、二重生活による増加分）が賠償された事例
- 【公表番号1705※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた成人である申立人が、原発事故直後の平成23年3月に1週間程度福島県外に避難をした後、自主的避難等対象区域に所在する婚約者の実家において生活し、その後の同年7月に福島県外に避難したところ、これらの避難に伴う一連の移動に合理性を認めて同年3月から同年7月までの避難費用（移動交通費）及び生活費増加費用（家財道具購入費）が賠償された事例
- 【公表番号1712※4】 自主的避難等対象区域（伊達市）に居住し、原発事故に伴い避難した申立人ら（父母及び未成年の子2名）について、避難中の平成25年10月に避難元の自宅を売却したものの、当該自宅を売却した経緯等に鑑み半年間の相当期間を考慮し、平成26年4月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号1717※4】 自主的避難等対象区域に居住していた申立人ら（祖母、母、母の弟及び子）のうち、申立人母子が県外に避難したことにより生じた平成23年3月から平成27年3月までの避難費用（移動交通費、引越費用及び町内会費等）、家財購入費、家族別離の期間の面会交通費、二重生活に伴う生活費増加費用（平成23年3月から平成27年3月まで月額4万円）及び避難雑費（平成24年1月から平成26年8月までは月額2万円、同年8月から平成27年3月までは月額1万4000円）等が賠償された事例
- 【公表番号1718※1】 平成24年3月に自主的避難等対象区域（須賀川市）から県外に避難した申立人ら（父及び未成年の子2名）について、避難の準備を開始した平成24年1月分から平成27年3月分までの避難費用及び生活費増加費用等が賠償された事例
- 【公表番号1734※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみが避難した申立人ら（父、母及び未成年の子）について、前回の和解仲介手続で対象となった期間以降の平成27年1月から同年3月までの避難費用（面会交通費）、生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）、避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1738※1、※3】 申立人ら（祖母、父、母及び未成年の子供）のうち、①原発事故後に申立人母及び未成年の子供が自主的避難等対象区域（伊達市）の自宅からの避難を検討し、避難先の部屋を借りる準備も進めたが、避難に伴う申立人母の退職や世帯の分離に伴う生活費の増加等の事情が解消されずに避難を断念した申立人ら（祖母、父、母及び未成年の子供）について、生活費増加費用（住居費）として、避難の検討中に負担した平成24年1月分から同年3月分までの家賃分が賠償されたほか、②申立人子が小学校の登下校に際して放射線に被曝することを少しでも回避するため、徒歩ではなく家族の運転する自家用車で通学したことにより増加したガソリン代について、生活費増加費用として平成25年4月から平成27年3月までの期間分につき相当額が賠償された事例
- 【公表番号1740※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、平成23年3月に母（懐妊中）が故郷である外国に避難し、出産を経て同年末に母子でいったん帰国し



たものの、平成24年7月に再度母子のみで外国に避難した申立人ら（父、母及び子）について、一連の避難経過に鑑み、平成24年の避難についても合理性があるとして、精神的損害（申立人母について、出産前後の状況を踏まえて6万円増額した分を含む）のほか、平成24年12月までの避難交通費、宿泊謝礼、面会交通費、一時帰宅費用、生活費増加費用及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号1771※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から母子及び子供2名が避難した申立人ら（父、母、未成年の子供2名及び祖母）について、平成27年3月分までの避難費用（引越費用、避難交通費、面会交通費）、生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分、家財道具購入費用）、避難雑費が賠償された事例

【公表番号1788※2】 自主的避難等対象区域（いわき市）から平成24年2月に避難した申立人ら（父母及び子1名（成人））について、医師からの助言を踏まえて、精神疾患を抱える申立人子の原発事故に伴う被ばくへの不安等によるストレスを軽減しようと考えて避難を実行した経緯に鑑み、同月に避難開始をするに際して支出した避難交通費、家財道具購入費が賠償された事例

【公表番号1802※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（母及び成人の子2名）のうち、1. 子1名について、住民票上の住所は福島県外にあったものの、原発事故当時は持病の療養のため申立人母及びもう1名の子の自宅（郡山市）に滞在し、平成23年3月に申立人母と共に避難したことを踏まえ、自主的避難等対象区域からの避難者に該当すると判断し、2. もう1名の子については、避難の開始が平成23年10月となったが、避難先への転勤が決まるまで時間を要したという事情があることを踏まえ、同人の避難にも合理性が認められるとした上で、申立人ら全員の避難費用、生活費増加費用等（平成24年8月まで）が賠償された事例

【公表番号1803※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から平成24年12月に避難を開始した申立人ら（母及び未成年の子2名）について、原発事故直後に避難を決意したものの、避難予定先で子の学校編入ができなかったため直ちに避難を実行できなかったこと等の事情を考慮して自主的避難の合理性を認め、申立人らの平成24年12月から平成25年3月までの生活費増加費用（二重生活に伴う増加分）、平成24年12月から平成27年3月までの一時帰宅費用及び平成24年12月から平成27年3月までの避難雑費等が賠償された事例

【公表番号1814※1、※2、※4、※5、※7】 自主的避難等対象区域（福島市）から当初は全員で避難し、父のみ一時帰還したが、その後は避難先を変更しながら全員で避難を継続した申立人ら（父、母及び未成年の子2名（うち1名は原発事故後に避難先において出生。））について、平成23年3月から平成27年3月までの避難費用（交通費及び引越し費用）、生活費増加費用（家財道具購入費用、通勤費増加費用等）及び平成24年1月から平成27年3月までの避難雑費並びに母子のみの避難期間中（平成23年5月から平成23年8月まで）における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用等の賠償が認められた事例

【公表番号1815※1】 原発事故前に予定していた自主的避難等対象区域（郡山市）の自宅から通学可能な専門学校への進学を取りやめ、平成24年4月に県外の専門学校へ進学し単身生活を行った申立人について、専門学校卒業後平成27年3月に自宅に帰還した際の帰宅費用の5割が賠償された事例

【公表番号1820※2】 自主的避難等対象区域（福島市）から母子のみで避難した申立人ら（父母及び未成年の子2名）について、平成27年3月までの避難交通費、家族間面会交通費、一時帰宅費用、避難雑費等が賠償された事例

【公表番号1826※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）からいったん家族全員で避難したが、個人事業を継続するため父のみ単独で帰還した申立人ら（父母及び原発事故時2歳と0歳の子供2名）について、平成24年1月から平成27年3月までの避難費用（宿泊謝礼月額1万円、面会交通費）、生活費増加費用（二重生活による増加分月額3万円のほか、自家

消費野菜分月額6500円)及び避難雑費が賠償された事例

- 【公表番号1833※2】 自主的避難等対象区域(川俣町)から福島県外に避難したものの、すぐに申立人父のみが帰還した申立人ら(父母、成年の子1名、未成年の子2名及び未成年の孫1名)について、平成27年3月までの生活費増加費用(二重生活費増加分等)、避難費用(面会交通費、一時立入費用)、避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号1864※1】 父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域(福島市)の自宅に戻り、母と未成年の子1名が平成26年3月まで福島県外での避難生活を継続した申立人らについて、平成26年3月までの避難費用、面会交通費、生活費増加費用、避難雑費等の賠償が認められた事例
- 【公表番号1875※1】 自主的避難等対象区域(郡山市)から平成24年4月にいったん県内の他の自主的避難等対象区域内の自治体に避難した後、平成25年8月に県外に避難した申立人ら(母、未成年の子)について、平成25年8月の県外避難も含めて原発事故と相当因果関係があるものと認め、生活費増加費用(家財道具購入)が賠償された事例

## ウ 精神的損害 令和2年版321頁

- 【公表番号1589※2】 自主的避難等対象区域(福島市)から避難した申立人らのうち、原発事故当時80歳台で要介護1であったものの、避難直後に要介護3の認定を受けた申立人の平成23年3月分から同年8月分までの精神的損害(増額分)として10万円、避難先で同人の介護を余儀なくされた申立人3名の同期間の精神的損害(増額分)として主たる介護者1名について4万円、従たる介護者2名について各2万円の賠償が認められた事例
- 【公表番号1630※1】 自主的避難等対象区域(福島市)の自宅から避難を实行しようと考え、先行して、別の自主的避難等対象区域(須賀川市)で生活している親族を自宅に移動させたものの、同親族が患っていた認知症の症状が悪化したため避難を断念せざるを得ず、介護の負担も増大した申立人について、親族を自宅に移動させた時点で避難の着手が認められるとして、平成23年3月から同年5月までを対象に、精神的損害の増額分として一時金6万円が賠償された事例
- 【公表番号1636※2】 自主的避難等対象区域(福島市)から原発事故直後に避難しようとしたものの、統合失調症の申立人子の療養体制の確保等のため平成23年6月に避難を開始した申立人らについて、申立人子の精神的損害(増額分)として、一時金10万円が賠償された事例
- 【公表番号1652※4】 自主的避難等対象区域(郡山市)から母子のみで短期間の自主的避難を繰り返し行った申立人らについて、子は発達障害を抱えながらの避難であり、母も子を介護しながら避難を行ったこと等の事情を考慮し、平成23年3月から平成23年12月までを対象に、精神的損害の増額分として母子合計で一時金3万円が賠償された事例
- 【公表番号1670※2】 自主的避難等対象区域(福島市)に居住していた申立人ら(父、母、乳幼児)のうち、避難指示区域内の病院に脳梗塞により入院中であった別世帯の祖母の原発事故に伴う転院先の確保や避難先での介護等を担った申立人母について、精神的損害(増額分)として一時金4万円が賠償された事例
- 【公表番号1712※3】 自主的避難等対象区域(伊達市)に居住し、原発事故に伴い避難した申立人ら(父母及び未成年の子2名)について、申立人らの居住していた地区内に特定避難勧奨地点に設定された世帯が存在すること、申立人らの原発事故時の住所地の放射線量、生活状況及び避難状況等を考慮し、同地点が設定された平成23年11月分から同設定の解除後相当期間が経過する平成25年3月分まで1人当たり月額7万円の精神的損害が賠償された事例
- 【公表番号1740※1～※4】 自主的避難等対象区域(いわき市)に居住していたが、平成23年3月に母(懐妊中)が故郷である外国に避難し、出産を経て同年末に母子でいったん帰国したものの、平成24年7月に再度母子のみで外国に避難した申立人ら(父、母及び子)

について、一連の避難経過に鑑み、平成24年の避難についても合理性があるとして、精神的損害（申立人母について、出産前後の状況を踏まえて6万円増額した分を含む）のほか、平成24年12月までの避難交通費、宿泊謝礼、面会交通費、一時帰宅費用、生活費増加費用及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号1741※1】 県南地域（西白河郡西郷村）から避難した申立人の精神的損害（増額分）として、避難先で持病の発作が頻発するようになったことを考慮し、10万円が賠償された事例

【公表番号1814※6】 自主的避難等対象区域（福島市）から当初は全員で避難し、父のみ一時帰還したが、その後は避難先を変更しながら全員で避難を継続した申立人ら（父、母及び未成年の子2名（うち1名は原発事故後に避難先において出生。））のうちの母について、障害を抱えた幼児の世話をしながら避難したことを考慮して、慰謝料の増額分（平成23年3月から同年12月までの増額分として5万円。）の賠償が認められた事例

【公表番号1854※4】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人らの、平成23年3月から同年4月までの精神的損害について、中間指針第一次追補が定める金額に加え、申立外亡祖母（同人を申立人らのうち1名が相続。）が身体障害を有していたことにより8万円の増額分が賠償されるなどした事例

【公表番号1864※3】 父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域（福島市）の自宅に戻り、母と未成年の子1名が平成26年3月まで福島県外での避難生活を継続した申立人らのうちの母について、避難中に流産をしたことを考慮して、15万円の精神的損害の増額分の賠償が認められた事例

【公表番号1867※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）において、週3回デイサービスを利用しながら母親（認知症及び糖尿病の持病があり、要介護3の認定を受けていた。）及び兄（下半身不随で、かつ、右手が動かない状態であった。）に対し主たる介護者として在宅介護していた被相続人について、原発事故の影響で約1か月間にわたり利用していたデイサービス事業が停止されたことにより、水や食料も不足する中、自宅において母親及び兄を常時介護することを余儀なくされたことを考慮し、原発事故発生当初の時期の精神的損害として25万円の増額が認められた上、相続人である申立人らに支払われた事例

## エ 生命・身体的損害 令和2年版328頁

【公表番号1561※2】 自主的避難等対象区域（相馬市）から関西地方に避難した申立人母が平成28年5月頃に避難先で受診した甲状腺検査に要した費用が賠償された事例

【公表番号1602※4】 自主的避難等対象区域（郡山市）から県外に避難した申立人ら（大人2名、子3名）について、平成24年12月から平成31年3月までの生命・身体的損害（甲状腺検査等の検査費用及び通院交通費）が賠償された事例

【公表番号1820※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から母子のみで避難した申立人ら（父母及び未成年の子2名）について、平成25年10月から平成30年3月までの申立人子2名の甲状腺検査費用が賠償された事例

【公表番号1875※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から平成24年4月にいったん県内の他の自主的避難等対象区域内の自治体に避難した後、平成25年8月に県外に避難した申立人ら（母、未成年の子）について、検査費用が賠償された事例

## オ 除染費用 令和2年版330頁

【公表番号1600※1】 自主的避難等対象区域（伊達市）に居住する合計5世帯14名の申立人らが平成23年11月頃に共同で実施した除染費用について、申立人らが自ら行った除染作業の労賃（1人当たり、作業内容に応じて1日当たり1万円、半日当たり5000円又は1時間当たり1000円）及び高所作業車等のリース代が賠償されたほか、業者に依頼した除染作業の費用の全額が賠償された事例

- 【公表番号1626※4】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難した申立人ら（大人4名）が業者に依頼して平成23年12月頃に実施した除染（コンクリート、ブロックの敷設等を含む。）の費用について、必要性、相当性を認めた上で、資産価値が増加したことを考慮して、業者に対する支払額195万円の7割相当額が賠償されたほか、自主除染に係る費用が賠償された事例
- 【公表番号1630※2】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住する申立人らについて、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線測定器の購入費用の賠償が認められた事例
- 【公表番号1738※5】 自主的避難等対象区域（伊達市）に居住する申立人らについて、老朽化により雨漏りが生じていた雨どいから自宅に放射性物質を含む雨水が入ることを防止するために実施した雨どいの補修費用につき、除染費用として半額程度の範囲で賠償された事例
- 【公表番号1780※1、※2】 自主的避難等対象区域（伊達市）に居住する申立人について、放射線測定器の購入費用のほか、自宅で栽培した自家消費野菜に実施した平成23年中の放射線検査費用が賠償された事例
- 【公表番号1788※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（父母及び子1名（成人））について、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線線量計の購入費用が賠償された事例
- 【公表番号1797※1】 原発事故発生当時は福島県外に居住していたものの、原発事故前から自主的避難等対象区域（郡山市）において一戸建て自宅住居の建築を開始し、完成後の平成23年6月には実際に転居した申立人らについて、基礎工事直後に原発事故が発生した影響で床下部分の放射線量が高くなったことに鑑み、自主的除染用の高圧洗浄機購入費用約2万円（平成23年8月購入）及び業者による床下基礎コンクリートの除染費用50万円（平成23年11月実施）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1854※5】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人らの、平成23年9月に行った自主除染について作業労賃相当額等が賠償された事例

## カ 財物損害 令和2年版333頁

## キ 就労不能損害 令和2年版333頁

- 【公表番号1626※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難したために、定年前に退職せざるを得なかった申立人の平成23年3月から同年7月までの就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1634※3】 自主的避難等対象区域（伊達市）から、当初4か月間は申立人母子のみが避難した後、一時帰還をしたが、その後、全員で避難した申立人らについて、母子のみの避難期間中における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用や一時帰宅費用及び引っ越し費用のほか、避難に伴い失職した父母それぞれに対して原発事故前の平均月収の6か月分相当額の就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1657※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人らのうち、会社員であった申立人父について避難に伴う失職により減収が生じた平成23年3月から同年4月までの就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1670※3】 自主的避難等対象区域（福島市）に居住していた申立人ら（父母及び子）について、当初は、申立人父は自宅に残り、申立人母子のみが自主避難をしていたが、合流するために勤務先を変更した申立人父の就労不能損害として、転職した平成24年12月から平成25年5月までの6か月間の減収分が賠償された事例
- 【公表番号1683※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から中国地方に避難した申立人ら父子のうち申立人父の就労不能損害として、6か月分の減収相当額が賠償された事例

- 【公表番号1803※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から平成24年12月に避難を開始した申立人ら（母及び未成年の子2名）について、原発事故直後に避難を決意したものの、避難予定先で子の学校編入ができなかったため直ちに避難を実行できなかったこと等の事情を考慮して自主的避難の合理性を認め、申立人母の平成25年1月から平成25年6月までの就労不能損害等が賠償された事例
- 【公表番号1814※3】 自主的避難等対象区域（福島市）から当初は全員で避難し、父のみ一時帰還したが、その後は避難先を変更しながら全員で避難を継続した申立人ら（父、母及び未成年の子2名（うち1名は原発事故後に避難先において出生。））について、申立人らが長期間安定した避難生活を送るために遠方に転居するにあたり、申立人父が原発事故時の勤務先を退職したことにより生じた平成25年1月から平成25年6月までの就労不能損害等の賠償が認められた事例
- 【公表番号1822※2】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住しており、勤務先会社の移転に伴い県外に避難したものの、原発事故前よりも業務量が増加したこと等によりやむなく平成25年3月に同社を退職していわき市へと帰還した申立人について、退職した平成25年4月から平成27年3月まで2年間の減収分（ただし、原発事故の影響割合を8割から4割に逡減。）を含む就労不能損害が賠償された事例
- 【公表番号1833※3】 自主的避難等対象区域（川俣町）から福島県外に避難したものの、すぐに申立人父のみが帰還した申立人ら（父母、成年の子1名、未成年の子2名及び未成年の孫1名）について、申立人子のうちの1名の就労不能損害等が賠償された事例

## ク 避難雑費 令和2年版336頁

- 【公表番号1561※1】 自主的避難等対象区域（相馬市）に原発事故当時に居住していたところ、申立人母及び未成年の子2名が関西地方に避難し、申立人父が相馬市内に継続して生活した申立人らについて、平成26年3月までの生活費増加費用（面会交通費、住居費、二重生活費増加分）のほか、子2名に対する避難雑費（子1名当たり月額2万円）が賠償された事例
- 【公表番号1565※4】 父が自主的避難等対象区域（郡山市）に残り、母（原発事故当時妊婦であり、避難先において第二子を出産した。）と未成年の子1名が東京都に避難していた申立人ら4名について、平成24年1月から平成25年3月までの避難雑費（子1名当たり月額2万円）が賠償された事例
- 【公表番号1576※1】 自主的避難等対象区域（川俣町）から中国地方に避難した申立人ら（父母及び子2名。子は原発事故時3歳と1歳）について、避難雑費（子1名当たり、当初は月額2万円、後に月額1万4000円）が賠償された事例
- 【公表番号1627※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人らについて、子らの避難による転校先における順応状況や原発事故に対する恐怖心が強かったこと等を考慮し、平成24年1月分から同年3月分までの生活費増加費用（保育料及び家賃の各増額分）及び避難雑費（子1名当たり月額2万円）が賠償された事例
- 【公表番号1631※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から避難先を変更しながら避難を継続した申立人ら（父母及び子3名（うち1名は原発事故後に出生））のうち、子2名については平成24年1月から平成27年3月までの、原発事故後に出生した子1名については出生時から平成27年3月までの、避難雑費（子1名当たり当初は月額2万円、後に月額1万円）が賠償された事例
- 【公表番号1634※2】 自主的避難等対象区域（伊達市）から、当初4か月間は申立人母子のみが避難した後、一時帰還をしたが、その後、全員で避難した申立人らについて、子2名及び妊娠期間中の申立人母に対し、平成24年1月から平成27年3月まで（1名当たり当初は月額2万円、後に月額1万4000円。平成25年出生の子1名及び申立人母については、上記期間のうちの一部期間）の避難雑費が賠償された事例

- 【公表番号1642※1】 自主的避難等対象区域（桑折町）から母と子2名で新潟県及び山形県へ自主的避難を実行した申立人らについて、平成24年1月から平成27年3月に生じた避難雑費（子1名当たり月額2万円）が賠償された事例
- 【公表番号1657※2】 自主的避難等対象区域（福島市）から避難した申立人ら（父母及び子3名（うち1名は平成25年出生））について、平成23年3月から平成27年3月までの生活費増加費用（家財道具購入費用等）及び避難費用（住居費、一時帰宅費用等）が賠償されたほか、子3名及び妊娠期間中の申立人母に対し、平成24年1月から平成27年3月まで（1名当たり当初は月額2万円、後に月額1万4000円。平成25年出生の子1名及び申立人母については、上記期間のうちの一部期間）の避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1670※4】 父が仕事のために自主的避難等対象区域（福島市）に残り、母と子が自主避難した申立人らについて、平成24年1月から同年9月までの二重生活に伴う生活費増加費用及び面会交通費のほか、平成24年1月から平成27年3月までの避難雑費（子1名当たり当初は月額2万円、後に月額1万4000円）が賠償された事例
- 【公表番号1680※3】 自主的避難等対象区域（福島市）から当初は母子のみ、後には父も避難した申立人ら（父母及び子2名）について、平成23年3月から平成27年3月までの避難費用及び生活費増加費用等のほか、平成24年1月から平成27年3月までの避難雑費（子1名当たり当初は月額2万円、後に月額1万4000円）が賠償された事例
- 【公表番号1682※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみが他県に避難した申立人ら（父母及び子1名）について、平成27年3月分までの生活費増加費用（面会交通費、二重生活に伴う生活費増加分）及び避難雑費（子1名当たり当初は月額2万円、後に月額1万4000円）等が賠償された事例
- 【公表番号1683※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から中国地方に避難した申立人ら（父子）について、平成23年3月から平成27年3月に生じた避難雑費（子1名当たり月額2万円）が賠償された事例
- 【公表番号1712※4】 自主的避難等対象区域（伊達市）に居住し、原発事故に伴い避難した申立人ら（父母及び未成年の子2名）について、避難中の平成25年10月に避難元の自宅を売却したものの、当該自宅を売却した経緯等に鑑み半年間の相当期間を考慮し、平成26年4月分までの避難費用、生活費増加費用、避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号1717※4】 自主的避難等対象区域に居住していた申立人ら（祖母、母、母の弟及び子）のうち、申立人母子が県外に避難したことにより生じた平成23年3月から平成27年3月までの避難費用（移動交通費、引越費用及び町内会費等）、家財購入費、家族別離の期間の面会交通費、二重生活に伴う生活費増加費用（平成23年3月から平成27年3月まで月額4万円）及び避難雑費（平成24年1月から平成26年8月までは月額2万円、同年8月から平成27年3月までは月額1万4000円）等が賠償された事例
- 【公表番号1734※2】 自主的避難等対象区域（郡山市）から母子のみが避難した申立人ら（父、母及び未成年の子）について、前回の和解仲介手続で対象となった期間以降の平成27年1月から同年3月までの避難費用（面会交通費）、生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分）、避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1740※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、平成23年3月に母（懐妊中）が故郷である外国に避難し、出産を経て同年末に母子でいったん帰国したものの、平成24年7月に再度母子のみで外国に避難した申立人ら（父、母及び子）について、一連の避難経過に鑑み、平成24年の避難についても合理性があるとして、精神的損害（申立人母について、出産前後の状況を踏まえて6万円増額した分を含む）のほか、平成24年12月までの避難交通費、宿泊謝礼、面会交通費、一時帰宅費用、生活費増加費用及び避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1771※1】 自主的避難等対象区域（福島市）から母子及び子供2名が避難した申立人ら（父、母、未成年の子供2名及び祖母）について、平成27年3月分までの避難費用（引越費用、避難交通費、面会交通費）、生活費増加費用（二重生活に伴う生活費増加分、

家財道具購入費用)、避難雑費が賠償された事例

- 【公表番号1803※1】 自主的避難等対象区域(郡山市)から平成24年12月に避難を開始した申立人ら(母及び未成年の子2名)について、原発事故直後に避難を決意したものの、避難予定先で子の学校編入ができなかったため直ちに避難を実行できなかったこと等の事情を考慮して自主的避難の合理性を認め、申立人らの平成24年12月から平成25年3月までの生活費増加費用(二重生活に伴う増加分)、平成24年12月から平成27年3月までの一時帰宅費用及び平成24年12月から平成27年3月までの避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号1806※1】 自主的避難等対象区域(いわき市)に居住し、平成23年3月から平成27年8月まで避難を継続した申立人ら(父母、原発事故時1歳の子)について、母が避難中に甲状腺機能の疾病を発症したため、母自身や子への放射線による影響を懸念することもやむを得ないとして、平成24年1月から同年8月までの避難雑費(月額2万円)のほか、平成27年1月から同年8月までの間に支出した帰還費用及び帰還準備費用等が賠償された事例
- 【公表番号1814※1、※2、※4、※5、※7】 自主的避難等対象区域(福島市)から当初は全員で避難し、父のみ一時帰還したが、その後は避難先を変更しながら全員で避難を継続した申立人ら(父、母及び未成年の子2名(うち1名は原発事故後に避難先において出生。))について、平成23年3月から平成27年3月までの避難費用(交通費及び引越し費用)、生活費増加費用(家財道具購入費用、通勤費増加費用等)及び平成24年1月から平成27年3月までの避難雑費並びに母子のみの避難期間中(平成23年5月から平成23年8月まで)における面会交通費及び二重生活により増加した生活費増加費用等の賠償が認められた事例
- 【公表番号1820※2】 自主的避難等対象区域(福島市)から母子のみで避難した申立人ら(父母及び未成年の子2名)について、平成27年3月までの避難交通費、家族間面会交通費、一時帰宅費用、避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号1826※2】 自主的避難等対象区域(郡山市)からいったん家族全員で避難したが、個人事業を継続するため父のみ単独で帰還した申立人ら(父母及び原発事故時2歳と0歳の子供2名)について、平成24年1月から平成27年3月までの避難費用(宿泊謝礼月額1万円、面会交通費)、生活費増加費用(二重生活による増加分月額3万円のほか、自家消費野菜分月額6500円)及び避難雑費が賠償された事例
- 【公表番号1833※2】 自主的避難等対象区域(川俣町)から福島県外に避難したものの、すぐに申立人父のみが帰還した申立人ら(父母、成年の子1名、未成年の子2名及び未成年の孫1名)について、平成27年3月までの生活費増加費用(二重生活費増加分等)、避難費用(面会交通費、一時立入費用)、避難雑費等が賠償された事例
- 【公表番号1864※1】 父が仕事のため避難先から自主的避難等対象区域(福島市)の自宅に戻り、母と未成年の子1名が平成26年3月まで福島県外での避難生活を継続した申立人らについて、平成26年3月までの避難費用、面会交通費、生活費増加費用、避難雑費等の賠償が認められた事例
- 【公表番号1875※1】 自主的避難等対象区域(郡山市)から平成24年4月にいったん県内の他の自主的避難等対象区域内の自治体に避難した後、平成25年8月に県外に避難した申立人ら(母、未成年の子)について、平成25年8月の県外避難も含めて原発事故と相当因果関係があるものと認め、避難雑費(平成24年4月から平成27年3月まで)が賠償された事例

## ケ その他損害 令和2年版342頁

- 【公表番号1657※1】 自主的避難等対象区域(福島市)から避難した申立人らのうち、化粧品販売業を営んでいたが避難に伴い営業不能となった申立人母について平成23年3月か

ら同年9月までの営業損害（逸失利益）が賠償された事例

【公表番号1718※2】 平成24年3月に自主的避難等対象区域（須賀川市）から県外に避難した申立人ら（父及び子2名）のうち申立人父が経営していた飲食店について、自主的避難のために休業を経て閉店したことによる営業損害（逸失利益）として、事故前3年間の売上げの平均値を基に算定した6か月分の貢献利益（150万円）が賠償された事例

【公表番号1854※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していた申立人の歯科技工士業にかかる営業損害について、平成23年3月分から同年4月分まで原発事故の影響割合を5割ないし3割として賠償された事例

#### (4) その他論点（避難開始時期が問題となるもの等） 令和2年版342頁

【公表番号1627※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人らについて、子らの避難による転校先における順応状況や原発事故に対する恐怖心が強かったこと等を考慮し、平成24年1月分から同年3月分までの生活費増加費用（保育料及び家賃の各増額分）及び避難雑費（子1名当たり月額2万円）が賠償された事例

【公表番号1705※1】 自主的避難等対象区域（郡山市）に居住していた成人である申立人が、原発事故直後の平成23年3月に1週間程度福島県外に避難をした後、自主的避難等対象区域に所在する婚約者の実家において生活し、その後の同年7月に福島県外に避難したところ、これららの避難に伴う一連の移動に合理性を認めて同年3月から同年7月までの避難費用（移動交通費）及び生活費増加費用（家財道具購入費）が賠償された事例

【公表番号1725※1】 県南地域（白河市）に居住していた申立人ら（祖母、父、母及び子3名）が、原発事故直後に短期間避難した後でいったん自宅に戻り、平成23年6月から再度県外に避難したことについて、自宅付近の放射線量が自主的避難等対象区域の主要都市と同程度以上であったこと等を踏まえてその合理性を認め、平成25年12月分までの避難費用（共益費）、生活費増加費用（光熱費等）、避難雑費（子3名にそれぞれ月額2万円）等が賠償された事例

【公表番号1738※1】 申立人ら（祖母、父、母及び未成年の子供）のうち、原発事故後に申立人母及び未成年の子供が自主的避難等対象区域（伊達市）の自宅からの避難を検討し、避難先の部屋を借りる準備も進めたが、避難に伴う申立人母の退職や世帯の分離に伴う生活費の増加等の事情が解消されずに避難を断念した申立人ら（祖母、父、母及び未成年の子供）について、生活費増加費用（住居費）として、避難の検討中に負担した平成24年1月分から同年3月分までの家賃分が賠償された事例

【公表番号1740※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）に居住していたが、平成23年3月に母（懐妊中）が故郷である外国に避難し、出産を経て同年末に母子でいったん帰国したものの、平成24年7月に再度母子のみで外国に避難した申立人ら（父、母及び子）について、一連の避難経過に鑑み、平成24年の避難についても合理性があるとして、精神的損害（申立人母について、出産前後の状況を踏まえて6万円増額した分を含む）のほか、平成24年12月までの避難交通費、宿泊謝礼、面会交通費、一時帰宅費用、生活費増加費用及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号1750※4】 自主的避難等対象区域（須賀川市）に居住していた申立人ら（母及び未成年の子2名〔第二子は原発事故後に出生〕）について、原発事故直後に避難した後、平成23年8月に自宅に一時帰宅した翌月に第二子を出産し、再び平成24年7月に避難した一連の避難の経過及び平成27年3月までの避難の継続に合理性を認め、同月までに生じた避難費用、一時帰宅費用等が賠償されたほか（ただし、申立外の元夫分を考慮し、平成26年2月分までの損害は算定額の2分の1の限度で認める。）、平成30年3月に申立人母の実家に帰還した際の引越費用、交通費等が賠償された事例

【公表番号1751※2】 自主的避難等対象区域（福島市）から宮城県に避難した申立人夫婦について、平成23年6月上旬の避難開始に合理性を認めた上で、避難継続の合理的期間を平成23年8月末までとし、同月末までを対象とする入居諸費用（敷金の一部、礼金、仲介手数料及び鍵



交換費用等)、避難先家賃等、家財道具購入費用及び通勤交通費増加費用が賠償された事例

【公表番号1788※2】 自主的避難等対象区域(いわき市)から平成24年2月に避難した申立人ら(父母及び子1名(成人))について、医師からの助言を踏まえて、精神疾患を抱える申立人子の原発事故に伴う被ばくへの不安等によるストレスを軽減しようと考えて避難を実行した経緯に鑑み、同月に避難開始をするに際して支出した避難交通費、家財道具購入費が賠償された事例

【公表番号1803※1、※2】 自主的避難等対象区域(郡山市)から平成24年12月に避難を開始した申立人ら(母及び未成年の子2名)について、原発事故直後に避難を決意したものの、避難予定先で子の学校編入ができなかったため直ちに避難を実行できなかったこと等の事情を考慮して自主的避難の合理性を認め申立人母の平成25年6月までの就労不能損害、平成27年3月までの生活費増加費用(二重生活に伴う増加分)、一時帰宅費用及び避難雑費が賠償された事例

【公表番号1820※2】 自主的避難等対象区域(福島市)から成23年中に避難し、いったん帰還した後、平成24年4月に再度母子のみで避難した申立人ら(父母及び未成年の子2名)について、平成24年4月から平成27年3月までの避難交通費、家族間面会交通費、一時帰宅費用、避難雑費等が賠償された事例

## 第11 その他 令和2年版345頁

### 1 除染費用(中間指針第二次追補第4) 令和2年版345頁

#### (1) 中間指針等の整理 令和2年版345頁

#### (2) 当該指針等に関する和解事例 令和2年版347頁

##### ア 避難等対象区域に係る事例 令和2年版347頁

【公表番号1603※3】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に所在する自宅兼作業所が特定避難勧奨地点に指定された申立人らについて、自宅兼事業所の放射線量を計測する目的で購入した放射線測定器の購入費用25万円のうち直接請求における既払金10万円を除く15万円が賠償された事例

【公表番号1656※1】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)に居住していた申立人について、平成25年に実施した自宅敷地の表土除去及び立木伐採等の除染費用が賠償された事例

【公表番号1694※1】 地方公共団体が住民に一時避難を要請した区域(南相馬市鹿島区)に居住する申立人らが、平成27年に除染目的で行った住居周辺の屋敷林の伐採及び整地作業について、立証の程度等を考慮し、業者に依頼した部分に係る支出費用、申立人ら自身や近隣住民が実施した部分に係る労賃分等のいずれについても5割の限度で賠償された事例

【公表番号1721※2】 緊急時避難準備区域(南相馬市原町区)に居住していた申立人らについて、平成28年1月に実施した屋敷林の除染目的の伐採費用の7割相当額が賠償された事例

【公表番号1768※1】 避難先から居住制限区域(浪江町)の自宅に帰還して生活していた申立人について、国により実施された自宅及びその周辺の除染に未実施部分があつて放射線量が高いままとなっており、再度の除染を自治体に依頼したが実施されなかったため、申立人が業者に依頼し、令和2年10月頃に実施した自宅敷地の舗装除染工事費用のうち、実施された除染工事の内容を踏まえ、その5割相当額が賠償された事例

##### イ 避難等対象区域外(自主的避難等対象区域等)に係る事例 令和2年版349頁

【公表番号1600※1】 自主的避難等対象区域(伊達市)に居住する合計5世帯14名の申立人らが平成23年11月頃に共同で実施した除染費用について、申立人らが自ら行った除

染作業の労賃（1人当たり、作業内容に応じて1日当たり1万円、半日当たり5000円又は1時間当たり1000円）及び高所作業車等のリース代が賠償されたほか、業者に依頼した除染作業の費用の全額が賠償された事例

【公表番号1643※1】 自主的避難等対象区域（福島市）において果樹園を営む申立人について、高圧洗浄による除染によってぶどうの木が枯死したため新たに苗木を植え替えたが、植え替えた苗木が成木になるまでの間、当初3年間は果実の収穫が得られず、4年目から6年目までも収穫量が減少したことによる平成27年9月から令和元年8月まで（植替え後3年目から6年目まで）の減収分として、枯死したぶどうの木から得られたであろう金額と植替え後の苗木から得られた金額との差額が賠償された事例

【公表番号1667※1】 岩手県で陶芸用の薪の加工販売業を営む申立会社が取引先からの要望により、平成30年8月から令和元年7月までに実施した薪の放射線量低減作業（樹皮の剥ぐ方法による。）について、作業の必要性や支出費用に関する資料の提出状況等を考慮し、作業に要した費用の約3分の1に相当する16万円が賠償された事例

【公表番号1672※2】 栃木県内においてきのこ菌床栽培用のおが粉を生産・販売している申立人について、原木の高圧洗浄作業に要した費用として、平成30年4月から平成31年3月までの人件費増加分及び水道料増加分並びに平成23年5月から平成29年5月までのフォークリフトのリース料が賠償された事例

【公表番号1738※5】 自主的避難等対象区域（伊達市）に居住する申立人らについて、老朽化により雨漏りが生じていた雨どいから自宅に放射性物質を含む雨水が入ることを防止するために実施した雨どいの補修費用につき、除染費用として半額程度の範囲で賠償された事例

【公表番号1780※1、※2】 自主的避難等対象区域（伊達市）に居住する申立人について、放射線測定器の購入費用のほか、自宅で栽培した自家消費野菜に実施した平成23年中の放射線検査費用が賠償された事例

【公表番号1788※1】 自主的避難等対象区域（いわき市）から避難した申立人ら（父母及び子1名（成人））について、除染、被曝回避等の判断のために必要な費用として、放射線線量計の購入費用が賠償された事例

## 2 弁護士費用 令和2年版355頁

## 3 遅延損害金 令和2年版357頁

## 4 立証方法等（集団案件含む。） 令和2年版359頁

### (1) 中間指針等の整理 令和2年版359頁

### (2) 当該指針等に関する和解事例 令和2年版359頁

【公表番号1584※1】 特定避難勧奨地点が存在する南相馬市原町区片倉地区に居住していた住民38名からの申立てについて、各世帯に共通のアンケートを送付するなどして同地区住民の生活状況の変化、避難状況、自家消費米又は野菜を耕作していた田畑の除染状況、放射線に関する情報を調査するという審理方法により、申立人ごとに田畑の除染時期から1年後（最長で平成29年3月分）まで、食費増加費用（世帯人数に応じ、米について年額4万円又は6万円、野菜について年額8万円又は12万円）の和解案を提示し、集団的解決が図られた事例

【公表番号1716※2】 帰還困難区域（大熊町）において、設備保守点検業等を営んでいた申立人の平成23年3月分から平成27年2月分までの営業損害（逸失利益）について、原発事故による避難後の盗難被害により客観的な証拠が通帳や請求書以外になく直接請求手続では最低賠償額である1か月当たり5万円の限度で賠償を受けるにとどまったものの、和解仲介手続の過程において申立人から事情を聴取するなどして把握された原発事故前の申立人の事業実態を踏まえて算定した額（976万4172円）が賠償された事例（ただし、既払金は除く。）

- 【公表番号1745※1】 会津地方でしいたけの原木栽培及び漢方薬の原料となるホオノキ等の採取販売業を営む申立人について、原発事故の影響によって申立人のホオノキ等の販売先とその取引先との間で福島県産のホオノキ等の取引が停止され、申立人がホオノキ等を出荷できない状況が継続している事情等を申立人の取引先からの聴取結果等により認定し、平成28年1月から令和2年12月までのホオノキ等の採取販売に係る逸失利益（疎明資料の不足を考慮して、影響割合は平成28年1月から平成30年12月までは5割、平成31年1月から令和2年12月までは4割。）の賠償が認められた事例
- 【公表番号1843※1】 避難指示解除準備区域（檜葉町）に居住していた申立人の就労不能損害について、原発事故前の給与支払が現金手渡し方式であり、勤務先が津波被害を受けたこともあり原発事故前収入の裏付け資料が乏しく東京電力の直接請求手続では認められなかったものの、申立人及び原発事故当時の勤務先理事長からの聴取により事故前の収入を認定し、平成23年3月から平成26年2月までは認定された給与額全額が、同年3月から平成27年6月までは認定された給与額と新規就労先給与額との差額の賠償が認められた事例
- 【公表番号1858※1】 居住制限区域（浪江町）に居住していた申立人ら（姉妹）が自宅に保管していた高額の着物につき、写真等の客観的資料はなかったものの、申立人らから詳細な事情を聴いた上で残価率及び立証度を乗じて一部（主張金額の6%）が賠償された事例